

会報

第83号

国立大学協会

昭和54年2月

(第29卷第1号 通卷第83号)

会報

第83号

冬季
2月号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー

戦後教育を顧みる 福原満洲雄 5

●学長の国際交流

フィリピンの大学学長団の来日 佐々木忠義 11

〈窓〉縄文時代線刻絵画について 村越 潔 26

事業報告

●諸会議議事要録 (10月～12月)

理 事 会 (11.10) 27

会務報告

協 議

上越教育大学ほか4大学の加入について
国立大学協会会費の基準の改正について
第63回総会日程について
第64回総会の日時・場所等について
委員の交代について
各委員会委員長報告と協議

第63回総会〔第1日〕 (11.29) 38

会務報告

協議事項

上越教育大学ほか4大学の加入に伴う諸規則の改正に
ついて
国立大学協会会費の基準の改正について
各委員会委員長報告と協議

第63回総会〔第2日〕 (11.30) 57

各委員会委員長報告と協議
大学運営協議会について
創立30周年記念行事について
次回(第64回)総会等について

第30回事務連絡会議 (12.1) 59

文部省事務連絡事項
大学入試センター連絡事項
総会状況報告

第1常置委員会 (10.16) 66

助手問題について
専門官制度問題について
大学院問題について

第1常置委員会 (11.17)	74
助手の待遇改善の問題について	
大学院問題について	
研究技術専門官制度の問題について	
第2常置委員会 (11.28)	79
共通第1次試験に関する二、三の問題について	
履修課程の問題について	
中国からの留学生受入れについて	
共通第1次入試に私立医科大学からの参加申入れについて	
共通第1次入試出題委員の氏名について	
第3常置委員会 (11.28)	84
課外活動施設について	
第4常置委員会 (10.11)	88
学寮問題について	
福利厚生施設の基準面積について	
第4常置委員会 (11.28)	91
福利厚生施設の基準面積について	
第3・第4常置合同会議 (11.28)	95
福利厚生施設の基準面積について	
第5常置委員会 (11.16)	98
オーストラリア大学長招致について	
中国からの留学生受入れについて	
第6常置委員会 (11.10)	104
定員問題について	
専門官制度について	
学費問題について	
医学教育に関する特別委員会拡大委員会 (10.17)	107
卒後研修の問題について	
教養課程に関する特別委員会 (10.17)	113
報告書のまとめについて	
次期委員長の選任について	
大学格差問題特別委員会 (10.30)	115
修士課程充実の問題について	

教員養成制度特別委員会 (10.13)	119
一般大学・学部における教員養成の問題について	
教育系大学院について	
教員養成制度特別委員会 (11.25)	122
一般大学・学部における教員養成ならびに教育系大学院に関するアンケートについて	
就職問題懇談会 (12.7)	124
昭和53年度卒業予定者の就職見通しについて	
昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期について	
●第63回総会 国立大学協会事業報告書	130
●諸 会 合 (10月～12月)	138

要 望 書

研究技術専門官制度の新設に関する要望書	139
---------------------	-----

資 料

上越教育大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について	145
国立大学協会の会費基準改正に伴い、「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」の制定ならびにその他の関係規則の一部改正について	146
今後の学寮のあり方(参考資料)	147
研究技術専門官(俸給表の新設)の構想試案に関するアンケート調査結果	149
昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ	156

そ の 他

新規加入大学	157
学長等の異動	157
寄贈図書	158

戦後教育を顧みる

東京農工大学長 福原満洲雄

*

戦後短期間に多数の大学が新設された当時、それらが果してその名に価する実を有する大学に成長し得るかという危惧を抱いたのは筆者のみではなかったろう。旧制高校や専門学校が昇格した大学は施設・設備の面で不十分であることは明瞭であるが、これは財政的措置でやる気さえあればいくらかでも改善できる。もっと重要な問題は大学に相応しい人材を揃えることである。高校あるいは専門学校時代の教官の処遇の問題もある。それとともに急に新設された大学に教官を送り込む供給源があるかというさらに困難な問題があった。人材の養成ということは単なる財政措置だけで解決するものではない。人材の需給関係を勘案して、漸進的に大学の増設の計画を樹てるべきであったろう。

大学のみならず、戦後の六・三・三制導入も同じような問題に直面していた。教育の普及高度化は好ましいが、問題はその速度である。余りに急激な拡大は必然的に水準の低下を招く。戦前の教育体制の変革が必要であったか否かの議論はさておいて、教育が国民の将来に及ぼす影響の重大さを思うとき、余りにも性急に改革の成果を追求した嫌いがある。

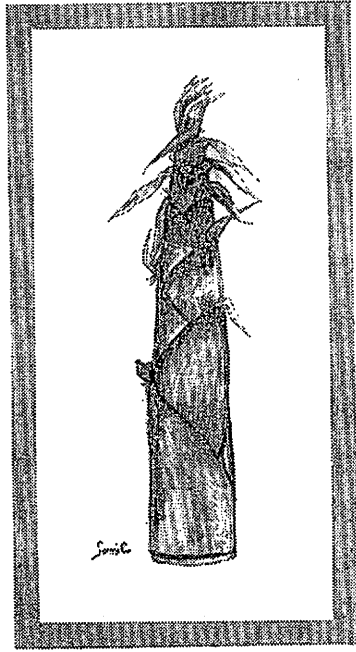
筆者の専門は数学であるが、例えば初等・中等教育における数学の指導要領の改訂が余りに大幅であり、しかもその方向が揺れ動いていた。戦後単元教育が強調され、その考えが初等教育に導入されたが、これに対する批判が起り、間もなく単元という語は教科書から消えた。高校の数学は解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何の選択制となったが、高校の段階でこのような選択制を導入することに最初から疑義がもたれた。これが実施されてから、大学の理工系に進学した学生の大部分は幾何を履修したというのは名のみで、実がなく、そのため数学の学力に重大な欠陥を生じていることが大学側から指摘されるに至った。そのため他教科に先立って数学の指導要領の改

訂が行われ、前述の選択制が廃止された。このときは筆者も指導要領改訂の委員会のメンバーであった。この会議席上でも単元教育是か非かの議論も闘わされた。また実質的に幾何を履修しない結果として図形認識の軽視、論理性の欠如、計算技術偏重となり、数学の基礎的教養に重大な欠陥を生じていることが指摘された。数学担当の大学教官に高校の数学教育に対する不満が強く、日本数学会からこの委員会へ異例ともいえる申入れが行われた。当時高校長であった一委員から、高校の卒業生を多数受入れている大学側の意見は尊重されねばならないという発言もあって、多くの批判があった数学教育の内容が是正された。このときの改訂の方向は次回も踏襲されたが、次第に教育の現代化の掛け声が強くなり、集合が小学校の算数にまで導入されるに至って、今度は世間の批判を浴びるようになった。最近の指導要領の改訂で極端な現代化に歯止めがかけられたが、新たにコンピューター導入是か非かの議論が起ってきた。ここで私見を述べることは差控えるが、悔いを後に残さないよう慎重な対応が望まれる。

高校教員にしてみれば、改訂された内容を消化吸収し、これを授業に活かす努力をして、効果が出てくると、また違った方向に改訂されるのでは困ったことである。もちろんどんな改訂があっても、すぐにそれに対応できる実力が教員に備わっていればよいが、現実はそのようなわけにはいかない。現職教員の再教育が真剣に論議されるようになったのは遅すぎるが、当然といわねばならない。

大学側は初等・中等教育の実状にもっと関心をもつべきである。音楽やスポーツでは早期教育の重要性が広く知られているのに、学問のこととなると全く理解されていないのは不思議なくらいである。筆者は学生に、覚えることは勉強ではない、それは広い知識を得るために必要な手段ではあっても、自分で考える努力が伴わなければ勉強にならない、ということを強調している。それでも学生にはなかなか理解されない。知識を詰め込むことが勉強だと思い込んでいるからであろう。そんな学生を教育して独創的な仕事ができるようになることを期待できるだろうか。中には自分で考える努力なしでは勉強にならないことがわかってきたという学生もいるが、それは大学院に進学して何年か指導を受けた院生である。

大学の入試は大学と高校の接点である。今日の受験勉強で高度の受験技術を体得



した高校卒業生を選抜して入学させる入試制度が大学にとって好ましい選抜になっているか反省する必要がある。数学のオリンピックで日本は最も優秀であったという事実は、高度の受験技術を身につけた受験勉強の成果といえるだろう。だからといって、日本では数学が文化面に有効に作用し、研究面で独自の分野を開拓しているかという、甚だ疑わしい。受験の

ための勉強は記憶偏重となり、修得した知識を活用し、独創的能力を発展させる効力に乏しい。物理的制約があるから、ある程度の選抜はやむを得ないとしても、それが大学にとっても、高校にとっても、好ましいものとなる方法を両者の協力によって開発しなければならない。この場合、大学側は高校教育の現実を正確に把握するとともに、高校側も大学が高校に何を求めているかを理解する必要がある。

戦後は小学校の教育でも詰め込み主義ではなく、自学自習の態度を身につけるのだということを強調したようであるが、先生が教えてくれなければ父兄に教わる。中学・高校へ進むともう記憶主体の受験勉強となる。こうして大学へ進学した学生の勉強態度を改めさせるのは容易でない。昔から言い古されてはいるが、鉄は熱いうちに鍛えねばならない。音楽でもスポーツでも早期教育が重要なのはそのためである。囲碁や将棋でも同様である。子供は2歳から3歳の頃に急に語彙が豊富になる。この時期に周囲の大人が子供の不明瞭な発音でも理解しようと努め、子供に話しかけることが大切である。それが子供の将来の言語生活に重大な影響を及ぼす。狼に育てられた少年に人間の言葉を教えようと努力したが成功しなかったという事例は幼児期の言語教育が如何に重要であることを物語っている。記憶力旺盛の時期に詰め込み反対、自分で考えさせるなどといっても効果は薄い。反対に推理能力が発達する時期にその能力を伸ばさず教育をしないと、将来の知能の発育に重大な影響をもたら

すであろう。もし入試制度のために知能の発育に適した教育が思うようにできないとしたら事は重大である。

高校での教育の成果が有名大学への合格率で判断されるようでは教育の正しい評価は得られない。高校時代にどのような生徒が卒業後どのように成長していくかを高校側がしっかり把握していれば、大学進学に適した生徒を自信をもって推薦できるであろう。そのためには高校と大学が常時情報交換の場をもつことが望ましい。大学教官の中に希望者があったら短期間でもよいから実際に高校生の授業を受持ってみるのもよい。大学側と高校側の相互理解を深めることによってのみ高校生に適切な進路指導ができるようになるであろう。共通1次テストを前提とするなら、推薦入学をもっと重視すべきである。第2次入試は、社会人や高校を卒業しなかった者に門戸を閉ざさないように残しておくのがよいであろう。共通1次テストの実施が入試の改善につながるような選抜のあり方の検討こそが今日の課題である。その検討をしないまま共通1次テスト実施に踏切ったのは見切り発車の観が強い。

さて少数の有名大学志向の一般的風潮が改まらねば、入学者選抜にどんな方法を採用しても少数大学が狭き門となり、受験競争は避けられない。しかしこれは本人の能力よりも、どの大学の出身ということが大きく物をいう社会の問題である。しかし学歴無用論を唱える企業も現れており、この点も次第に是正されることを期待したい。大学としては、もしほんとうに少数の有名大学でなければ人材が養成できないのだとしたら大問題である。そうだとしたら社会が大学によって差別待遇をしてもやむを得ない。果して事実かどうか。ここで冒頭で述べた事実に戻る必要がある。戦後新設された大学は出発の時点でこそ内容が充実しているとはいえなかったが、其後約30年間、不利な環境を克服して、大学に相応しい内容を整えるために各大学が真剣に努力を重ねたその成果は認めるべきであろう。最初から格差を固定化するつもりなら大学というべきでなかった。大学として設置を認めたなら、それに相応しい研究・教育の場としなければならない。各大学がそのために努力してきた今日、格差に対する不満が強くなってきたのは当然である。

日本学術会議の数学研究連絡委員会では、新設された大学における数学担当の教官を充実するため、教官の需給関係を勘案し、旧七帝大、旧二文理科大の数学科の

強化拡充を提案した。幸にこれが、7, 8割程度認められ、まだ多少の欠陥は指摘できるが、新設大学の数学担当教官を充足することができた。恐らく他の専門分野でもそれぞれの努力によって教官が揃えられたのであろう。このようにして大学に相応しい教授陣が整備されてくるにつれて研究・教育環境の不備に対する不満が表面化してくるのは必然的な勢いである。教官研究費、一学科の規模、講座構成定員などの格差は暫く措くとしても、優れた研究者が後進を指導育成できないような状態に放置することは国家的損失でもある。連合大学院あるいは総合大学院として博士課程設置の要求が盛上ってきた現時点において、国がその要求に適切に対応することが望まれる。

現在の博士課程の教育にいろいろ問題のあることは事実である。オーバードクターの問題はその量ではなく質にあることが指摘されている。新構想の博士課程はこういう批判を踏まえた上での計画であることも注目すべきである。しかも研究者の層は戦前に比べて飛躍的に厚くなっているとはいえ、科学・技術の発展の目覚ましい今日、まだその進歩に対応できるだけの人材が揃っているといえる状態ではない。著しく人材が不足している分野もあるので、指導能力のある研究者に後進を育成できる機会を与えることは必要である。

今日の学術の急速な発展は少数の優れた科学者によるのではなく、戦前とは比較にならない厚い研究者の層によって推進されているのである。こういう将来の見通しがあったとは思えないが、戦後多数の大学を新設したことはまことに適切な措置で、研究者の数を飛躍的に増大させた効果は著しく、世界の趨勢に遅れなかったことは幸であったが、さらに人材の需給関係と地域分布を考慮して、増設速度を加減したなら、今日のような戦後新設された大学の不満を生じないようにできたのではないだろうか。新設大学に研究者の育成に必要な博士課程の設置を長い間認めなかったのをみると、やはり研究者の層を厚くすることの必要性が認識されていたとは思えない。

科学の進歩は学問の分化をもたらす。戦争直後の大学はこのような状況に対応できるものではなかった。数学についていえば、戦争直前に新設された九大、名大の数学科が完全5講座で、当時既設の数学科で最も恵まれていた阪大の数学科でも完

全4講座に過ぎなかった。学問分野の戦後の新しい展開に一大学の規模では対応し切れないので、複数の大学が連合して院生の指導教育に当るべきであるという考えも一部では早くから唱えられていた。日本学術会議の体制委員会でこういう構想が討議されるようになってからでも10年以上を経過している。連合大学院構想の具体化が最も進んでいるのは農水産系で、全国的な盛り上がりを見せており、その創設準備室が東京農工大学に設置されたが、時機を逸することがないように、その早期実現が要望されている。工学系も関博協（関東国立大学理工学系連合大学院博士課程設置準備協議会）を組織し、連合大学院実現への努力が続けられている。

学問は分化した専門分野がバラバラに発展するのではなく、それらが相互に密接な関連を保つことによって新しい展開が期待されるのである。そのためには分化に対して総合の必要性を生ずる。そこから総合大学院の要求が生まれてくる。それは学部間の壁を破るものであり、連合大学院は大学の枠を越えて協力関係を樹立する上に有効であろう。世上とかく批判のある大学の閉鎖性に対しても、それらは改善につながるものとして評価できる。

大学の量的拡大は質の低下を招くといったが、それは平均値の問題で、研究者の厚い層に支えられることによって国の最高水準は高くなり、その中から自然に世界で最高水準の研究も数多く生まれるようになる。しかし日本人はとかく流行を追いたがる傾向が強く、そのため研究者がある分野に偏在し、ある分野は空白に近い現象も起る。このことは異なる分野の結合によって新しい分野を創造し、発展させる力に不足する一因ともなる。その上、日本人自身が独創的で萌芽的な仕事をして、それが外国で評価されるまでは、それに正当な評価を与えようともせず、それを発展させようとしめない。もしせいぜい同程度の仕事が、時間的に少し遅れていても、欧米で発表されていれば、その方を引用して、日本人の仕事を軽視する場合さえある。日本人はその能力よりもその心構えに問題があって、それが世界の学術の進歩に大きく寄与していないといわれる原因にもなる。素質ある人材を素直に成長させる研究・教育の環境作りが大切であるが、今日のように知能発育の重要な時期に入試で振廻されているようでは将来は明るいとはいえない。入試の根本的改善と戦後の新設大学の整備・充実を切に希望する。

フィリピンの大学学長団の来日

東京水産大学長 佐々木忠義

昭和53年度大学長招致計画により、フィリピンの大学学長団一行3名が、昭和53年10月12日より26日までの15日間訪日した。この間一行は文部省、国立・私立大学10校、一、二の研究機関等を訪問し懇談、見学を行い、日比双方にとって有意義な日を過ごしたのち成田空港より帰国した。

今回来日したのは次の3氏である。

Rev. Fr. Fredrick Fermin : Rector of University of Santo Tomas

フレドリック・フェルミン神父：サント・トーマス大学長

Dr. Jesus Jhocson : Vice-President of National University

ヘス・ホクソン博士：ナショナル大学副学長

Rev. Fr. Jose Cruz : President of Ateneo de Manila University

ホセ・クルス神父：アテネオ・デ・マニラ大学長

フィリピンの大学のほとんどは私学である。3学長の所属する大学も皆私立で、フィリピンの名門校である。特にサント・トーマス大学とアテネオ・デ・マニラ大学は1611年の創立という古い歴史を誇っている。サント・トーマス大学は宗教、文、教、法、商、理、工、医、薬、美術関係を網羅する13学部と大学院をもち、ナショナル大学は教育、教養、商、工、建築、歯、薬の7学部、アテネオ・デ・マニラ大学は法、文理、商の3学部よりなっている。

3学長は皆文科系の出身で、50歳台と若い。ナショナル大学のホクソン博士はフィリピン総合大学・単科大学協会（PACU）の会長をも務めている。

学長団一行の日程は次の表のとおりであった。

月 日	活 動		宿 舎
	午 前	午 後	
10. 12		成田空港着	ホテルオークラ (東京)
13	文部大臣表敬訪問	文部省幹部と懇談 文部大臣主催レセプション(夜)	"
14	東京水産大学訪問		"
15	休 日	休 日	"
16	東京→土浦 筑波大学訪問	筑波学園都市視察 土浦→東京	"

学長の国際交流

17	東京大学訪問	早稲田大学訪問 東京大学学長招宴（夜）	〃
18	横浜国立大学訪問	東海大学訪問	〃
19	日本学術振興会訪問	私学関係団体及び日本私学振興財団訪問	〃
20	東京→名古屋	名古屋大学訪問 名古屋大学学長招宴（夜）	ホテルナゴヤキャ ッスル（名古屋）
21	愛知教育大学訪問	工場見学 愛知教育大学学長招宴（夜）	蒲郡ホテル （蒲郡）
22	名古屋→鳥羽	鳥羽周辺見学	志摩観光ホテル （鳥羽）
23	賢島→京都 京都大学訪問	京都市内見学 京都大学学長招宴（夜）	ロイヤルホテル （京都）
24	大阪大学訪問	民族学博物館見学 大阪大学学長招宴（夜）	〃
25	大阪→東京	国大協主催懇談会 国大協会長招待パーティー（夜）	ホテルオークラ
26	成田空港発		

各大学の訪問

以下は3学長が訪問した各大学の当事者から寄せられた懇談・見学の記録である。

東京水産大学

フィリピンの3学長は、日本での大学歴訪の第一歩として、10月14日午前、東京水産大学を訪問した。

大学側では佐々木忠義学長以下各部門の代表が迎え、まず学長が本学の概要を説明、続いて懇談に入った。カリキュラムなど教育方法についての質問のほかに、卒業生の就職状況について熱心な質問を受けたのが印象的であった。他の途上国と同様に、フィリピンでも、近年急増しつつある大学卒業生と受入れ側の収容力のアンバランスが深刻な問題となっていることがうかがえた。

懇談ののち、一行は水産資料館、水産資源研究施設、水理模型実験棟、デビスコープなどを見学した。これらはいずれも東京水産大学の性格を端的に表した施設である。資料館には哺乳類、魚類から甲殻類、軟体動物に至る数々の標本類が収蔵され、漁具・漁法、水産食品製造、水産増養殖、海洋環境、地質などに関する資料が展示されている。水産資源研究施設は淡・海水循環システムであるアクアトロンをもち、水理実験棟は相当な規模の模型実験装置を容れている。デビスコープは漁船計器のシミュレーション装置である。

●フィリピンの大学学長団の来日

3学長はいずれも文科系の出身であるが、自然科学についての造詣が深く、そのうえ水産一般や水産科学について広い知識と深い関心をもたれていた。

そもそもフィリピンは世界最長といわれる海岸線を持ち、国民は昔から海とその生産物に親しんできている。全労働人口の4.5%もが漁業従事者であるという数字は、この国民の漁業への依存度の高さを如実に物語っているといえよう。現在の東南アジアでは、フィリピンはタイ、インドネシアと並んで主要水産国の地位を占めており、捕獲漁業のみならず栽培漁業の開発の面でも世界の注目を集めている。

このような国柄の故か3学長は魚の名前などについての知識が豊富で、案内者は水産科学についてかなり専門的な質問を受けた。キャンパスをひとまわりしての感想は、学生数に比して施設が広大で充実しており、恵まれた研究・教育環境を羨しく思う、とのことであった。

見学後は席を八芳園に移し、昼食を共にしながら懇談を続けた。佐々木学長は東京水産大学が留学生の全学生数に対する比率では日本でも1、2を争う大学であること、今後は留学生の受入れと同時に学術研究面での交流をよりいっそう推進したいと希望していることなどを述べた。これに対し、3学長は共に積極的な賛意と協力の意志を表明した。

最後にヘスス・ホクソン博士が一行を代表して謝辞を述べ、日程を終了した。

筑波大学

フィリピンの3学長は、10月16日、筑波大学、高エネルギー研究所および国立教育会館筑波分館を訪れ、次のようなスケジュールにより懇談・見学を行った。

小西副学長との懇談 12:30~12:50

菅野地球科学系教授およびフィリピン留学生との昼食懇談 13:00~14:00

諏訪高エネルギー物理学研究所所長代理との懇談および実験施設見学 14:20~15:00

鈴木国立教育会館分館長との懇談および施設見学 15:10~16:10

筑波大学キャンパスおよび付属病院施設見学 16:30~17:00

筑波大学4副学長との夕食懇談 17:30~19:00

小西副学長との懇談 フェルミン氏の、学生数はいくらかとの質問に、現在は学群・大学院を合わせて7千余人であるが、将来は9千人程度とする計画であると答えた。

また他国立大学と異なる筑波大学の特徴はどの点にあるかとのクルス氏の間に対し、狭い専門の教育・研究に閉じこもり、社会から遊離した“象牙の塔”であることを避け、社会に開かれた大学とするため、教育・研究組織を機能的に分離し、社会のニーズに対応する学際的教育・研究を行っている旨説明した。施設計画上の具体例として、筑波にはいわゆる“塔”がないことを挙げたところ、“筑波にはピラー（記念柱石）がある”と応答したので一同爆笑した。（3学長は昼食・懇談会場の大学会館に入館する際、同会館広場の記念柱石を興味深く見ていた。）

更にホクソン氏が学群についての説明を求めたのに対し、学群はカレッジの集合体であって、第1学群は人文、社会、自然科学の基礎学群であり、第2学群は文化・生物関係の学群、第3学群は経営・工学関係の学群で、その他に医学、体育および芸術の3専門学群がある旨述べた。

菅野地球科学系教授およびフィリピン留学生との昼食懇談 フィリピンの留学生は4名いるが、Lennie C. Natividad と Isabelita T. Manalatas の両嬢が出席した。“日本語の勉強は、漢字が多くて大変だろう。日本語には十分慣れましたか。”とクルス氏が両嬢に聞いたところ、“最初は大変だと思ったが、興味をもって勉強しているとわかるようになります。今では可成り楽になりました。”と答えた。

日本への留学生の送り出しで一番大きな問題は“日本語の習得にある”とクルス氏は自問自答していた。これに対し菅野教授は、地域研究研究科で留学生に対し日本語教育を行っているが、これは中級程度であるので、近い将来、初級のクラスもあるような日本語コースの設置が考えられている旨、日本語教育の実情を説明した。

フィリピンからの留学生4名は、全員在外公館推薦による国費留学生であるが、大学推薦による国費留学生の採用の方法もあることが説明された。なお国費留学生の月額奨学金が146,000円であることが告げられたところ“そんなにいただいているのですか”と意外な表情を示した。

諏訪高エネルギー物理学研究所所長代理との懇談および実験施設見学 西川所長がアメリカ出張中であることを前置きとして、「Outline of KEK. August 1978」により、高エネルギー陽子加速器とその配置状況について説明があった。当加速器は12GeVでアジア最大のものであるとの説明に対し、クルス氏は、フィリピンでもスタンフォード大学の古い加速器を譲り受ける話があったが、莫大な経費を要することから沙汰やみとなったと語った。

専門的事項については説明を受けるだけで、3学長は加速器については素人であるとして特に質疑等は行わなかった。この研究所では現在加速器のメンテナンスのため実験が行われなかったので、諏訪所長代理の案内で約20分間にわたり前段・線型加速器、ブースター、主リング等を見学した。特にクルス氏は大層関心を示し、磁場によるビームのコントロールおよび水素泡箱写真の解析等について熱心に質問していた。

鈴木国立教育会館分館長との懇談および施設見学 同分館「要覧」5ページの事業概要、即ち文部省主催の主な研修についての説明があった。私立学校の教員も同分館で研修が受けられるかとのホクソン氏の質問に、受けられないが、私立学校の教員は他の研修機関を利用している旨の答えがあった。

また、講師の給与は高いのかとのフェルミン氏の質問に対し、本務としての講師は置いていない、大学と文部省の先生に講師をお願いし手当を支給しているが、諸先生方は手当を意識しないで奉仕の精神で熱心に指導に当たっていると答えた。

日本の小・中・高の教員は、最近時間外の職務を拒否し、フィリピンと同じように5時になるとさっさと帰宅するようになってきているということを知っているがどう思うかとのホクソン氏の質

●フィリピンの大学学長団の来日

問に対し、鈴木分館長は“私が知る限りそのようなことはないと思う”と答えた。

その後、鈴木分館長の案内で約15分間にわたり、視聴覚研修室、調整室、スタジオ等を見学した。クルス氏が日本の小・中校にはこのような視聴覚装置が完備されているのかと質問した。分館長は、完備されている学校は少数と思われるが、文部省では昭和54年度からの5カ年計画で各学校に設置する方針であると述べた。

筑波大学キャンパスおよび付属病院施設見学 上記筑波分館からの帰途、車窓から農場、一ノ矢宿舎、本部庁舎、アカデミックコア、看護婦宿舎等を見学した。付属病院では沼田総務課長の案内により約20分にわたって、病院中央管理室、コンピューター室、ICU、透析、ナースステーション、病棟および手術室を見学した。病床数が600で近い将来800にする計画であるとの説明を行った。

筑波大学4副学長との夕食懇談 3学長は大学の建物や施設のすばらしさをほめたたえるところにも、文部省がよく予算をつけたものだ后感心していた。福田副学長から、現在国立大学中最大の中央図書館を建設中であること、国際交流会館の建設、付属病院分館の設置を計画しているなどの説明があり、また小西副学長が、情報処理と日本語の作文を必修科目として全学生に課している旨説明したところ、ホクソン氏はメモをとりつつ熱心に聞いていた。

更に、福田副学長は、教育・研究組織の特徴について詳細に説明したあと、21世紀には東京大学をしのぐ大学となるよう努力していると述べた。これに対し、フェルミン氏の“筑波大学の発展のために”という発声で一同が乾杯をした。

また、筑波大学には過激派学生がいないので健全に発展している旨他大学と比較しつつ学生の状況を説明した。

3学長は、全般的に聞き役となり、積極的な質問はなかった。

東京大学

フィリピンの学長一行3名は、10月17日午前10時、東京大学を訪問し、総長室において向坊隆総長と懇談した。この席には植村泰忠理学部教授（総長特別補佐）、および江上信雄理学部教授が同席した。

はじめに、クルス学長から一行を代表し、国立大学協会の会長である向坊総長に対し、今回の招待について謝辞が述べられた。ついで東大側から英文の大学概要に基づき、東京大学の組織、教職員・学生数等について説明を行った。フィリピン側はとくに10学部の中で教育学部の規模が他学部に比べ小さいことに注目し、日本の教員の地位、教員養成の現状についての質問があったが、本学の教育学部は教員養成のための学部ではないので、これらの問題については、後日教員養成大学訪問の際にとりあげてもらうこととした。大学と企業との関係も学長一行の関心事のひとつであり、大学への企業からの援助、学生の就職状況などについて質問があった。また学生の

就職に関連して司法試験や医師の国家試験についても質問があったが、関係の教官が出席していないため、これらについても別の機会にとりあげてもらうことにした。

今回来日したフィリピンの学長はいずれも私立大学の学長であり、したがって大学の財政問題は大きな関心事であったようだが、東大は国立大学であり、大学の予算はすべて国家財政によって賄われているという説明には大いに羨望を感じたようであった。学内における予算の配分や教員の人事に関連して、学長の権限、評議会の役割等について両国の大学の違いについて話し合われたが、総じてフィリピンの大学における学長の権限はかなり強いとの印象をうけた。

懇談のなかばで、現在東大に在学しているフィリピンの留学生2名が話し合いに参加し、留学生問題を中心に懇談が続けられた。彼らはいずれも国費留学生として大学院理学系研究科で勉強しているが、たまたまそのうちの1人がアテネオ・デ・マニラ大学の卒業生であったことから、学長一行もひじょうに喜び、和やかな雰囲気で行われた。留学生からは日本語学習、とくに専門用語の修得に大変苦勞していることが述べられたが、学長一行も日本語学習の必要性に大きな関心を示し、今後フィリピンから日本への留学生を増やすために、中等教育段階における日本語教育を含め、フィリピンにおける日本語教育の充実に側面からできる限りの努力をしたとの意見が述べられた。

なお、この日午後6時から向坊総長主催の歓迎夕食会がホテルオークラで開催されたが、文部省の篠沢学術国際局長をはじめ、川村国際教育文化課長、村井早稲田大学総長、石塚国立大学事務局長、および東大関係者が出席し、約2時間半にわたって食事をしながら懇談した。

早稲田大学

10月17日11時45分東京大学総長室に外事課長が迎えのため参上した。12時過ぎより早稲田大学校友会館で総長、担当理事、教務部長、外事課長陪席の上、昼食懇談会を行った。

総長より日本における私学の歴史、現在の私立大学における管理・運営・財政問題等について、また理事より早稲田大学の現状について詳細に説明が行われた。次にフィリピン側より同国の大学の制度、私立大学の財政問題等について説明が行われ、日比両国の高等教育について比較懇談がなされ、わが方にとっても極めて有意義なものであった。

懇談会終了後、本部構内を案内し、とくに早稲田大学演劇博物館を紹介したが、3学長は歌舞伎を中心とした古典演劇に興味を示し、同館所属の学芸員の説明に耳を傾けていた。

3時30分、ホテルオークラまで外事課長が同道お送りした。

横浜国立大学

10月18日、フィリピンの学長一行は横浜国立大学を訪問した。

●フィリピンの大学学長団の来日

まず学長が挨拶を述べ、大学の概況について主として次の点を説明した。

本学の性格：新制の国立大学であり、教育、経済、経営、工の4学部より構成される総合大学であること、それぞれ大学院修士課程をすでに開設、または開設予定であること、大学名に「国立」という文字のはいつている理由、“YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY, 1976”による概況などを説明した。

キャンパスの概況：大学発足当時は教育、経済、工の3学部がそれぞれのキャンパスに分かれていたが、1966年にキャンパス統合を決定し、1979年完了の予定であること、その土地購入費は約1.7億ペソ、建物建築費は5億ペソであること、緑化計画を進めているため、将来は環境保全林に囲まれた落ち着いたキャンパスになるものと思われることなどについて説明した。

国際交流に対する方針：横浜に立地している関係から、国際交流に力を注いでおり、現在、18か国から29名の国費留学生と23名の私費留学生を受け入れていること、フィリピンからは4名の国費留学生を受け入れており、本学からも昨年はフィリピンに教育学部学生2名を留学生として派遣したこと、本学では近く相当規模の留学生会館を建てる予定であることなどを説明した。

これらの概況説明に対して、次のような質問があった。1)大学の財政規模、学生1人当りの経費と授業料との関係。フィリピンではインフレのため大学の財政が苦しいという説明もあった。2)夏期休暇などを利用する短期間の学生交流の可能性。上智大学、ICUの場合、夏期休暇を利用して、フィリピンから数十人の学生を招いてサマースクールに参加させている。そこでは、日本語および日本事情を学習させ、また、日本人家庭に分宿させている。その結果を参考にして、その中から2～3名を選抜して、1年間の留学を許可するようにしているが、このような交換方式が本大学で可能かどうかという質問であった。

次に学内の視察に移り、まず経営学部郷司教授と大谷庶務部長の案内で経営学部建物の屋上から常盤台キャンパスを展望、続いて工学部桃木教授の説明で排水浄化センターを、同丸尾教授の説明で造船工学実験水槽を見学した。排水浄化センターは身近かな問題として予想外に興味があったようである。

構内視察ののち、11時30分より学内関係者およびフィリピン留学生との懇談を行った。出席者はフィリピン3学長、学長、学生部長、外国人留学生委員工学部小栗教授(委員長)、同経営学部郷司教授、事務局長、庶務部長、学生部次長、庶務課長、教務課長、フィリピン留学生 Mr. J. D. Villanueva (経営学部、学部)、Miss. M. L. C. L. de Leon (同)、Mr. R. Ticzon (経済学部、大学院)、Mr. V. Vicera (同)であった。

はじめに、留学生が各自、英語、日本語両方で挨拶したが、それぞれ、母国の学長達に会う機会を得たことの喜びを述べ、国費外国人留学生として享受している待遇について日本政府に感謝の意を表した。また、留学生の1人は、日本の大学とフィリピンの大学との間により親密な交流計画が結ばれることを希望すると語った。

これに対して、フェルミン学長が代表して、日本政府ならびに本学の留学生教育に謝意を述べ、

留学生のいっそうの勉学を希望するとともに、両国留学生の交流をいっそう促進し、片道交流にならないようにしたいと挨拶した。

ここで留学生4名は退席し、工学部小栗教授から、外国人留学生委員長としての立場から次のような発言があった。留学生の日本留学における最大の問題点は、日本語の習得である。特に法文系ないし社会科学系の分野では、論文も日本語で作成するように要求されることが多い。フィリピン国においても、大学の図書館にLL設備を設けるなど、日本語の習得にご協力いただきたい。

この点について意見交換が行われ、フィリピンではカレッジの段階ではじめて日本語教育を課しているが、これでは遅きに失する。小学校高学年の段階から日本語教育を開始しなければならないという意見が出ていた。また、学習意欲の問題であって、留学生に選ばれたのちでも、十分に日本語をマスターするものも少なくないとの意見もあった。

最後に、クルス学長は、両国間の交流のいっそう盛んになることを要望した。また、日本語学習について、大部分のフィリピン留学生が困難をおぼえていることを認め、言語の学習は学生の頭脳の柔軟性のある時期に始めることが望ましいこと、したがって小学校高学年から始めるために、日本から日本語教師をJapan Foundationなどを通じて派遣してもらいたいと考えている旨の発言があった。また、フェルミン学長が本学の招待に対して謝意を述べた。

懇談を終えた後、“港の見える丘公園”，外人墓地などを案内し、中華街の重慶飯店別館で昼食をとった。見学は短時間であったが、概況説明などで横浜港に言及していたため、好評であったようである。

東海大学

10月18日15時、フィリピンの3学長は東海大学湘南校舎に到着、直ちに総長室で大学側との懇談に入った。本学側の出席者は牧野学長、教務部長三原教授、学生部長山口教授、国際部長菊池教授、その他国際関係教職員若干名であった。懇談会ではまず本学の歴史、教育目的、現状等につき概略を説明し、次に湘南校舎について写真により概要を説明した。その際受けた主な質問は次のようなものであった。男子学生と女子学生の比率；学生数は日本で何番目か；学生寮はどうなっているか；フィリピンからの留学生数；留学生の国別人数と専攻；交換教授について；政府からの私学への援助金の額；大学院への進学状況；大学への納付金；学生の生活費の額。

続いて東海大学在学中のフィリピン留学生と懇談の後、湘南校舎内の見学を行った。3学長はコンピューター・ルームで学生が自由に機械を操作している姿に興味を示し、体育館での体育の授業も立ち止って見学した。また、本学がわずか35年でこのような規模の大学になったことに、一様に感嘆の声をもらしていた。

湘南校舎の見学を終えた学長一行は、本学国際課長三小田教授と学務局国際課付の立山助教授

④ フィリピンの大学学長団の来日

の案内で東京に戻り、東海大学校友会館で会食を行った。

名古屋大学

10月20日、フィリピンの学長一行は名古屋大学を訪問した。対談は最初に学長から名古屋大学の沿革、現状等について説明し、ついで、フィリピン国学長からの質問に答えるという形で行われた。対談前の昼食においてコミュニケーションが図られたこともあって、対談は終始なごやかなふんい気のうちに進行した。

対談の内容は、1)研究テーマの決め方と行政当局のかかわり、2)授業料について、3)大学の管理・運営、等多岐にわたった。中でも、フィリピンでは、私立大学に対し国が僅少な予算しか補助しないにもかかわらず、政府のコントロールが相当部分にまで及んでいること、また、授業料が我が国の国立大学と比してもかなり低額であること等の発言があり、注目された。

ついで、フィリピン国出身の3人の留学生（大学院レベル2名、学部レベル1名）との懇談がもたれた。留学生の一人が招待学長校の卒業生であったため、懇談は予想以上にはずんだものとなった。

懇談後は、文科系施設→語学センター→理科系施設→附置プラズマ研究所の順に見学が行われた。語学センターでは、外国人に対する日本語教育の仕組み等について関心が寄せられた。また、プラズマ研究所では、招待学長の専門分野と異なっているにもかかわらず、熱心な質疑応答が交された。

夕方、名古屋大学長招待夕食会が開催され、自由な懇談が行われた。名古屋大学からは学長のほか、工・農の各学部長、文・教の各学部代表教授および事務局長が出席した。

また、10月22日（日）には名古屋大学の世話で三重県の鳥羽・賢島に案内し、二見浦、御木本真珠島、パール・ロード等を見学した。一行は非常に興味を示し、大変喜んでくつろいだ一日を過ぎた。

愛知教育大学

フィリピンよりの3学長は10月21日愛知教育大学を訪問、本学学長等との懇談、学内の教育工学センターと障害児治療教育センターの視察、小原和紙工芸の見学を行った。

本学学長等との対話・懇談では、フィリピンと日本の教員養成の実態、教育情報および大学教育全般にわたり意見交換が行われたが、その主な話題等は次のとおりであった。1)教員養成制度については、両国の実態が話し合われたが、特に日本の旧帝国大学の教育学部、総合大学の教育学部および教員養成大学の特徴や機能について、本学学長から詳細な説明があった。2)カウンセリング担当教官（高・中学校）の必要性と養成の実態。3)大学における宗教教育の実態とその必

要性の是非について意見交換があったが、フィリピン国では宗教法人立大学を除く一般大学では、宗教教育は行われていないとのことだった。4)学校教育における音楽教育は、両国共に西洋音楽を軸として行われている。(最近伝統音楽への関心が高まっている。)5)学生の課外活動の現状と意義に鑑み、知識偏重を排し円満な人格の発達を図るためにも、もっと課外活動を重視する必要があるとする一致した意見であった。6)大学入学選抜方法としての全国統一テスト、特に共通1次試験については、フィリピン側から、これまでの経験から大学間の格差を表面化する傾向があり好ましくないとの意見であった。本学学長から、日本での経緯、長所などの説明が行われた。

教育工学センターでは、教育機器を中心に現場説明があり、特に、教育行動分析についてはテレビ利用の授業システムのシュミレーション、CAI (Computer Assisted Instruction) については日英対応の言語学習プログラム、数学ドリル問題の自動生成プログラム、等について強い関心を示した。

障害児治療教育センターでは、研究活動の概要説明のほか、障害児治療教育の遊技療法、精神機能訓練および水治療法等の実施されている現場を視察した。所長から、この治療教育をとおして人間とは何か、人間教育とは何かを考えさせられること、また障害児も平等の人間として対応するときが治療効果が最も高くなることを説明、これに対し3学長は強い共鳴と関心を示した。

小原和紙工芸見学では、代表的作家の一人山内一生氏宅を訪問、同氏から和紙工芸の歴史、作品作成工程等の説明があり、工芸作品の観賞の後、工房で和紙に各自手書きで作品を作成した。作品は後日、3学長に送付した。3学長は和紙工芸見学には非常に興味を示し、いろいろ質問もあったが、特に各自の作品は日本での記念にもなると喜んでおられた様子であった。

夕食会場への途中「トヨタ会館」に立ち寄り、トヨタ自動車の製造工程の展示および最新の自動車の展示を見学した。

京都大学

フィリピンの3学長が総長および各学部長、研究所長等との懇談会で述べられたことの主要な内容は次のようである。

1) フィリピンの大学は、これまで全面的にアメリカとヨーロッパの教育文化を模範としてきたし、また、それを誇りにもしてきた。しかしながらここ10年くらいの間に、アジアの一国としての自覚が急速に高まり、そのようなアジア人としての文化的同一化をどうして達成するかという問題に直面している。このために日本語の修得、日本文化の理解、日本の経済発展の学習が重視されるようになり、日本への留学の希望者も増えている。その人々の質も決して悪くなく、ヨーロッパ、オーストラリアへの留学生に匹敵すると思われる。

2) フィリピンの大学教育は全部英語で行われている。フィリピン語が国語として決められているが、その中核はタガログ語であり、他部族語を話す人の数の方が多いため、それがマライ語

●フィリピンの大学学長団の来日

やインドネシア語のごとく英語にとって代る方向での政策はとられていない。まだ当分は英語中心が続くであろう。したがって、フィリピン人は英語以外の外国語を学ぶという意欲が低く、また、英語の効用が著しく高い。このため日本の大学でも英語で教育してくれるところがあれば有難いし、そこに多くの留学生を送ることができよう。

3) フィリピンの大学生の年齢は、日本の大学でいえば短大に当るところにあり、大学院へ進んで初めて専門課程の訓練を受ける。多くの私立大学は学生数が多く、大学も多くて、若干の優秀な大学（訪問者の大学は皆それに入る）を除けば、職業学校のようなところが多いのが実情である。ただし、医学部については別の学年構成になっている。

4) 日本やアメリカの大学で医学を学んできた人も、フィリピンでの国家検定試験および地方の保健所での実習を通れば、資格を得ることに支障はない。

5) フィリピンの大学は英語で教育をするせいもあってかなり国際化しており、海外からの留学生もかなり多い。東南アジア、南アジア、イラン等の留学生は日本よりも多いと思う。

6) フィリピンの大学の工学部の施設は非常に悪く、ただ基礎的な事を教えているに過ぎない。この分野での日本の優れた技術教育に学びたい。これからのフィリピンは、この分野の研究・教育が大切であるが、まったく立ち遅れている。

7) 日本に留学する以上は、日本語を修得し、日本文化を理解するような気持を持ってほしいとの総長の要望に対しては、それに賛意を表しつつも、短い留学期間で成果を挙げるのが難しい実情をフィリピンからの留学生から聞いたと答えた。また、むしろフィリピンにおける日本語講座の充実を図り、ある程度の言葉のできる学生を受け入れてはどうかとの所見に対しては、かえって日本側から、そうすると英語の本の読めない留学生の来るのも困るという意見が出され、両方の試験をするとなると応募者が少なくなるかもしれないと述べられた。

8) 日本の学者がそれぞれの専門分野においてか、東南アジア研究について、フィリピンの大学において講義や研究指導してほしいこと、また、日本へ来て日本の学者と一緒に研究することの希望が述べられたが、前者の方が強く望まれた。

9) 日本の歴史、社会、文化等についての理解の水準は、余り高いとは思われなかった。フィリピンにおいて英語文献による日本紹介のための講義を行うことの緊急性は、他の東南アジア諸国よりも強いと思われた。

大阪大学

10月24日10時、フィリピンの3学長一行は大阪大学事務局に到着。総長室において若槻総長から歓迎の辞を述べるとともに、同席の岡部文学部長、川俣微生物病研究所長、中村教授（工学部長代理）、田口工学部教授を紹介して懇談に入った。若槻総長から大阪大学英文要覧をもとに大阪大学の沿革、組織、教員数、学生数など大阪大学の概略の説明があった。これに対して、学長

団からフィリピンからの留学生の状況などについて説明があった。とくに、歯学部付属の歯科技工士学校について関心をもった模様であった。

懇談終了後、マイクロバスで本学吹田キャンパスに移動し、工学部中会議室においてフィリピンから来学中の留学生2名、ユネスコ微生物学国際大学院研修講座研修生2名および国際協力事業団コロボ計画地域研修員2名、計6名と懇談した。留学生等からは、研究・教育面についての苦情はとくになかったが、日本語修得の困難性が話題となった。この中のユネスコ微生物学国際大学院研修講座研修生および国際協力事業団コロボ計画地域研修員全員がサント・トーマス大学出身者であったため、同大学長との間では、ひときわ話はずんだ。3学長から留学生等に対して、帰国後はその研究成果を国家の発展に出来る限り役立たせるよう要望があった。

つづいて同キャンパス内の超高压電子顕微鏡センターおよび人間科学部マルチ・メディア実験室を視察したが、これには上記の留学生等も同行した。留学生等にとって、今まで所属部局以外の施設を見学する機会がなかったので、たいへん好評であった。

超高压電子顕微鏡センターでは藤田広志教授の案内で世界最高電圧の3万ボルト電子顕微鏡を視察し、電子顕微鏡とそれを用いた自然科学の研究成果について約30分間説明を受けた。まず、3学長は、電子顕微鏡自体の大きさや性能、および性能向上のための種々の周辺技術の開発にたいへん興味を示した。電子顕微鏡による観察では、材料内の本質を決定している超微細な組織が外からの刺激に対して生きもののように動きまわる様子が直接・連続的にみることができるとともに深い感銘を受けた様子であった。“いま観察しているものは何か”、“いま映っているのは材料の性質とどのような関連があるのか”などの質問があった。

人間科学部では、水越敏行助教授の案内で教育技術講座マルチ・メディア実験室を視察した。当日はNHK学校放送番組(カラー・VTR)、スタジオからの生の映像、東京都足立区大谷田小学校の6年生社会科「明治維新」の授業(カラー・VTR)、同小学校5年生社会科「日本の貿易」の授業(カラー・16ミリ)などを放映した。3学長からは、この社会科の授業について、その授業内容、収録技術についての質問があった。また、大集団・小集団実験室では、各机に付設されているアナライザーのボタンを実際に見学者全員が操作し、その反応の様子が即刻テレビに放映されることに3学長はたいへん興味を示した。前述のVTRや16ミリと、このアナライザーを使って各地での学校の授業を分析すること、その分析には学生だけでなく、関西地区の小・中・高校の教師が参加していること、教師の現職訓練に有効であることなどの説明があった。十分な採光のない暗い場所でも録画できるニュービーコンカメラも3学長に実際に操作してもらい、どこまで暗くしたらどの程度の映像になるのかを試みた。3学長から用途について質問があり、行動系の分野でサルのお産の場面、オウムの夜の行動、ろうそくの燃焼など理科の授業の録画に使用するなどの説明があった。小集団実験の用途については、この実験室が4つに仕切れること、床が自由に取はずせること、机の移動が自由なことなど「柔構造」の建物になっているため、小・中学生をグループに分けて異なる映像刺激に反応さすなどの実験、VTR・アナライザ

④ フィリピンの大学学長団の来日

ーを使つての授業分析、実物投影機等を用いての大学生対象の授業・演習・データ分析などに使用されるとの説明があった。

昼食後、国立民族学博物館を訪問し、第1セミナー室において懇談に入った。同館からは、佐々木高明第2研究部長、黒田悦子助教授、宮本管理部長、宮内企画課長が応接した。宮本管理部長から博物館の概要説明が行われ、これに対し、3学長から建設費、将来計画について質問があった。

懇談後、館内見学に入り、3学長は完備した音響スタジオに深い興味を示すとともに、HRA F（人間関係地域ファイル）に注目した様子であった。また、情報解析室では、情報解析のためのコンピューター利用に関する研究の可能性について、説明に当たった研究者の話に熱心に耳を傾けていた。展示場では、日本のエレクトロニクス産業の技術を駆使した映像・音響自動送出装置「ビデオテーク」に関心をもった様子で、コンピューターの制御により、自動的にビデオカセットテープが流れる仕組みについて、説明者に質問をあげていた。

標本資料展示では、どの展示も細かく見ていたが、とくにアフリカの言語、音楽展示に長い時間をさき、また、3学長の生活圏である東南アジア展示ではたいへん興味を示し、あちこちに散在するフィリピンの展示品について、ひとつひとつ質問をしていた。

同館には、フィリピン展示というコーナーはないが、収蔵中のものが何点かあり、現在教官が1名民族資料収集のためフィリピンに出張している現状なので、近い将来、フィリピン関係の展示も充実することを説明。これに対し3学長から、フィリピンの国内事情と資料収集の可能性について説明があり、協力の可能性の示唆があった。

午後6時30分から、総長主催のレセプションが行われ、これには本学の関係教官のほか、大阪教育大学長および大阪外国語大学の教官も同席した。

国大協主催の懇談会

フィリピン大学学長団が大学訪問のすべての日程を終えた10月25日、16時から2時間半にわたって国大協主催の懇談会が催された。出席者はフィリピン学長団のフェルミン、ホクソン、クルスの3氏、国大協側からは岡本、香月両副会長、久保村（代理：郷司）、宮島、石塚、佐々木の各招待準備委員会委員と但馬専門委員、文部省の篠沢学術国際局長、鈴木管理局参事官、遠藤高等教育計画課長、植木学術課長、七田企画連絡課長、川村国際教育文化課長、光田留学生課長、小林科学官、公立大学協会から高木会長、日本私立大学協会の小谷、長木両常務理事、私立大学懇談会の岡副会長であった。

向坊国大協会長が都合により欠席したので、会は佐々木委員（第5常置委員会委員長）の司会により進行された。まず佐々木委員が各出席者を紹介し挨拶を行ったのち、直ちに懇談へと入った。フィリピン学長団の発言には留学生に関するものが多く、それも、他の国の留学生の場合と

同じく、言葉——日本語——の障害が大きな問題としてとりあげられた。

フェルミン学長は日本の大学の設備の良さに感銘したことを述べたあと、日本語の問題について次のような発言をした。“今回の訪問中フィリピンから来ている研究者や留学生に会う機会があったが、その時の話題でいちばん大きな問題は、言葉の問題であった。日本に来て6カ月間の講習を受けても、その程度ではどうにか日常の用が足せるくらいのもので、研究上では差し支えがある。なかには失望して帰国する学生もいるとのことである。”“もし日本側が多くの大学留学生を受け入れるというなら、外国語（英語）のコースがあると便利と思われる。”クルス学長もフィリピン留学生のいちばんの問題は語学であり、フィリピンの高校で日本語を教えないと、学生が日本に留学する気持にならないことを指摘した。またホクソン副学長は“英語で講義してもらえるとわかりやすい。日本で2年間日本語を学んでいる間にアメリカなら卒業できる。”というフィリピン留学生の言葉を紹介し、同時に“言語を学ぶことは不必要なことではない。それによって経験したことが日本を理解することに役立つと思う。”と述べた。

言葉の問題は日本にいる留学生のすべてに共通する難問であり、また教育・研究協力の理念にも関連する性質のものである。フィリピン側の問題提起に対し、岡本副会長は次のような発言を行った。“日本には自己の近代化の経験を地理的、人種的、文化的に近いアジア諸国に伝え、近代化に貢献したい気持はあり、その点では科学技術の修得が留学の目的ではある。そのためだけなら日本語学習の時間は少ない方がよい。しかし、日本が国際交流を進める目的はもっと大きいものであって、そのためには日本を知ってもらい理解し合うことが必要である。また、日本の立場からいえば、外国に行って国際的なものを身につけることが必要である。協力・交流の目的は近代化を助けることのみではないわけで、日本語の修得も単に間に合うだけということではなく、相互に理解し合うことが必要である。”

更に石塚委員は、この間の参考例として、13の大学のほとんどすべてに東洋学部があり、多くの学生が活発に日本語の学習をしているオーストラリアの現況を説明。また小谷理事は、学部教育では一般教育が入っており、特に留学生の場合はそれを通じて日本の事情を理解してもらいたいこと、そしてそこでは言語が重要な要素となることを指摘し、不必要な科目はとらずに日本語や日本事情の講義を多くとることも必要であると述べた。同委員は更に純粋な研究留学では日本語によらず英語で研究する便宜があることを指摘、佐々木委員も“大学院では英語で講義や実験指導、試験等を行うことができる。私の大学の研究留学生はそのようにしている。但し学部学生は日本の学生といっしょなのでそうすることは難しい。”と発言した。

留学生についての第2の問題点とされたのは、教育レベルのギャップと日本側の情報サービスの不足であった。例えば、クルス学長によれば、“フィリピンの大学レベルの数学を日本では高校でやっている。”“留学志望者にはこういった種々の情報が必要であって、要覧だけでは不十分である。情報サービスセンター等で、映画とかカセット等で日本の学生生活を知らせてほしい。”

このような指摘に対し、光田課長は資料センターに各種資料を並べるなど、フィリピンの事情

●フィリピンの大学学長団の来日

に即した情報サービスの努力をすると発言。また小谷理事は、私立大学においても詳しい資料の展示場を設け、留学生の便に供するようにしてゆきたいという意向を述べた。

ところで、フィリピンの大学教育は私学に負うところが多く、全大学生の92%は私大生である（フェルミン学長）ところから、日本の私立大学との交流を望む声が3学長のなかから出された。また、日本の私学助成についても質問がなされた。

最後に佐々木委員が3学長と出席の各氏に謝意を述べ、これに応えフェルミン、クルス両学長は国大協、文部省、各大学に感謝の意を述べ、ホクソン副学長はフィリピン語で挨拶をして、和やか、かつ活発な討議の幕をとじた。

縄文時代線刻 絵画について

弘前大学教育学部教授
村越 潔

人は誰でも人生最大の危機に直面したり、ある種の望みを成就したいと願う場合、神仏に祈願することが多いであろう。それは自己の努力のみではなお不安だという、人間のもつ精神的な弱さに基づいている。古く縄文時代には、われわれよりも問題にならぬほど知識が不足していた結果、あらゆる面で、何ものかにすがらなければ生きて行けない、精神的不安が絶えず付きまとっていたことと思う。

昨年(2007年)の9月21日、県教育委員会が実施した東北縦貫自動車道建設に伴う緊急発掘調査で、青森県碓ヶ関村大面遺跡の縄文前期に相当する遺物包含層から、2個の扁平な石が掘り出された。この石の片面には多数の線が刻まれ、部分的に消えてはいるが、三角や四角のほか、×などの印も見付かった。早速、拓本・写真を駆使して図柄の解読につとめたが、われわれの力では不可能なことを悟り、県警の鑑識課に協力を求めたのである。

問題の石を仮にA石・B石としよう。出来上った図を見ると、B石の下方に多数の線が走り、その上方には三角や山形をなす線もある。A石もまた線の数は少ないが、B石と同様の印が見える。さてこの線刻は何を描いたものなのであろうか。

一般に縄文時代人の生業は、狩猟・漁撈・採集から成り立っていたといわれる。大面遺跡を残した人々は、その立地条件より考えて狩猟と採集が主であったろう。しかしこの線刻画には、彼らの狩猟対象となる動物がまったく見られない。そこでB石にある多数の線を頼りに、この図柄は川などの流れを表すものと判読した。川となれば、当然イメージとして魚が浮んで来よう。三角と×の印は角度を変えると、幼稚園児などが描く魚の形状にピッタリである。その観点からさらによく図を見ると、今まで意図が不明であった魚を囲む線も、それを捕える網か築のように見えなくもない。仮にこの線刻画が魚を描いたものであるとすれば、対象となる魚は果して何であったろう。北国は冬季間雪に覆われ、この時季の食糧確保がきわめて困難となる。そこで冬を前に、長期の生活を耐え抜くため、保存食料は欠くことの出来ない重要な課題であった。おそらく秋に河川を溯上する鮭が、大切な保存食として捕えられたのではないだろうか。ヨーロッパの旧石器時代における洞穴絵画と同様に、大面遺跡の線刻画は、豊漁を願い、そして精神的不安の除去を図る、大切な祈願物ではなかろうかと思う。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和53年11月10日(金) 14:00~17:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

岡本, 香月両副会長

今村, 大池, 畑, 北村, 石塚, 武藤, 若槻, 須田, 山田,

神田, 池田各理事

山岡(第4), 佐々木(第5)各常置委員長

宮島, 夢沼各監事

岳中(教養課程に関する特別委員会委員長)

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

秋の総会が近づいたので、関係諸議案その他についてご審議頂くためお集まり頂いた。

なお、このたび武谷理事(九州大学長)に代り神田九州大学長が、また佐野理事(名古屋工業大学長)に代り武藤名古屋工業大学長が、それぞれ新たに理事に就任された。また、武谷学長の退任に伴い、教養課程に関する特別委員会の委員長には岳中熊本大学長が就任されたので併せてご紹介する。

次に、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち議事に入った。

I 会務報告

会長から以下の事項について報告があった。

(1) 要望書の処理について

去る6月総会において決議された各要望書に

ついては、総会終了直後文部省、大蔵省および人事院に対し、会長、副会長、関係常置委員長がこれを持参して要望懇談した。

また、同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和54年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書」については、去る10月2日会長、副会長ならびに委員長が文部事務次官および大蔵事務次官にこれを提出し、説明のうえ要望した。

なお、以上の要望書のほか、緊急に処置する必要があって、「俸給の調整額に関する要望書」を去る7月25日文部省および人事院に提出した。これは、人事院が今年度の給与勧告に当たって、俸給の調整額を低位に手直しすることを検討中の由き及んだので、大学の教職員の生活に大きな影響を及ぼすこのような措置は執らないよう要請したものである。以上の事情をご報告するとともに、改めてご了承をお願いします

る。

なお、以上の諸要望書の提出については、その都度いずれも書面をもって各大学にご報告した。

(2) 国立大学附置研究所長会議との懇談について

かねてより連絡懇談の機会を設けたいと望んでいた国立大学附置研究所長会議との第1回懇談会を、去る6月21日に開催した。当日は同会議から稲垣会長、丸茂・伊藤両副会長の3名が出席され、当協会からは会長、両副会長が出席して、附置研究所に関する当面の諸問題について意見交換を行った。今後も年1回はこの会合をもつことにしたい。

(3) 共通入試に関する問題について

① 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について

去る6月総会の際に、共通第1次学力試験実施の際における「公立大学が設定する試験場における不測の事態に対する措置」の問題が協議され、これについては国立大学協会側と公立大学協会側からそれぞれ選出した委員による「連絡協議小委員会」において解決を図ることが了承された。これに基づき去る7月13日にこの小委員会が開催され、協議の結果、「不測の事態に対する措置」に関し双方の合意が得られた。

それで、この案について第2常置委員会ならびに理事会に諮ったところ異議なく了承されたので、この方針に従って措置されたい旨去る9月12日付文書をもって各大学長あて通知した。

② 私立医科大学の共通第1次学力試験参加申入れについて

大学入試センター所長からの申入れによ

り、去る8月11日、共通入試に関する「連絡協議会」を開催し、一部の私立医科大学から提起された「昭和55年度からの共通入試参加の問題」について協議した。その結果、この問題については種々検討を要する点があるため、第2常置委員会にその検討方を依頼することになったので、後刻第2常置委員長よりその状況についてご報告をお願いする。

(4) フィリピン国大学学長の招待について

本年度の学長の国際交流計画に基づいて、今秋フィリピンから大学長3名を招待する準備を進めていたが、先方から正式に招待受諾の回答があったので、去る8月21日に「招待準備委員会」を開催し、これの受入れの具体的計画について打合せを行った。

学長団一行は去る10月12日に来日し、2週間にわたり国内各地の国立、私立の各大学を始め関係機関、諸施設等を訪問視察し、去る10月26日無事帰国された。ここに所期の成果をおさめることができたことをご報告するとともに、種々ご配慮願った関係大学に対し深く感謝申し上げます。

(5) 諸団体との会見について

① 「大学関係7団体」との会見について

大学関係7団体（日教組大学部、全院協、全学連、全寮連、全国生協連、その他）より、対政府統一要求に当たり、国大協に対し要望したいとの申入れがあり、去る6月24日、今村第6常置委員長と市古第4常置委員の両学長が同団体の関係者10余名と会見し、主として大学予算、学生の厚生問題等について懇談した。

② 「留学生問題を考えるグループ」との会見について

留学生問題、特に私費留学生の処遇の改善

を求める運動を進めている「留学生問題を考えるグループ」より、当面の問題として共通第1次試験における私費留学生の取扱いの問題について要望したいとの申入れがあり、去る8月30日、事務局長と次長が同グループの関係者5名と会見し、その意見をきき懇談した。

なお、この問題については「東京YWCA留学生の母親運動——私費留学生の問題グループ」からも、8月22日付文書で同趣旨の要望があった。これは私費留学生には共通第1次試験を課さないで独自の試験を考えてほしいという趣旨のものである。なお、今回の共通第1次試験実施に当たり、私費留学生にこれを課す予定の大学は、国公立大学の約半数とのことである。

③ 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見について

かねて当協会に対し「在日韓国人（朝鮮人）の国立大学教官への就職差別撤廃」を要望していた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の代表幹事徐龍達氏（桃山学院大学教授）より、会長に面談したいとの申入れがあり、去る9月13日、私が同氏と会見し、定住外国人の国立大学教官任用の問題について意見をきき懇談した。なお、この問題については、次の国会に「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置法案」が提出される予定であり、これによって解決の途が開かれることになるが、先方の意見では、この法律が制定されても大学側の姿勢が問題であるとのことであった。

(6) 国大協あて要望書について

前回理事会にご報告した以後に国大協あて提出された要望書は「資料15」のとおりであり、

それぞれ関係委員会に送付したのでご報告する。

(7) その他

① 大学入試センターの評議員について

前任の佐野名古屋工業大学長の退任に伴い、その後任について中部地区理事の間で協議の結果、石塚名古屋大学長が選ばれたのでご承知願いたい。

② 放送教育開発センターの評議員について

去る10月1日付をもって国立大学の共同利用機関である放送教育開発センターが設置されたが、同センターの評議員に関し過日センター所長より推薦方の依頼があった。それで、これまで送放大学関係の問題を担当してきた第1常置委員会の北村委員長を推薦することにしたので、ご了承願いたい。

以上の報告に関連し、定住外国人の国立大学教官任用の問題に関し佐々木第5常置委員長より、この問題の経緯ならびに法案に関する事項について補足説明があった。

以上をもって会務報告を終り、引続き協議に移った。

II 協 議

1. 上越教育大学ほか4大学の加入について

(1) 当協会加入について

初めに会長から「資料4」により次のとおり述べられた。

去る10月1日より開学された上越、兵庫の両教育大学と、福井、山梨、香川の3医科大学から、それぞれ当協会に加入の申出があったので、これを総会に付議し承認しては如何かお諮りする。

これについて協議の結果、異議なく承認された。

(2) 上越教育大学ほか4大学の加入に伴う諸規則の改正について

これについて竹下事務局次長から「資料5」により説明があり、異議なく了承された。

2. 国立大学協会会費の基準の改正について

(1) 会費基準の改正について

初めに会長から次のとおり述べられた。

当協会の今後の事業運営に関して予算面の検討を行った結果、最近における相継ぐ諸物価の高騰による経費の不足への対処が必要となった。また、国大協が招集する会議の出席旅費については、当協会から支給するのが適当と存じ、内々各方面とも意見交換を行った結果、明年度以降、総会および事務連絡会議の出席旅費を支給することとしたいのでお諮りする。

ついで石塚事務局長から資料6（国立大学協会の会費基準の改正案）を基に、この改正案を提出するに至った経過ならびにその内容について詳細な説明があった。

以上の説明に関し若干意見交換が行われたのち、本案を承認した。

(2) 会費基準の改正に伴う規則の制定ならびに改正について

これについて石塚事務局長から資料7（会費基準改正に伴う「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」の制定ならびにその他関係規則の一部改正について）について説明があり、異議なく承認された。

これにより「国立大学協会会費の基準」のうち第3号「決算額による負担額」は、前々年度における当該大学の校費決算額の0.04%より0.05%に引き上げられることになった。

ついで会長より次のように付言された。

なお、会費の値上げについては、総会の承認を得るほか、従来の慣例として事務局長の幹事会および事務連絡会議の意見をきくなどの手続をとることにしているが、今回は、あらかじめ同改正案について各地区事務局長会議の席上で当協会事務局関係者が説明を行い一応の了承を得ているので、本理事会の了承が得られれば、これを総会に付議したうえ文部省の承認の手続をとることになるので、お含み願いたい。

3. 第63回総会日程について

(1) 日程について

これについて会長から、第63回総会は来る11月29～30日の日程により運営してよろしいかお諮りする、と述べられた。

ついで、竹下事務局次長から「資料8」により説明があり、異議なく了承された。

(2) 学長懇談会の運営について

これについて会長より、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営については、前例により司会を会長、副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について自由討議を行うこととしたいがよろしいかと述べられ、異議なく了承された。

4. 第64回総会の日時・場所等について

会長より、第64回総会の日時・場所等について、「資料9」のとおり、昭和54年6月19日（火）～20日（水）の両日国立教育会館において開催することとしてよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

5. 委員の交代について

会長より次のとおり述べられた。

学長の交代ならびに定年退官等による委員の交代について、「資料9」のとおり選任してよろしいかお諮りする。なお、常置委員会の教員委員の選任は地区の選出による建前となっているが、今回は任期半ばである関係もあり、前例により前委員所属の筑波大学より後任候補者の推薦をお願いしたのでご了承頂きたい(承認)。

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長よりそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(北村委員長)

① 大学院問題について

去る8月に大学院問題懇談会から、「大学院の改善・充実について」の答申が出されたので、これを検討した。第1常置としてはこの答申の内容に不満はあるが、とにかく「国立大学における博士課程の新設・拡充については、……十分慎重に、かつ漸進的に対処する必要がある」という雰囲気のあることを一歩前進として評価している。なお、答申では連合大学院、総合大学院および独立大学院の設置についても触れている。そこで、今後は、文部省がどのような前向きの姿勢を示すかということに関心もたれる。

ところで、今回の概算要求では総合大学院がクローズアップされたこともあるので、まず、神戸大学の大学院構想について、その概算要求のおおよその内容を説明してもらった。それによればこの総合大学院は、それぞれの講座の上に博士課程を置くのではないが、各学部を単位としその上に博士課程を置き、それらをまとめて最終的には総合大学院にするという形式のものである。なお、九州大学の独立大学院構想も概算要求が進められ

ているということである。このように多少は文部省の考えも前向きになっていることは確かである。

次に連合大学院については、農林水産系のもののほかに関東地区の工学系も連合大学院設置を進めているがやや立遅れの状態である。この連合大学院構想については管理運営上の問題、施設充実の問題あるいは旅費支出の問題などがあって、文部省はこれに関する調査会を設け慎重な態度をとっている。しかし、国大協ないしは第1常置としては、総合大学院、連合大学院あるいは独立大学院にしても、それらを具体的にまとめて要望していく考えであり、来る11月17日の委員会ではこの点を審議したうえ総会にその状況を報告したいと考えている。

以上の報告に関し、連合大学院の問題について種々意見の交換があった。

② 助手問題について

助手問題については、第6常置の方で助手の待遇改善問題を取り上げ検討したところ、単に給与面からの検討だけでは限界があり制度面のことも含めて取り扱う必要があるということになり、双方の委員会で構成する「助手問題に関する小委員会」を設け2回程協議した。ところで第1常置としては、教員組織の改革はあらゆる面から相当長期にわたる慎重な検討を要する問題であるということ、助手の待遇改善の絡みでこの制度問題を取り上げることは適当でないとの意見である。助手の待遇改善は必要なことであるが、これには講師の枠をふやしてこれへの昇任を図るとかの方法も考えられ、必ずしも制度改革を必要とはしない。そのようなことで、現在第1常置、第

6 常置両者の意見が噛み合わず審議が難航している状況である。

以上の報告に関し、助手の実態、待遇改善と制度改革との関わり等について種々意見交換があった。

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

① 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について

これについては国立大学協会と公立大学協会両者で構成した連絡協議小委員会において協議のうえ作成した原案を、第2常置委員会で検討し、理事会の承認をえて各大学に通知した。

② 私立医科大学の共通第1次学力試験参加について

私立医科大学協会(28大学)のなかの8大学から、55年ないし56年度の共通第1次学力試験に参加したい旨文部省ならびに大学入試センターに申入れがあった。これについて去る8月11日に国大協と入試センターとの連絡協議が開かれたが、第2常置で更に検討するということになった。それで去る8月21日の本委員会で検討した結果、この申入れについては次のような結論となった。

このたびの私立医科大学からの共通第1次学力試験参加申入れについては、私立医科大学協会全体の意向が明らかでない点に一つの問題がある。55年度からの参加を希望しているのは1校だけであるが、この1校だけの参加を認めてあとは断るといふわけにもいかないので、まず私医大協全体の態度をはっきりしてもらうことが必要である。次に、私立医科大学を参加させるにしても、現在の公立大学の参加方式と同じであっては国立大学の責任過重となる。従って、これは公立大学の場

合のような「協力方式」ではなく、入試センターと当該大学とが直接契約する「委託方式」にした方がよい。しかし、この方式をとるにしても、なおいろいろな問題がある。いずれにしても、国大協としては、共通第1次学力試験の受験者数がどれくらいあるかもわからない現状においては、まず国公立大学だけで1回実施してみて、その実績をみたうえで考えるということにならざるを得ない。それで、その旨を入試センター所長を通じ私医大協の方に伝えた。

それに対する私医大協側の応答が去る10月11日に入試センター所長から連絡があった。それによると、9月30日に私医大協会の会長が入試センターを訪れ、現在の共通第1次学力試験参加の申入れは、同協会からの正式の申入れである旨の話があったとのことである。そこで、差し当りの参加希望校数、試験日、試験場、実施方式等の問題について先方の意向を確かめてほしい旨を依頼した。それに対して入試センター所長は、10月19日に私医大協の理事会があるので、その際にその旨を伝えるとのことであった。その結果が去る10月24日に連絡があった。それによると私医大協側では、「協力方式」は無理であるという点は納得する。第2次試験日はズラす、受験生をどれだけ引き受けられるかについては協会としての全体的意向はまだ決らない、55年度からの参加の希望はなお捨てていない、というようなことであった。大体以上のような経過で今日に至っている。

以上の報告に関して種々論議があり、この問題については慎重に対処する必要があるということになった。

③ 「留学生問題を考えるグループ」からの申入れについて

このグループから、共通第1次試験実施に伴う留学生の大学入試改善に関し8月30日に国大協に申入れがあったが、その後同グループの代表数名がその件について私に面会を求めてきた。その際の彼等の言分は、共通第1次試験を私費留学生にも課するかどうかについて明らかにしなければ、留学生は不安であるということであった。そこで、これについてさっそく入試センターおよび文部省に連絡をとり、各大学の状況を調べ、その結果を関係の日本語学校等に通知して、留学生に周知させる措置を講じた。

なおその際に、このグループから次の二つの要望があった。一つは、共通第1次学力試験は日本人学生を対象とするものであるから、留学生には適用すべきではない。もう一つは、現在、私費留学生統一試験というものがあるが、これに代るものとして、大学入試センターで国費留学生、私費留学生両者を含めた留学生用の共通1次試験を設けてもらいたい、というものであった。

この二つの要望に対しては次のように回答した。共通第1次学力試験は日本の国立大学において修学するのに最低限必要な学力を検査する試験であるので、日本人学生と留学生を原則的に区別することはできない。ただ、この試験の結果の具体的な取扱いについて多少の手心が加えられることは考えられる。次に、大学入試センターは国立大学の共同利用機関であるので、留学生（私費留学生は大部分私立大学に入学する）のための特別の試験制度を設けることはできない。現在行われている留学生の統一試験に不満があればそちら

の方に申し出るべきである。

大体以上のようなことを話したが、ただ大学入学に際しての国費留学生と私費留学生の取扱いの差別に関する提言——私費留学生はむずかしい試験を受なければ入学できないが、国費留学生は学力が劣っていても入学できる——については一考の余地があると思われるので、今回の中国からの留学生受入れの問題と絡めて今後検討すべき課題ではないかと考えている。

④ 中国からの留学生の受験資格について

この問題については明日の委員会で文部省からの説明をきき検討することとしている。

⑤ 共通第1次学力試験の受験生の割当てについて

国立大学と公立大学との間で、どれだけの受験生を引き受けるかについてはそれぞれの地区ごとの国立大学と公立大学の間で相談のうえ決めることになっている。ところが、小規模の公立大学の場合には、そこにわざわざ試験場を設けることは却って煩わしくなるので、国立大学で全部を引き受けてはどうかとの問題があるが、この問題はその地区ごとに決めればよい問題であると考えている。

この報告に関して、入試センターはもう少し大学の自主性を尊重し、基本的な問題はとにかく、細かなことまでの指示は差し控えた方がよいのではないかと。また、身障者の受験場の設定については不明確な点がある、などの意見が述べられ、この身障者の受験場の問題については総会の場で入試センターから説明を聞くことになった。

(3) 第3・第4常置委員会

(広根第3常置委員長欠席のため山岡第4常置委員長が一括報告)

① 学寮問題について

学寮問題については第3・第4常置合同の委員会において検討を続けてきたが、その過程で学寮問題小委員会が取りまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」を52年11月の総会に「取扱注意」として配付した。その後この報告書の取扱いについて第3・第4常置で検討した結果、これは合同委員会としての正式の成案ではないが、各大学の参考に役立つと思われるので、これを「会報」に登載して周知を図ってはどうかということになった。ついては、この件について理事会のご了承を得たい。(了承)

② 福利厚生施設の基準面積の改定について

これは第4常置の問題であるが、去る6月総会の際開催された委員会でのこの課題が取り上げられ、既に1回検討を行った。ところで、広い意味の福利厚生施設には文科系サークル施設、体育施設、学生会館あるいは大学会館といわれている施設(以上第3常置関係)、共同利用研修施設、保健管理施設(以上第4常置関係)などが含まれる。したがって、この福利厚生施設の基準面積の問題を検討するに当たっては、これらを一本にして考えていかないと進めにくい点がある。それで、今後この両常置委員会の合同委員会において検討したいと考えている。

③ 育英奨学金について

本委員会から提出した要望書に関わることであるが、奨学制度の拡充については、文部省はかなりの増額要求を進めているようである。しかし、この要求がそのほかの予算に影響をもたらすようなことがあっては困るので、慎重に対応していきたいと考えている。

(4) 第5常置委員会(佐々木委員長)

① フィリピン国大学学長招待について

これについては、会長の会務報告にもあったように「資料12」とおりの行事日程で行われ、3学長は実りある結果を得て帰国された。この招待日程は去る8月21日の招待準備委員会において組まれたのであるが、予定の2週間の行程を滞りなく終えたところで、10月25日(水)に国大協の主催で、文部省の関係官それに私立大学協会、公立大学協会等の参加を得て3学長を交えて懇談会を開催した。なお、その開催直前に「招待準備委員会」を開いて懇談会の進め方について協議した(午後3時~4時)。ついで午後4時より6時までの予定で懇談会を行った。会長が欠席のため私が議事進行に当たった。その主な課題は学术交流や留学生問題に関することで、自由闊達な話し合いができた。

なお、この懇談会の概況は、いずれ会報に掲載される予定であるが、その際には今回3学長が訪学された大学からの状況報告も提出してもらって、私の手許で全体的整理をまとめてみるつもりである。

この懇談会に続いて国大協招待のサヨナラパーティが開催された。

② 中国からの留学生受入れについて

これについては屢々報道されているが、第5常置としては11月16日に委員会を開催して情報を集め、第5常置としての検討も加えて総会に報告し、各大学の意見を伺う予定にしている。

③ オーストラリア国の学長招待について

これは来年5月に11日間程度招待する計画である。その中身についても次回の第5常置で検討することになっている。

以上の報告に関し、会長より、中国からの留

学生受入れ問題を第5常置で検討する際の留意事項について発言があった。

(5) 第6常置委員会(今村委員長)

① 54年度の概算要求について

これについては会長の会務報告で述べられたので省略する。

② 助手問題について

助手問題については先程、北村第1常置委員長からこれまでの経過および今後の取り組み方について報告があったので省略することにする。

③ 研究技術専門官制度について

大学における研究教育補助職員の待遇改善を図るための具体案として、過般来「研究技術専門官制度(俸給表新設)」の問題について第1常置との合同の小委員会(専門官制度問題小委員会)において検討し、取りまとめた構想試案を各大学に照会した。その結果、大多数の賛成が得られたので、これの実現の促進を図るため資料11「研究技術専門官制度の新設に関する要望書(案)」を今度の総会に提出したいと考えている。

ところで、この要望書の総会における取扱い方であるが、これは第1常置と第6常置の共同の提案ということになるが、その提案説明は第6常置で行い、その内容についての説明は、この小委員会の委員長(前田東北大学長)がすることにしたい。そしてこの要望書の提出先については、これを人事院にも提出するかどうかという問題があるが、まず文部省に提出し、文部省での正式検討が終了段階で今後の進め方を相談することにしたいと考えている。なお、この要望書を提出したのちのアフターケアのことがあるが、これには第6常置ないしは給与問題小委員会が当たる

ことにして、専門官制度問題小委員会はこの要望書の提出をもって解散することにした。以上のような取扱いとしたいがよろしいであろうか。(了承)

④ 定員問題について

この問題については、定員削減問題に関連して「国立大学における定員削減の現状と問題点」(資料13)という調査報告書を佐藤専門委員にまとめてもらった。これには定削が大学にどのような影響を与え、また大学の立場からみて定削にはどのような問題を含んでいるかについて、具体的にとらえてある。ところで、この報告書のまとめをもって、定員問題のすべてが終わったわけではなく、次にいかなる行動をなすべきかという問題がある。この報告書の「まえがき」にも「これ以上の定員削減はきわめて困難である」と述べ、また「むすび」では「かねてから要望しているとおり、この問題に対する抜本的な解決策が早急に検討されるよう望むものである」と言っているように、この報告書をふまえてその趣旨のことを要望するということも考えられる。しかし、文部省はいま概算要求のさ中であるので、いま定員問題の要望を出すことが必ずしも効果的ではないということになった。それで、総会の了承が得られれば、この報告書を文部省の関係官に配って、この内容を十分理解してもらったうえで、今後の取り組み方を相談することにしたと考えている。以上のような取扱いでよろしいかお諮りする。(了承)

⑤ 非常勤職員問題について

この問題は委員会でも論議をしたが、結論を出すのは仲々むずかしい。それで現段階では、先程紹介した「国立大学における定員削

減の現状と問題点」のなかで、「非常勤職員の問題」として触れている程度のことがいえるにすぎない状況である。

⑥ 研究休暇制について

これは「研究休暇」といわれているが、果たしてこれが休暇の範疇に入るのであるかどうかという基本的な問題がある。今後諸外国の例も調べて検討することにしている。

⑦ 学費問題について

学費問題については、前総会の前にシンポジウムを行ったが、その記録をもとに今回の総会の前日にもう一度小委員会を開き検討することにしている。

以上の報告に関し、特に非常勤職員問題について、①これには待遇上の問題、定員化の問題という二つの大きな問題があるが、いずれもその解決は仲々むずかしい。②非常勤職員の実態調査をして、問題点の分析、指摘をしてみてもどうか。③非常勤職員の数は減少しているが、給与が高くなった関係でそれに要する経費はむしろ増額している、などの意見が交され、この問題については今後更に検討を進めることになった。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(北村委員長)

このたび厚生省の方で、臨床研修指導医に対する研修方法等に関する研修を主たる目的とする財団法人「医師研修研究開発センター」の設立を意図し、既に来年度の概算要求としてこれを提出した。そしてその後8月下旬になって、厚生省の医事課長から私に対し国大協にもその趣旨の了承とこれへの協力を得たいとの申入れがあった。一方、文部省はこのような動きに対応し、卒後教育のための調査委員会を設置し、

各大学における卒後教育の実態調査を始めた。そして文部省は、この委員会において卒前・卒後を通じ、将来の医学研修のあり方を研究したいということである。

そこで、医学教育特別委員会では、厚生省、文部省双方の考えを聞くことになり、去る9月13日に委員会を開き、更に10月17日には医学部をもつ大学および医科大学の学長を含めた「医学教育特別委員会拡大委員会」を開催し、文部省、厚生省両者の考えをきき討議した。その結果は概略以下のとおりである。

文部省が卒後研修の調査研究を進めるのは結構である。ただ、国大協としてはこれまで、卒後研修について具体的な検討をしていないので、これから医学教育特別委員会においてその問題を検討し、その結果を最終的には文部省の調査委員会に反映させるように努めたい。しかし、厚生省のいう研修センター設置の問題については、その申し出があまりにも唐突であり、しかも研修センターの参加費として今年度1大学当たり（1附属病院当たり）30万円を負担しなければならない（文部省もこの経費は支出することができるとはいわない）ということもあって、国大協としてはこれをにわかに入力することはできない。それで、この卒後研修の問題について、国大協としての具体案ができた段階でもう一度話し合うことにしたいということにした。ところが厚生省は、それならば個々の附属病院に参加してもらいたいという国大協は了承されるであろうかということであった。しかし、これは各大学の自主性にかかわる問題であるので、医学教育特別委員会としては何とも答えられないということで、その日の討議は終わった。

以上の報告に関し次の意見交がされた。

- 厚生省のはじめの言い出しは、卒後研修のためのティーチングスタッフの養成ということではなかったのか。
- それは差し当りの問題であって、今年発足するのは、現在もすでに富士山麓の会場で行われている卒後研修のためのティーチャーの研修を拡大したようなものである。この程度にとどまっておれば特に問題はない。しかし、卒後研修のあり方を検討することが、研修センター設立目的の第1項で明らかにされているので問題がある。
- この研修センターは全国に何カ所か設けようというのであろうか。
- そうではない。初めのうちは適当な会場を借りて、そこに各大学から卒後研修に当たる教官に参加してもらい、一定期間の研修をやることからスタートする。そして一方で、この研修センターが充実した段階で、厚生省としては委員会制度にして、卒後研修はいかにあるべきかを検討し公表していくことを目的としている。そして、この研修センターは財団法人であるので、その参加費として今年度から1大学当り30万円を負担することになっている。国大協はこれまで、卒後研修はいかにあるべきかについて検討していなかったが、厚生省の今回の提案に関し、これから医学教育特別委員会がこの問題を具体的に検討する。そして、文部省の医学視学委員会のなかに新たに設けられた「臨床研修のあり方に関する小委員会」に国大協の意見を反映させていくことにしたいと考えている。

(7) 教員養成制度特別委員会(須田委員長)

前回理事会以後5回会議を開き、その中の1回はいわゆる新構想の教員大学の問題について

討議した。そこでは、新構想の教員大学の研究組織の概要と教育課程、履修・研究方法等について、谷口兵庫教育大学創設準備室長より説明をきき、それに関して自由討議を行った。なお、この問題については、今後も更に討議を続けていくことにしている。

なおその際に、今後この特別委員会で討議すべき課題について協議し、その結果次の二つのものを取り上げることにした。その一つは、一般大学・学部における教員養成の問題、その二は、教育系大学・学部の大学院の問題である。この二つの問題を一括して検討した結果、まずその実態を知るためのアンケート調査をすることになり、その草案ができたので、これを近く各大学に送付して、来年6月の総会を目処にまとめをする予定にしている。

以上の報告に関し附属学校の問題、教育実習の問題も含めて検討してほしいなどの意見が交された。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

この特別委員会においてはこれまで約2カ年にわたり、教養課程に関する問題について調査研究を行ってきた。その結果、資料14「教養課程組織改編に関する実情調査報告書・目次」にあるように次の11章からなる報告書をまとめることになった。そこで、このことについて理事会の了解を得て、この報告書の概要を総会に報告し、了承が得られればさっそく編集作業に入り、完成次第、各大学に配布することにしたいと考えている。

1. 国立大学の一般教育と教養課程の諸問題
——はじめに——
2. 教養部組織の改編とその方向について
——主として教官の研究・教育条件の立場

から——

3. いわゆる制度的二重構造と東京大学教養学部の現状
4. 広島大学総合科学部の創設
5. 岩手大学人文社会科学部の創設
6. 大阪大学言語文化部の設置
7. 名古屋大学語学センターならびに総合保健体育科学センターの設置
8. 九州大学健康科学センターの設置
9. 東京大学教養学部改善計画
10. 再び教養部組織改編とその方向について——主として大学における一般教育の立場から——
11. 教養部を置かない大学での教養課程の問

題点と改善の方向

以上の報告に関し、この作業はこの報告書の完成をもって終るのかとの質問があり、これに対し岳中委員長より、この報告書に対する各大学の反響をみて、今後なお調査研究を継続することにしたい、と述べられた。

(9) その他

創立30周年記念行事の準備について

会長から、再来年(55年)は本協会の創立30周年に当たるので、相応の記念行事を実施したいと考えている。ついではその企画や具体的準備に当たるための準備委員会を発足することについて総会の承認を得たいので、了承されたい、と述べられ、異議なく了承された。

第 63 回 総 会 (第 1 日)

日 時 昭和53年11月29日(水) 10:00~17:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

向坊会長から開会の挨拶があったのち、議事の順序の変更について諮られ、異議がなかったので議事の順序を変更して、協議題の(1)の1)にある「本年10月1日開学された上越、兵庫の両教育大学と山梨、福井、香川の3医科大学の本協会加入の件」が先議され、その結果、異議なく上記5大学の加入が承認された。

ついで会長から、辰野上越教育大学長、谷口兵庫教育大学長(代理;上寺副学長)、高安山梨医科大学長、高瀬福井医科大学長、および砂田香川医科大学長の紹介があった。

(1) 前回総会以後の学長の交代について

会長から、前回総会以後交代された学長につ

いて次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前学長)	(新学長)
茨城大学	市村 正二	秋田 康一
宇都宮大学	山田伴次郎	(事務取扱) 金子 義久
名古屋工業大学	佐野 幸吉	武藤 三郎
和歌山大学	神野璋一郎	筒井 信定
九州大学	武谷 健二	神田 慶也

(2) 委員長等の交代について

会長から、前回総会以後における特別委員会委員長、常置委員会・特別委員会の教員委員の交代について次のとおり報告があった。

(委員会名)	(前委員長)	(新委員長)
教養課程特別	武谷 健二 (九州大学長)	岳中 典男 (熊本大学長)
(委員会名)	(前委員)	(新委員)
第3常置	綿貫 芳源 (筑波大)	木下 明 (筑波大)
教員養成制度	大田 堯 (東京大)	椎名 万吉 (千葉大)
"	小野 潤 (大分大)	岡本 洋三 (鹿児島大)
図書館特別特別	増淵 龍夫 (一橋大)	木村 増三 (一橋大)

(3) 代理出席者について

会長から、本日は兵庫教育大からは上寺副学長が、佐賀医科大学からは小池副学長が、京都教育大からは名和教授がそれぞれ代理出席された旨の報告があった。

(4) 会議資料について

竹下事務局次長から、今回総会の配付資料について説明があった。

(5) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る11月10日開催の理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、以下の諸事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書の提出等について

去る6月の総会において決議された各要望書については、総会終了直後文部省、大蔵省および人事院に対し、会長、副会長、関係常置委員長がこれを持参して要望し懇談した。

また、同じく6月の総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和54年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書」については、去る10月2日、会長、副会長ならびに委員長が文部事務次官および大蔵事務次官にこれを提出し、説明のうえ要望した。

なお、以上の要望書のほか、緊急に処置する必要がある「俸給の調整額に関する要望書」を去る7月25日文部省および人事院に提出した。これは、人事院が今年度の給与勧告に当たって、俸給の調整額を低位に手直しすることを検討中ときき及んだので、大学の教職員の生活に大きな影響を及ぼすこのような措置は取らないよう要請したものである。以上の事情をご報告するとともに、改めてご了承を願いたい。

なお、以上の諸要望書の提出については、その都度書面をもって各大学にご報告した。

(2) 国立大学附置研究所長会議との懇談について

かねてより連絡懇談の機会を設けたいと望んでいた国立大学附置研究所長会議との第1回懇談会を、去る6月21日に開催した。当日は同会議から稲垣会長、丸茂・伊藤両副会長の3名が出席され、当協会からは会長、両副会長が出席して附置研究所に関する当面の諸問題について意見交換を行った。

(3) 共通入試に関する問題について

① 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について

去る6月総会の際、共通第1次学力試験実施の際における「公立大学が設定する試験場における不測の事態に対する措置」の問題が協議され、これについては国立大学協会側と

公立大学協会側からそれぞれ選出した委員による「連絡協議小委員会」において解決を図ることが了承された。これに基づき去る7月13日にこの小委員会が開催され、協議の結果、「不測の事態に対する措置」に関し双方の合意が得られた。それで、この案について第2常置委員会ならびに理事会に諮ったところ異議なく了承されたので、この方針に従って措置されたい旨、去る9月12日付文書をもって各大学長あて通知した。

② 私立医科大学の共通第1次学力試験参加 申入れについて

大学入試センター所長からの申入れにより、去る8月11日、共通第1次学力試験に関する「連絡協議会」を開催し、一部の私立医科大学から提起された「昭和55年度からの共通入試参加の問題」について協議した。その結果、この問題については種々検討を要する点があるため、第2常置委員会にその検討方を依頼することにした。

(4) フィリピン国大学学長の招待について

本年度の学長の国際交流計画に基づいて、今秋フィリピンから大学長3名を招待する準備を進めていたが、先方から正式に招待受諾の回答があったので、去る8月21日に「招待準備委員会」を開催し、これの受入れの具体的計画について打合せを行った。

学長団一行は去る10月12日に来日し、2週間にわたり国内各地の国立、私立の各大学を始め、関係機関、諸施設等を訪問視察し、10月26日無事帰国された。ここに所期の成果をおさめることができたことを報告するとともに、種々ご配慮願った関係大学に対し感謝申し上げる。

(5) 諸団体との会見について

① 「大学関係7団体」との会見について

大学関係7団体（日教組大学部、全院協、全学連、全寮連、全国生協連、その他）より、対政府統一要求に当たり、国大協に対し要望したいとの申入れがあったので、去る6月24日、今村第6常置委員会委員長と市古第4常置委員会委員が同団体の関係者10余名と会見し、主として大学予算、学生の厚生問題等について懇談した。

更に去る11月28日にも、同団体からの申入れに応じ、山岡第4常置委員会委員長と今村第6常置委員会委員長が会見を行い、懇談した。

② 「留学生問題を考えるグループ」との会見について

留学生問題、特に私費留学生の処遇の改善を求める運動を進めている「留学生問題を考えるグループ」より、当面の問題として、共通第1次学力試験における私費留学生の取扱いの問題について要望したいと申入れがあったので、去る8月30日、事務局長と次長が同グループの5名と会見してその意見をきき、懇談した。その内容は、大学によって国費留学生と私費留学生の入学選抜方法を異にしている所があるが、その区別をしないようにしてほしいこと、また、共通1次試験を留学生に課することは留学生には不利になるのでこれを課さないようにするか、または留学生向きの共通試験を別途に考えてほしいこと、などである。

なお、この問題については「東京YWCA留学生の母親運動——私費留学生の問題グループ」からも、8月22日付文書で同趣旨の要望があった。

③ 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見について

かねて当協会に対し、「在日韓国人（朝鮮人）の国立大学教官への就職差別撤廃」を要望していた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の代表幹事徐龍達氏（桃山学院大学教授）から、会長に面談したい旨の申入れがあり、去る9月13日、私が同氏と会見し、定住外国人の国立大学教官任用の問題について意見をきき、懇談した。この問題については、目下国会において「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置法案」が上程されようとしており、これによって解決の途が開かれることになるが、同氏の意見では、その際にも大学側の姿勢が問題であるとのことであった。

(6) 放送教育開発センターの評議員について

去る10月1日付をもって国立大学の共同利用機関である「放送教育開発センター」が設置されたが、過日同センター所長から、同センターの評議員推薦方の依頼があった。それで、これまで放送大学関係の問題を担当してきた第1常置委員会の北村委員長を推薦することにしたので、ご了承願いたい。

なお、その他の事項については資料6「国立大学協会事業報告書」を参照願いたい。

II 協議事項

1. 上越教育大学ほか4大学の加入に伴う諸規則の改正について

事務局次長から、このたびの上越教育大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者であ

る常置委員会の委員の総会選出要領」および「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。

2. 国立大学協会会費の基準改正について

(1) 会費基準の改正について

このことについて会長から次のように述べられた。

今後の当協会の事業運営に関して、予算面の検討を行った結果、最近における諸物価の高騰による経費の不足への対処が必要になった。また当協会が招集する会議の出席旅費については、当協会から支給するのが適当であると考え、各方面とも意見交換を行った結果、明年度以降、総会と事務連絡会議の出席旅費を支給することにしたい。についてはこれらに要する経費に充てるため、「昭和54年度会費改定(案)」(資料9)のような会費基準の改正案を立案したのでこれについてお諮りする。

ついで事務局長より次のとおり説明があった。

本協会の会費は50年度以来暫く据置きになっており、運営費も不如意になってきた。また、本協会が招集する会議の出席旅費を各大学の既定経費から支出することは不合理な面があるので、当協会で負担してはどうかと考えた。このことについて文部省とも相談したところ賛意が得られたので、差し当り開催回数が一定している総会および事務連絡会議の出席旅費を支給することとしたい。「資料9」はその場合に要する経費を試算したもので、これに対処するため「国立大学協会会費の基準」を一部改正して、「決算額による負担額」を前々年度における当

該大学の校費決算額の0.04%から0.05%に引き上げることにしたい。

以上の説明に対し、現在の会費は会費基本額、学部数による負担額、決算額による負担額の3本柱に分れているが、大学が単位で加入しているのであるから、学部数による負担額の金額（1学部当り6万円）が会費基本額の金額（1大学当り4万円）より多いのは筋がとおらないので、基本額の改定をすべきであるとの意見が提出され、これについては今後、事務局が検討し理事会に諮ることとし、本提案については原案どおり承認された。

このあと事務局長より、会費の値上げについては、従来の慣例により事務局長の幹事会および事務連絡会議の意見をきき、かつ文部省の承認を得る必要があるのでご了承願いたいと、付言された。

(2) 会費基準の改正に伴う規則の制定ならびに改正について

事務局長から、ただいまの会費基準の改正に伴い、「国立大学協会会費の基準」の条文をそのように改正するほか、新たに「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」を定める必要があり、また関連して「学長以外の委員の会議旅費支給基準」の一部を改正する必要がある旨の説明があり、いずれも昭和54年4月1日から施行することとして原案どおり承認された。

3. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（北村委員長）

前総会以後、委員会を5回開催し、次のよう

な問題について協議した。

① 助手に関する問題について

助手の待遇改善については第6常置委員会と合同で小委員会を設けて検討しているが、その際、現在の制度（教授・助教授・講師・助手という教官組織）を維持しながら助手の待遇改善を考えるか、現行の制度を変更して待遇改善を考えるかが問題となった。このことについて第1常置で協議したが、本委員会としては、当面は、現在の制度を崩さないでこの問題に対応していくということにし、制度上の問題は今後の検討課題とした。

なお、過般第6常置が実施した助手の実態に関する調査によれば、助手の種類は4種（研究助手、実験助手、臨床実験助手、事務助手）に分類されているが、ここで待遇改善上とくに問題になるのは研究助手である。これについては、その一部を講師に切り替えてほしいという要望も出ており、本委員会としては差し当り、教官組織の問題には触れずにその給与改善を図るという方向で第6常置側と話し合っていきたいと考えている。

② 大学院問題について

本委員会での主要議題は大学院の拡充整備の問題である。これに関して、修士課程設置については文部省でも前向きの姿勢であり、教育系の修士課程についても新たに設置される気運になってきたので、教育学部をもつ各大学でもこれの設置についてご検討を頂きたい。その際に問題となるのは④の問題であるが、教育学部の場合はその教官の教授としての経験を考慮するよう、働きかけを行っている。

次に博士課程の設置についてであるが、これについては本委員は数回に亘り要請をして

きたが、文部省は前向きにはならなかった。ところが、去る8月に大学院問題懇談会の答申（大学院の改善・充実について）がだされたが、これによると、博士課程の設置についてはオーバードクターの問題や学生定員が50%以内しか充足されていない等の点が指摘されている。しかし、これは現在博士課程を持っている大学が考えるべき問題であって、これから新たな構想で博士課程をつくらうとする大学には当てはまらない。ただ、この答申では、博士課程の新設・拡充については「十分慎重にかつ漸進的に対処する必要がある」との見解が示されており、従来より若干前向きな姿勢がみられる。

なお、この答申では独立大学院の設置や専門分野別あるいは地域的な視野に立った総合大学院、また複数の大学、学部等の連携協力からなる連合大学院の設置を認めている。

この連合大学院の具体的な一つの現れとして、農林水産系連合大学院があるが、目下は創設準備費がついた段階である。この連合大学院は新しい構想で一般のものと相違があるので、十分検討の要があるとして文部省内に調査会が設けられたが、なかなか推進できない状況である。その問題点としては、農学系の連合大学院の場合は、その教官が個人参加であるため、建物設備等に関して修士講座と博士講座の差額分によって新設するものをこの大学につくるのかという問題や、教官当積算校費の差額の配分の仕方等に問題がある。また、学生が不在の講座には予算が配分されないというのも問題である。それと、連合大学院の場合は教官も学生もあちこち移動することになるが、これに要する旅費が出せるかどうか大きな問題である。第1常置委

員会としては、連合大学院を推進したい意向であるが、農林水産系の方法では種々の問題があるので、今後当事者と具体的な話し合いをして問題点の詰めを行ったうえでこの推進を図りたいと考えている。

連合大学院については、工学系でもこの設置の構想があるが、この方は関東・東北地区の7大学が参加して1大学に1専門課程を作り、最終的には7つの専門課程を設けるといふ計画であるので、施設・設備費の差額は各参加大学に配分でき、運営はやりやすい。文部省でも工学系の連合大学院の構想に対しては前向きに評価をしており、第1常置委員会としては、工学系連合大学院の方で詳しいデータができれば、その当事者と話し合いたいと思っている。

総合大学院については、比較的学部の多い大学で、この形式の大学院を構想する傾向がある。その第一段階として神戸大が今年大蔵省に概算要求を出している。これによると、新たに設置されるのは「生産科学」と「文化構造」の2専攻で、それぞれ工学部、文学部を一応の母胎とするが、学部から独立し幅広い学際的な研究を行うものとなっている。なお、これは3年計画であと5専攻を加えた総合大学院になる。これは新しい博士課程設置の突破口になるもので、その意義は大きい。なお、総合大学院については運営上の問題点はあまりない。

以上のように、これまでのところでは、総合大学院が多少具体化されつつあり、連合大学院の方は文部省で検討中であるので、国大協としては、連合大学院の運営上の問題点を掘り下げたうえで、文部省に要望していきたいと考えている。

③ 専門官制度について

専門官制度の問題については、第1常置委員会と第6常置委員会との合同小委員会で検討してきたので、同小委員会の前田委員長から報告願いたい。

ついで、前田専門官制度問題小委員会委員長から、次のとおり報告があった。

大学特有の専門職である研究教育補助職員の果す役割は大きいが、現在これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがある等のことから、有為の人材を確保することが困難な状況にある。また一方では、これらの技術職員の優遇策として教官待遇をしている事例がある。教官ということになると研究に従事しなければならないが、これらの教官待遇の技術者は実際には高度の機器を操作する業務に携わっている。大学での研究教育にはこれらの高度の技術者が必要であるが、その身分は教官でなく技師である方がよい。以上の二つの要素を勘案して、これの改善策として過般各大学に照会したような「研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案」というものを作った。

一方、文部省も高度の技術者の優遇措置として専門官の要求を人事院、大蔵省に要求しているが、これらの要望に対し人事院は、現職者については属人的に優遇の措置が毎年若干とられているが、専門官制度については、大学内における位置付と実態が明確でないことを理由に認めていない状況である。

そこで、国大協においては、職員組織ならびに給与に関連する問題であるので、第1常置委員会および第6常置委員会の合同の小委員会として、昨年11月に「専門官制度問題小

委員会」を設け、抜本的改善のため検討を行うことになったものである。

この小委員会においては、これらの経緯をふまえ、また関係各方面の意見も勘案し、数回の会合の結果、一応の試案を得たので、これについて各大学の意見を本年6月に伺ったところ、殆どの大学や学部から賛成意見が寄せられた。この試案を若干改訂したものが、「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」に添付した構想試案である。

この構想試案作成に当たっては、①いわゆる教室系技術職員及びこれに相当する職員に限った（図書系職員及び施設部系技術職員を除外したのは、すでに部課制がとられていること及び一般事務職員との交流が必要なためである）。なお、これの身分は行政職の文部技官である。②講座・学科目等の教官定員の変更はしない（ただし、定員の振替を伴わないで属人的な等級別定数＝俸給表別定数の移行はありうる）という二つの基本事項を前提とし、その内容としては、①「研究技術専門官俸給表」を新設する、②給与の大幅な引き上げを図る、③移行措置等について、となっているが、この③については今後なお具体的な詰めが必要である。

以上が要望書に添付する構想試案の概要であるが、このほかに過般実施したこの構想試案に関するアンケートの調査結果も添付することにした。このアンケートは6項目あり、これに対し各大学より種々問題提起もあったが、結論としては、大筋において賛成もしくは可とする意見が圧倒的多数を占めている。

これを文部省に要望書として提出したいが、文部省の方でも、俸給表の新設というケースは初めてであり、また大学以外の研究所

等とのバランスの問題もあるので、これが直ちに実行されるか否かは分らない。しかし、これを速やかに検討され善処されたいという趣旨の要望書として文部省に提出したい。

なお、この小委員会はこちらまでのまとめの作業が終了したので解散し、今後のアフターケアは第6常置委員会にお願いすることにした。

続いて今村第6常置委員長から次のような補足説明があった。

この研究教育補助職員の待遇改善に関しては、先般提出した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」でもその抜本的改善を要望しており、その具体的提案として技術専門官制度を検討中である旨も付記しておいた。この抜本的改善に対する具体案の検討に当たっては、現在の制度では種々の問題点があり、制度問題を含めて考えていかなければならないので、第1常置委員会と共同して検討したわけである。第1常置ではかねてこの問題を検討されたこともあってその審議が順調に進み、小委員会の成案は第1、第6両常置委員会です承された。それで、これを要望書として提出することを理事会に諮り了承を得たわけである。なお、今後のアフターケアに関しては、第6常置委員会の「給与問題小委員会」で作業することになる。差し当りこの要望書を文部省に提出し、人事院への要望については文部省と相談のうえ措置することにした。

以上の報告ののち、「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」が承認され、文部省に提出することが了承された。

ついで、以上の報告に関し次のような意見交換が行われた。

- 昨日、大学関係7団体と会見の際に全国大学院生協議会の代表からオーバードクターの問題が提起された。国大協としては、この問題を特に取り上げていないがどこで取り扱うのか。
- オーバードクター問題に関係がある博士課程をもっている大学から、第1常置委員会に申入れがあれば、この問題を検討したい。
- 国大協は博士課程をもっている大学も、もっていない大学も共に参加しているので、博士課程をもっている大学だけと話し合うというのはおかしい。第1常置としては、博士課程をもっていない大学も含めて協議して、国大協としての見解をだすべきであろう。
- 第1常置委員会としては、オーバードクター問題の実情をもっと知ったうえで改善を検討していきたいということである。オーバードクター問題をかかえている大学が集まって会合できるようにしたいと考えている。
- 大学院修了の年齢が高年齢に移動しているので、大学院を修了して、就職するということが困難である。5年間ぐらいは研究に没頭できるように、奨励研究員の充実等のことも考えてほしい。

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

前総会以後、委員会を5回開催し、次のような問題について協議した。

① 履修課程の弾力化について

「大学卒業(中退)者で入学する学生の既修科目の単位認定について」の要望を前回総会直後に文部省に提出したが、その後去る11月11日に文部省から、この件について中間報

告があった。それによると、大学設置審議会の基準分科会にもこのことを諮ったところ、もっともな趣旨であるとの意向であったので、できるかぎり早く実現したいとのことであった。なお、この件については、文部省では設置基準を改正する必要があるか否かを検討中とのことであるが、これは基準分科会での審議事項となるので、結論が出るのは来年になると思う。

② 中国の留学生について

先般来日した中国の教育部の代表団から、中国の留学生を受け入れてほしいという要望がでていますが、中国では大学入学までの教育期間が10年であるので、日本の場合の12年には2年足りないことになる。それで中国では、10年の課程を終ったあと1年半の準備教育を行うということであるが、それでもなお半年足りないことになる。教育制度の相違によって日本の大学に正規に入学できないという問題は、これまでもしばしばあったが、国際交流が活発化してきている実情に鑑み、文部省では今度の中国の留学生問題を契機に、この大学入学資格の問題を見直すことにし、インターナショナル・バカロレア（略称IB、国際的な大学入学資格の認定制度）の制度を導入することも考えているようである。このIBに加盟するためには分担金を払わなければならないが、文部省では現在、概算要求を出している段階である。このような状況にあるので、第2常置としても、IBの内容について詳しい検討をしたいと考えている。なお、中国からの留学生を受け入れる場合には第5常置とも相談したいとのことであった。この中国からの留学生は、差し当り研究生（大学院研究生程度）、進修生（講師、助手程度の

研究者）を派遣したいということであり、これらの者は学位取得を希望してはいないので、研究生扱いということになる。これの具体的受入れについては、各大学と連絡相談のうえ進められることになる。

③ 共通第1次学力試験に関する問題について

(イ) 留学生問題に関連して、私費留学生の入学選抜に当たって共通1次試験を課さないようにとの要望が「留学生問題を考えるグループ」という団体から出されている。また、これとともに、当面の問題として、各大学が共通1次試験を課すか課さないかのデータを至急留学生に知らせる措置を講じてほしいとの申入れがあった。この申入れはもっともな点があるので、文部省とも連絡してこれを周知させる措置を執った。これによると約半数の大学が私費留学生に共通1次試験を課するという実情となっている。

この要望書を提出したグループの者が過日面会に来たので話し合いをした。その際、先方は、共通1次試験は日本人向けだからこれを留学生に課すのはおかしいという意見を述べたが、これに対し当方としては、共通1次試験は大学での学習に必要な基礎知識をチェックするためであるからこれを課するのは当然であると答えた。ただ、共通1次の成績の評価については、留学生の場合には別段の配慮が必要であろう。

(ロ) 「共通1次試験実施の際の国立大学と公立大学の責任の分担の問題」については、前総会以後、公立大学協会側と協議して得られた結論を、過般各大学に通知した。また、「2段階選抜（いわゆる足切り）にお

ける共通第1次試験の成績の利用」の問題については、足切りの際に特定の科目にウェットをつける方法をとる場合は、その旨を入試実施要項等に公表して受験生に周知するよう措置されたい旨各大学に通知した。

- (ハ) 一部の私立医科大学から共通1次試験参加の申入れがあったことに関し、去る8月11日に入試センターとの連絡協議を行い、続いて同月21日の委員会でこの問題を検討した。この問題の内容は、私立医大二十数校のうち7～8校が共通1次試験参加を望んでおり、とくにそのうちの1校が熱心で、55年度から参加したいと申入れをしているというものである。しかし、当方としては、個々の大学の参加申入れを一々受け入れることはできないので、私立医科大学協会全体としての意向を確かめる必要がある。それと、この共通1次試験はまだ1回も実施されていないので、その段階で新たに私立大学を加えるということには実施上の危惧がある。そのようなこともあり、入試センターを通じて私医大協の方と折衝してもらい、先方の考え方もある程度分ったが、それを踏まえての昨日の委員会での討議の結果は概ね次のようなことである。

①当面の参加申込みは少数であるが、他の私立大学が参加する可能性があるという見通しをたてて対応を考えなければならない。②私立大学の参加については、その希望条件等についての協議が必要であり、そのための体制をつくらなければならない。しかし、この共通1次試験は入試の一部として発足したもので、入学資格試験とは異なるものである。③共通1次実施の際の事

故処理の問題、この制度に対する批判の問題等今後検討を要する問題があり、これには相当の時日を要する。

従って国大協も入試センターも当初の目的達成に向けて努力し、これを数回行いその経験を基にして、私立大学側との協力を考えていくべきである。私立大学に対する協力は必要であるが、今すぐ私立大学の加盟を認めるのは時期尚早であるというのがその結論である。

以上の報告があったのち、加藤入試センター所長から、去る10月2日から行われた共通1次学力試験の受験願書受付中における受験票発行のミス経過およびその処置について、また高校側のミスによる受験願書の期限内未提出の問題についての経過およびその処置についてそれぞれ説明があり、了承が求められた。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 高等学校経由で志願票を出すことを続ける場合は、再び今回のような受験票の受理の問題が起こる可能性がある。いま一つの問題は受験当日の交通機関の事故等の場合、公の一般の交通機関の事故については考慮されるが、それ以外、例えば高校側でバスを用意してそれが事故を起こした場合などの対処はどうなるのであろうか。その辺がはっきりしないと、大学側はその処置に迷うことになる。
- 高校経由の受験票の送達ミスは、次回からはそのようなことが理由にならないような手続にしたい。次にPTA、高校側等で用意した交通機関の事故の場合は、入試センターとしてはこれを考慮しないということを高校側には知らせてある。

(午後1時5分から午後2時まで休憩)

議長を交代し、岡本副会長主宰のもとに再開。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

前総会以後の状況報告をする前に、前回総会で申し落したことについてご了承を得たい。第3常置委員会と第4常置委員会では合同して学寮の問題を検討し、その結果を前々総会で報告し、参考資料として「今後の学寮のあり方」を提出した。この参考資料は学寮問題小委員会がまとめたもので、その内容については第3常置と第4常置の合同会議では全面的賛同は得られなかったが、学寮問題の将来を展望するうえでの有益な資料にはなると考えているので、適当な前文をつけて「会報」に掲載して、広く参考に供したいと考えていた。この会報掲載の件を前回総会での報告の際申し忘れたので、今回改めてご了承をお願いしたい。(了承)

次に前回総会以後の状況についてご報告する。

① 課外活動施設の整備充実について

本委員会では、以前に教官と学生のコミュニケーションの問題を手掛け調査報告も出しているが、その検討を通して課外活動の意義は非常に重要であると感じてきた。また、課外活動施設の整備については、昭和45年に「文化系サークル部室の新営について」、46年に「体育系サークル部室の新営について」という要望書を出し、サークル部室について一定規模の施設が必要であるとの要望をした。それ以後大分年月が経過したが、文部省側の一定の努力にもかかわらず、課外活動施設拡充整備は思うように進んでいない。それで、そ

の原因がどこにあるのかとの議論もなされ、説得力ある要望をするには、大学側においてもその条件整備に配慮する必要があるとの結論に達した。この条件整備ということには種々な問題があるが、第3常置委員会としてはこの点についてのキメ細かい検討をして、これの推進を図っていきたいと考えている。なお、課外活動施設は学生の福利厚生施設という大枠の中での問題でもあるので、第4常置委員会とも緊密な連絡をとって検討していきたいと考えている。

② 留年問題について

学生の補導に関わる問題の一つとして留年問題を取り上げることにした。学生がなぜ留年するかについては、希望する就職ができないこと、大学院への進学、学生運動への没頭、専攻分野と本人の性格や資質能力とのズレ、などの原因が考えられるが、学生の意識とのからみもあり多様である。それで、その解決の手掛りを求めて調査研究等も行い検討を進めたいと考えている。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

① 要望書等について

先ほど会長から報告があったが、従来から促進を図ってきた大学保健管理施設および国立大学共同利用研修施設の増設・充実、奨学制度の拡充等に関する要望書を前総会終了後関係方面(文部省、大蔵省)に提出した。奨学制度の拡充については、文部省でも年々前進を図っているが、昨日の大学関係7団体との会見の際、全国大学院生協議会の代表から、大学院生の奨学金をもっと手厚いものにするを早目に進めて、研究活動に支障のないようにしてほしいとの要望があった。な

お、この奨学金の増額については、昭和54年度予算編成に際しての自民党と新自由クラブとの折衝で、奨学金の大幅増額についての合意が行われているので、それを期待している。なお、その他の二つの要望については、文部省でも概算要求をしてその実現に努力している。

② 学寮問題について

学寮の全般的問題の検討については、先程第3常置委員長から報告のあったとおりであるが、個別的問題として、一橋大学より二つの提案が出されている。その一つは大学院生のための寮の設置を考えてほしいということ、いま一つは学寮問題について悩みを抱えている大学同士が、共通の課題について話し合いができる場をもてるようそのあつ旋の方法を考えてほしいというものである。これらの問題はまだ具体的に取り上げるに至っていないが、学寮に関してはまだ種々な問題が残っているので、それらの個別的問題については今後も随時取り上げて検討していくことにしたい。

③ 福利厚生施設の基準面積について

前総会の際の本委員会で、新たに福利厚生施設の基準面積の改定の問題を取り上げることが了承され、昨日の委員会でこれについての2回目の審議が行われた。この問題は取り上げてみると大きな問題であって、種々な問題を含んでおり、第3常置と別個に取り扱うことはむずかしい点がある。例えば、学生会館の問題一つを取ってみても、福利厚生施設と課外活動施設という二つの機能があるので、第3常置委員会と合同して検討することが適当だと考えている。

この学生会館の問題については、最近たま

たま九州芸術工科大学から「大学会館または学生会館実態調査分析」という報告書がだされたが、これによると、これまでに学生会館を設置した大学は約半数となっており、その内容については特に一定のパターンはないようである。その建物面積についてみると、学生1人当たり $1.65\text{m}^2\sim 0.29\text{m}^2$ と幅があり、またその内部施設もまちまちである。それで、これらの点を検討し、ある一定のモデルについてのコンセンサスがえられれば、文部省に対しこれの設置促進の要望をしたいと考えている。

この学生会館の問題については、更に11月10日付で東海・北陸地区国立大学学生部課長会議からも会長ならびに第3・第4常置委員長あて要望書が届いている。これは「大学会館の基準面積の別建設定について」の要望であり、大学会館が本来の機能（学園内の人間交流の共通の場）を十分發揮できるようその内部施設を整備するため、その基準面積は現行の「大学福利厚生施設基準面積」の三本建（課外活動、福利厚生、保健管理）の枠外とし会館独自の基準面積を設けるべきである、というものである。

以上の点をもみても、福利厚生施設の概念はまちまちであり、また第3常置所管の課外活動施設とも関連する面がある。それで、第3常置委員会と協力して、課外活動施設、学生会館、保健管理センター等のあるべき姿、基準等を考えていきたい。

④ 学生教育研究災害傷害保険について

昨日の大学関係7団体との会見で、学生教育研究災害傷害保険に関して、もっと国家保障的なものにしてほしい、保険の収入に対して支出が少なすぎる、などの意見がだされ

た。この保険の収支については、かねてより発足後4年過ぎた段階で明確な数字をだしてもらい、次の年度にはこの業務を管掌している学徒援護会ならびに保険会社に対し改善の要求をしたいと考えていたので、各大学からの要望をきいて学生の利益になるよう取り計らいたい。なお、この保険への加入状況は年々進展し順調な経過を辿っているが、私立大学の加盟が少ないこと、大学院生の加入率が低いことなど、なお若干の問題がある。

(5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

本日は次の4つのことについてご了承をお願いしたい。

① 外国人教師招請制度について

この外国人教師招請制度の問題については、去る6月総会の際に、文部省はこれに関する法案を9月の臨時国会に提出する予定で法制局と折衝を進めることにしている旨の報告をしたが、これは臨時国会には提出されず、次の通常国会に提出されることになった。なお、この法案は、外国人にも正式に国公立大学の専任教官(一般職の公務員)になれる途を開こうという趣旨のものであるが、大学内での人事権の行使はできないという制限条項が付されている。

② フィリピンの3学長の招待について

このことについては会長から詳細な報告があったが、若干補足を加えたい。招待行事日程の最後に国大協主催の懇談会が開催されることになっていたので、懇談会開催に先立ち10月25日午後3時より「招待準備委員会」を開き、懇談会の議事の進め方について打合せをした。ついで午後4時より懇談会を始めたが、これには3学長のほか文部省関係官、公

・私立大学団体関係者および国大協関係者等約20名が参会し、活発な論議が行われた。その内容は、両国間の学術交流を更に進める方策、入学資格のこと(フィリピンでは大学入学までの教育期間が10年で日本より2年間短い)、外国人留学生の日本語能力の問題とその対策等、いろいろな分野のことが話題となり大変参考になった。

なお、今回の招待事業については、各訪問大学からの状況報告を今月末までに提出してもらい、それを基に報告書をまとめて「会報」に掲載することになっている。

③ オーストラリア国大学学長の招致について

オーストラリアの学長招待に関しては、去る11月16日の第5常置委員会において、文部省より先方との折衝経過の報告があり、来日者の氏名、招致期間等が決定した。招致期間は、来年5月20日～6月12日までの3週間で、できるだけ広汎な範囲に視察してもらうつもりである。

招待者は、以下のとおりである。

ニューサウスウェールズ大学副学長
R. H. マイヤーズ
モナッシュ大学副学長 R. L. マーチン
オーストラリア国立大学副学長
D. A. ロー

なお、このオーストラリア国大学学長招致の件については、先例により会長を委員長とする招待準備委員会を適当な時期に発足させたいのでご了承頂きたい。

④ 中国からの留学生の受入れについて

この件については先程第2常置委員長からも報告があったが、中国の教育次官を団長とする12名の役員が来日し、10月7日と21日の2回にわたり文部省と留学生問題について会談した。中国側の意向は、本年12月から翌年

4月までに400~500名の進修生（社会人で助手、講師クラスの者）および研究生（大学院生相当の者）を受け入れてほしいというものであったが、文部省は12月からはとても無理であり早くても来年4月以降にしてほしい、また、その受入れ数も250名ぐらいであろうという返答をしたとのことである。

また、学部留学生もぜひ受け入れてほしいという要望もあったが、中国では大学入学までの修業年限が10年で日本より2年間短く、学部留学生は日本に在留して学部の入学試験に合格しなければならないので、中国だけ特別扱いにすることは無理である。それで中国側は、本国で1年~1年半の準備教育を行い、日本側と相談して試験をして入れてもらいたいということになり、早ければ55年度から実施ということになる。

それから、これらの留学生は、中国の国費で派遣されるということだが、そのような制度はこれまでは例はない。しかし、今後いろいろな国からこれに類する形で留学生を送りたいという可能性もあるので、文部省でも派遣留学生規程を設けることやインターナショナル・バカロレア（国際的な大学入学資格の認定制度）の導入などの検討が必要となる。いずれにしても、事務的な詰めがまだできていないので、12月中旬頃に文部省の関係者が中国に出向いて、具体的な詰めを行うということである。

以上の報告に関し次のような意見交換が行われた。

- 一番の関心事は中国留学生の受入れである。研究留学生等250人の受入れについてはさっそう全国の各大学に依頼がいくだろうから、国大協としては重要な問題である。

なお、フィリピン学長との懇談で話題の一つに日本語教育の問題があったが、フィリピン側は、日本の科学技術を早く修得することを留学の目的と考えているようである。それで、英語で教育してほしいという意見も出されたが、留学の目的の一つは外国間の相互理解にあるので、日本語で教育するのが本来であろう。

- 国際交流が盛んになって、日本に留学生が大勢くるのは結構だが、その際、とくに理科系の研究室における安全管理の面を配慮する必要がある。例えば部屋が狭いために怪我でもされたら困るので、まず教室の基準面積なども考え直す必要がある。

(6) 第6常置委員会（今村委員長）

本委員は現在種々な問題を取り扱っているが、以下その概要をご報告する。

① 昭和54年度予算に関する要望書について

去る6月総会の際、本年も関係方面に提出することを決議されたこの要望書は、去る10月2日に文部省、大蔵省に提出した。

② 定員問題について

定員削減計画に対する対策を検討するため、本委員会ではさきに「第4次定員削減と国立大学の実態」という小報告書をまとめ、これを全国立大学に配布し、これに対する意見、要望等を徴した。その結果、多数の大学から意見、要望のほか、各大学における貴重な資料の送付があった。そこで、これらのものを基にして、さきの小報告書を補完し、「国立大学における定員削減の現状と問題点」として取りまとめた。定員削減問題については、この報告書の「まえがき」にも記されているように「定員削減はもはや限界に達

しており、これ以上の定員削減はきわめて困難である」状況にある。それで同報告書の「むすび」にもあるように「国大協は、今後ともかねてから要望しているとおりに、この問題に対する抜本的な解決策が早急に検討されるよう望むものである」という考えに立って努力していきたいと思っている。

国立学校の定員問題については、昭和52年の国立学校設置法の改正によって、一部の大学の教職員の定員が総定員法による定員より外され、これによって幾分有利な状況となったが、これによって問題は解決されてはいない。そこで、この報告書の調査結果をふまえ、更に抜本的改革を図ることが必要である。従って、この報告書をまとめたということだけでは意味がないので、差し当りこの報告書を文部省の関係者にも渡して、この問題に対する理解と協力を求め、そのうえで更に必要なら関係方面への要望もしたいと考えている。

③ 専門官制度問題について

このことについては第1常置の報告の際に説明があったので省略する。

④ 助手問題について

例年要望している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中で、若手教官である助手の待遇改善および研究教育補助職員の待遇改善を要望しているが、しかし抽象的要望では効果が薄いので、具体的提案を行うことを考えた。それで、研究教育補助職員については技術専門官制度新設の構想を立てたが、助手についても何らかの具体的提案をしたいということで作業を始めた。ところで、過般実施した「助手の職務実態に関する調査」によると、助手の職務実態は多様である

が、大体これを4種に分類することができる。その一つは研究助手であってこれは研究の後継者になるべきものである。その二は実験助手でこれは技的なものである。その三は病院関係の臨床実験助手であり、その四は事務助手である。この事務助手は事務職員が足りないため置かれているもので、本来の助手といえるかどうか疑問である。助手の待遇改善に関して一番問題になるのは研究助手である（実験助手については専門官への移行措置を考える）。しかし、この研究助手も、人文社会系と自然系の場合とではやや異なる事情があって、自然系では30歳後半の高齢者が多く、その平均年齢も高まる傾向にある。このような実態があるが、これの待遇改善を図るについては制度の問題と関係させて検討する必要があるので、第1常置委員会と合同して小委員会を設けて検討を始めた。ところが、第1常置委員会側としては、助手の給与改善を図ることは結構であるが、そのために教官組織の改変を図ることには問題があるとして、目下審議は難航している。しかし、必要最小限度の方途を見出したいということで検討を進めている。

○ ⑤ 教官の研究休暇制について

この問題はいろいろむずかしい問題もあり、なお検討中である。

⑥ 非常勤職員問題について

この問題は、前総会の折第6常置に検討を委託されたものであるが、仲々むずかしく、そう簡単にかない問題である。一応のところでは、本日配付の「国立大学における定員削減の現状と問題点」の最後の第6章「非常勤職員の問題」の所で述べている程度のことである。しかし、過般の理事会で、この問題

をもっと検討してほしいとの要請もあったので、継続して検討したいが、その際には調査を行う必要があるかもしれない。その節には各大学のご協力をお願いすることになるのでよろしく願いたい。

① 学費問題について

学費問題は従来、値上げ問題が出る都度対症療法的な取り組みをしてきたが、これは好ましいことではないので学費問題小委員会を設けて根本的に検討することになった。その検討の一環として本年5月に各分野（法律、経済、教育）の専門家を招いて「授業料問題に関するシンポジウム」を開いたが、そこでは、私立大学とのバランスを考えると、国立大学においても、教育により受ける利益に対して受益者はそれ相応の負担をすべきであるとの意見が強かった。しかし、教育は個人的利益をもたらすだけのものでないので、当委員会としてはできるだけ低廉にすることが望ましいとの基本姿勢は崩していない。

② 大学財政の問題について

これについては過般（53年5月）調査報告書をまとめ、その中にある問題点を引き続き検討したいと考えているが、目下のところ手が回らない状況である。

ついで、畑学費問題小委員会委員長より次のような補足説明があった。

「授業料問題に関するシンポジウム」では各講師とも、受益者負担的な見地から国立大学の授業料は安すぎるという意見を述べられた。またその後、その講師の一人であった大川専門委員から、「国立大学の授業料は低廉にすべきである」という本協会の見解に対する反論を討議のための資料として提出しても

らった。これに対してどう答えるか検討しているが、もう少し時間がかかりそうである。

（ここで議長を交代し、香月副会長主宰のもとに議事を続行）

(7) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

前総会以後における本特別委員会の審議の状況は、資料6「国立大学協会事業報告書」に簡単に紹介されており、また「会報第82号」にもその議事の一部が掲載されているのでご参照頂きたい。教員養成に関する問題については、前総会の際に二、三の注文が出された。それは、一般大学・学部における教員養成の問題、教育実習の問題等であった。このことは過般（52年11月）本委員会がまとめた報告書「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討」の中でも引き続き検討すべき課題とされているので、去る8月4日の委員会で今後の検討課題について討議し、この「一般大学・学部における教員養成の問題」と「大学院の問題」の二つを取り上げるようになった。

この問題を検討するに当たっては、まずその実態を把握する必要があるので、アンケートの作成を行ってきたが、去る11月25日の委員会でアンケートの大筋がまとまったので近日中にこれを各大学に照会したいと考えている。なお、この作業のスケジュールとしては、このアンケートの結果に基づく中間報告を来年春の総会で行い、そこでの意見等を基に報告書をまとめ、秋の総会にこれを報告し、要望すべき点があれば関係方面に要望してその実現を図りたいと考えている。

このアンケートの内容は次の三つの柱に分かれている。すなわち、①一般大学・学部におけ

る教員養成について、②一般大学の大学院における教員養成（教師教育）について、③教育系大学・学部の大学院について、の三つであるが、これらの実情を伺ってその改善策、推進策等を検討したいと考えている。なお、以上の三つの柱のほか、一般大学・学部および教育系大学・学部における専攻科ならびに研修生制度についてもきくことにした。

なお、この三つの柱のそれぞれの調査の要点を述べると、①では教育実習の状況に関することが重点となっており、これに関する諸種の調査項目のほか附属学校の関与状況、教職課程に関する管理組織、事務部門等、また教職に関する授業の実施状況およびこれに対する他学部の援助協力等、更に教職課程センターの問題や現行法令上の問題点等をきいている。次に②については、大学院研究科修了（退学）者の教職就職状況、大学院における教職課程の状況等についてきいている。③については、各大学で構想している教育系大学院の実情を伺い、またそれと同時に、教育系大学院の学生の問題——その選抜方法やどういう学生を入学させようとするかなど——について、また施設の状況や学内外の協力関係や大学・学部の充実度等について調査し、これを基に教育系大学院（修士課程）の設置の促進を図りたいと考えている。

今回計画しているアンケートの内容は概略以上のとおりであるが、これを実施する際に各大学に次のことをお願いしたい。このアンケートは大学単位で送るので、それぞれの大学の規模、性格に応じて適当な取りまとめ方によってご回答願いたい。なお、このアンケートは理事会にかける機会がなかったので、ただいまの説明によりこの席上で実施のご了承を頂きたい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 最近の教員志望の学生の増加によって教育実習の点でいろいろな支障が起こってきた。これをどう処置したらよいか。この点に関して附属学校はあってなきもののような状態である。それから、教育系の大学院を設置する場合、大学設置審議会の問題があるが、何か別な基準をつくることを考えているのか。
- その点考えてはいるが、このアンケートが出た結果で考えたいと思っている。
- 教育系の教員養成の理念と、一般の大学・学部の教員養成の理念に違いがあるのではないか。
- 国大協としては、教員養成は開かれた大学で行われるべきであるとの考えであり、理念の違いはないと信じている。ただ、教員養成には教科教育の専門家が必要であるとの意見もあり、これと一部の学部の考えとの相違があるようであるが、国大協の内部ではそのようなことはない。
- 最近、修士課程に教員養成課程を設けたが、教科教育の専門家をそろえることに苦労した。学内に専門家はいるにはいるが、すでに他の修士課程、博士課程に張りつけられているので、二重に受け持ってもらうわけにはいかない。設置基準においても、できるだけ自由に教員の配置ができるように配慮してほしい。
- 総合した形で大学院をつくれればよいものができる。教育プロパーの人と一般の人とのバランスの規定が自由であるとやりやすいが、それは設置審の問題である。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(北村委員長)

本特別委員会では次の二つの問題について審議した。

① 医学及び歯学の修士課程設置について

医学教育特別委員会は、昭和51年2月に「医学教育の改革に関する調査研究報告書」を発表し、その中で「医学修士課程については、……博士課程そのものに多くの問題を抱えている現状において、ここでは結論を保留したい」と述べ、この問題については文部省側の具体的な原案ができてから、改めて検討を始めることにしていた。ところが、去る6月総会の時点で、文部省側からその具体案について、急速検討してほしい旨の申入れがあった。この医学および歯学の修士課程というのは、これからは医学・歯学に関連する学問の領域が広くなり、他の学問との結びつきが必要となってくるので、他学部の卒業者を対象にして医(歯)学その他関連の諸科学を学ばせて医学・歯学の教育・研究の指導者養成を図ろうとするものである。それで、この問題は大学院制度の問題ともかかわるので、第1常置との合同会議も開いて検討した。

その結果、①この修士課程の設置に当たっては、厳格な審査のうえに慎重な設置認可をすること、②教官組織について、医学系および化学系の専任教官の充実に十分な考慮を払うこと、③各学部からの進学に関連する専攻コースを考えること、の3点を文部省側が十分配慮することを前提として、これの設置に賛成した。

② 卒後研修の問題について

去る8月に、厚生省医事課長から、臨床研修指導医に対する研修方法等に関する研究を

主たる目的とする財団法人「医師研修研究開発センター」設立を意図し、来年度概算要求としてこれを提出したいので、国大協にもその旨の了承を得たいとの申入れがあった。これは、簡単にいえば、研修医を教育する教官を教育することから始めて、最終的には卒後教育のあり方を検討しようというものである。

この卒後教育の問題については、文部省はこれまで具体的なことは考えていなかったが、このたびこれに関する調査委員会を発足させ、卒後教育のあり方についての検討を始めることになった。そして、国大協においてもこの問題を検討してほしいとの要請があった。

ところで、この厚生省の医師研修研究開発センター設立のことであるが、その趣旨はとにかくとして、この財団法人を設立するには基金造成が必要であり、各臨床研修を行う病院はその法人維持費として本年度1口30万円の分担をしなければならないことになっている。ところが、この負担金の支出については、現在のところ文部省は難色を示している。また、国立大学がこのセンターに参加するについては、国大協として卒後研修のあり方を根本的に検討する必要がある。そのようなことから、この厚生省からの申入れに対しては、もう少し時間をかけてほしいということにした。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 現在8割程度のもは大学附属病院で卒後研修を受けているが、厚生省は、その再養成、再教育を考えているのであろうか。
- 医学そのものの再教育をしようとしている

のではなく、臨床研修指導医に対し、どのような医学教育を施したら効果的か、あるいは評価をどのようにしたらよいか等の教育方法を研究させ、よりよい医学教育ができるようにしようというものである。

- 研究者指向一辺倒ではなく、教育者指向にも目を向けるということである。
- この問題が起こってきた経過を話し判断の資料としたい。日本医学教育学会では、アメリカ等で行われているTTC（ティーチャー・トレーニング・センター）つまりティーチャーの再教育ということの導入を考えてきた。それは、医学部の教官が教育学に無関心であれば、いい医者を育てることはできないということからである。それで、アメリカから講師を呼び、富士の裾野の会場で1週間ほどの研修を行った。その時、文部省は科研費によって若干の経費補助をし、厚生省もこの行事に援助協力した。そのようなことから、医学教育学会では文部省主導型でない何か特別な財団を設けてこの事業をやったらということ考えたのではなからうか。この厚生省の開発センターは、研修医の指導者の研修を目的とするものであり、文部省が考えているのは卒後教育の研修のあり方のことであって、両者の取り上げている問題は別個のことである。以上がこの問題が起こってきた経過である。
- これは医学そのものの再教育ではなく、教官に教育の方法の基本を認識してもらい、医師教育を効果的にしようというものである。卒後研修は厚生省の所管であるので、このような構想を立て国大協に協力を求めてきたわけであるが、国大協としてはこの問題はまず医学部長・病院長会議で諮るべきではないか

ということである。

(9) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

本特別委員会では51年9月以降、教養課程の問題について検討を続け、「教養課程改編に関する実情報告書」としてまとめを行っている。これについて、前総会で前委員長から、今総会に提出するつもりであるという説明を行ったが、今総会にはこれがまにあわないので、取りあえず教養課程組織改編に関する実情調査報告書・抄約」（資料14）としてお配りした。

この報告書は全11章および関係資料をもって構成され、一般教育と教養課程の問題点、教養部教官の研究条件の改善、教養部改革の事例、教養部を持たない大学の一般教育の問題等について記述を行っている。この抄約をご覧になってご意見があれば更に検討したいので、ご意見を伺いたい。

なお、先に申し上げたように原稿の作成が予定より遅れているが、来春には完結するので、それを待って印刷に付し各大学に配布したいと思うがいかがであらうか。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 教養課程、一般教育の問題については、各大学でもこれをどうしたらよいか困っている。この問題は単に理念だけでは解決しないので、その問題点を率直に出してもらうことが解決に役立つのではないか。
- この報告書では、実際に改革を行った大学の事例を紹介し、それを参考にしてもらうことを考えている。
- 一般教育をどうすべきかということを提示すべきではないか。

- 今回は一般教育の理念問題は暫く措くことにしたが、その問題を究明した方がよいということなら今後取り上げてよい。
- この報告書案は理事会の承認を得ていないが、その手続なしに発表して差し支えないのか。
- 報告書等ができた場合、理事会にかけて承認をえるというのが原則である。
- 教養部のない大学の一般教育の問題をもっと深く検討してほしい。
- そのような意見があれば委員長の方に提出

してもらい、できあがった報告書を理事会にかけることにしたい。

以上をもって本日の会議を終了し、最後に会長より次のとおり述べられた。

本日は熱心に協議をして頂き、議事の方も予定より捗ったので、明日の開会は1時間繰り下げて午前11時からとしたい。なお、明日午後に関われる学長懇談会において、文部省側に質問したいテーマがあれば、明日午前中に事務局の方に提出願いたい。

第 63 回 総 会 (第 2 日)

日 時 昭和53年11月30日(木) 11:00~12:00
場 所 学士会館(神田) 210号室
出席者 各国立大学長

香月副会長主宰のもとに開会。

めていきたい。

1. 各委員会委員長報告と協議

前日に引き続き各委員会委員長からの報告が行われた。

(1) 図書館特別委員会(今村委員長)

本特別委員会は、前回総会以後2回の小委員会を開催して大学図書館の振興を図るため、大学図書館の充実整備に緊要な事項について検討し、これを「大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書」として取りまとめ、去る10月2日に文部省および大蔵省に提出した(会報82号76ページ参照)。なお、大学図書館の問題は、国立大学図書館協議会でも検討しているので、今後はこの協議会と連絡を密にしながら作業を進

(2) 大学格差問題特別委員会(岡本委員長)

本特別委員会は、いわゆる新設大学の拡充整備の問題を課題としているが、その一方策として修士課程の大学院設置が進展しつつある実情にかんがみ、当面これの質的充実を促進することを検討している。このため、本特別委員会委員の所属する大学に対して実情調査を行った。現在、その調査結果に基づいて問題点の検討を行っているが、今後更に新設大学における修士課程大学院の具体的充実策について検討を進めることとしている。なお、その他の問題として、実験系と非実験系とでは教官当積算校費に大きな差があるが、この両者の区分の基準が明確でないので、この点も検討したいと考えてい

る。

以上の報告ののち、実験系・非実験系の区分問題、新設医科大学の附属病院におけるベッド数不足の問題、大学附属病院と関連教育病院との関係等について意見の交換が行われ、新設医科大学にみられる格差の問題は、今後「医学教育に関する特別委員会」で検討を進めることになった。

2. 大学運営協議会について

宮島筑波大学長から、大学運営協議会の運営に関し次のような意見が述べられた。

大学の管理運営の改善に関し国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力し合うための組織として、昭和38年に国大協に大学運営協議会というものが設置された。この協議会の任務は、①国立大学の管理運営の改善に寄与すること、②国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること、の二つが挙げられている。そして、この協議会の実施細則では、会議は毎年2回以上開催することとされている。しかし、この協議会に関する報告は最近は行われていないが、会議は開催されているのであろうか。このような規定がある以上、その点をはっきりさせる必要があると思う。折角こういう機関があるのであるから、これの活用を考えるべきではないか。

これに対し会長より、この大学運営協議会のことについては、以前一部の学長より話しがあったので、その実情を調べてみたが、最近が開催されておらず、その間に委員も代っている。これを開催するについては、まずこの協議会のメンバーを決めることから始めなければならないが、今後の運営方法等について一度理事会で諮ることにはしたい、と述べられた。

3. 創立30周年記念行事について

会長から、次のとおり説明があり、異議なく了承された。

当協会は昭和55年7月13日をもって創立30周年を迎えるので、この機会に相応の記念行事を行いたいと考えている。ついては、その計画の立案と具体的準備に当たるため、準備委員会を設けたいと思う。このことが本日ご了承願えば、理事会で更に検討して準備委員会を発足させたいのでよろしくお願ひしたい。(了承)

4. 次回(第64回)総会等について

会長から、配付資料15により次回総会を昭和54年6月19日および20日に、事務連絡会議を6月22日に教育会館で開催したい旨が諮られ、異議なく了承された。

以上をもって第63回総会の協議を終り、会長より閉会の挨拶があった。

第30回事務連絡会議

日時 昭和53年12月1日(金) 12:00~16:30

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター田保橋管理部長

(事務連絡) 佐野大学局長, 篠沢学術国際局長,
野村教育施設部長, 西崎会計課長, 滝沢大学課長,
石井学生課長, 大門研究助成課長, その他

石塚事務局長司会のもとに開会。

初めに、事務局長から次の新設大学事務局長ならびに去る11月16日付による人事異動に伴う新局長の紹介があった。

岩本 一太(上越教育大学)

新井 幸男(兵庫教育大学)

杉林 嘉一(山梨医科大学)

飯田 光雄(福井医科大学)

深津 良平(香川医科大学)

五十嵐 淳(東京工業大学)

池田 国男(お茶の水女子大学)

佐々木象一(神戸商船大学)

ついで本日の会議日程について説明が行われた。

次に向坊会長から次のような挨拶があった。

本日は、各大学事務局長ならびに文部省からは佐野大学局長をはじめ多数のご出席を頂き厚くお礼申し上げます。事務局長各位には常日頃学長補佐の任に当たられ、そのご労苦に対しこの席をかりて深く感謝の意を表したい。

今回の総会は一昨日から昨日正午まで開かれ、午後は学長懇談会が行われた。今総会の主なる議題は、

- (1) 新設5大学の本協会への加入
- (2) 国立大学協会会費の基準の改正

の2件であり、いずれも承認されたが、この

会費基準の改定については、大学当りの基本額より学部当りの負担額の方が高いのは不合理であるというような意見もあった。この問題については今後事務ベースで検討するというので一応了解を得た。

このあと各委員会委員長の報告とこれに関する協議が行われたが、その主要なものとしては、大学の質的改善の問題がある。新制大学発足後30年経ったが、この際これの質的改善を図る必要がある。そのような観点から、とくに大学院の充実の問題、教養課程の改善の問題が討議の中心となって論議された。また、中国をはじめとする留学生受入れの問題等、国際交流問題についても熱心な討議があった。

要望書については、今回は専門官制度の新設に関する要望書だけであり、これは本日午前中に井内文部事務次官に私から手渡し、その実現方を要望した。その他総会の細部の状況については、このあと石塚事務局長より報告されるので、ご了承頂きたい。

ついで佐野大学局長より次のような挨拶があった。

多事多端な1年も終ろうとしているが、事務局長各位の日頃のご労苦に対し感謝の意を表す。今年の仕事は年末までには終わらず、これ

から予算編成という困難な仕事に直面するわけであるが、この際ひとつお願いしたいことがある。現在の状況から見ると予算の編成は越年ということになり、そうなるとこの予算関係の仕事と共通第1次学力試験の仕事とが重なり合うということになる。しかし、この共通第1次学力試験は最初の試みでもあり、これはどうしても成功させなければならない。そのためにも事務局長各位には予算編成のこともあろうが、この共通入試実施の万全を期して陣頭に立って指揮されることをお願いしたい。

開会に当たり以上のような挨拶があって、昼食のための休憩に入った。

(午後1時より再開)

I 文部省連絡事項

初めに篠沢学術国際局長より次のような説明があった。

次の3点についてお願いをしたい。

(1) 中国からの留学生に関する問題について

去る10月中国から教育代表団が来日し、その際留学生派遣についての申入れがあった。それによると、中国側は400～500人の研究生、進修生を日本の大学(特に国公立大学)に至急送りたいとのことであった。そして、その中味は次のようなものであった。理学系100人以上、工学系200人以上、農林水産系10数名、医学・環境科学系20数名、社会科学、体育系10数名。

この留学生派遣は、現在中国が進めている4つの近代化(農業・工業・軍事・科学技術)の線に基づく科学技術の発展を図るための方策の一つであって、日中友好条約締結を機に日本留学を促進しようというものである。

この「進修生」というのは大学の講師、助教

授クラスの人達であり、半年・1年・1年半の留学を希望している。「研究生」というのは大体わが国の大学院生に相当するものである。なお、そのほかに学部留学生の話もあるが、人数は目下未定である。

なお、この学部学生については、中国の学校制度が5・3・2となっており、日本の6・3・3と比べるとその修学年限に2年のギャップがある。従ってこれを正規の学部留学生として受け止めるには、まず修業年限ということが大きな問題として横たわることになる。これについて、中国側は、その不足年数を埋めるために本国において1年半の予備教育を行うことにしており、その際に日本語教育、自然科学系の授業ならびにそのカリキュラム編成等について日本側の協力を求めている。

いずれにしても、当面は研究生、進修生の受入れの問題である。それで、前回会談した際に、当方としては次のような点を申し入れた。

- ① 人数の上では、まだ約束をすることはできない。
- ② 医学・環境科学系、農林水産系等を希望する少人数のものの受入れは差し支えないが、理学系、工学系等の多人数のものについては、その専攻の中身をみないことには確答はできない。
- ③ とくに博士課程を置いている大学を指定して希望する場合には、自ずから人数が制限されることになる。

以上のような事情から、今回各大学に対して研究科の受入れ可能な状況を調べたわけである。なおこの調査は、文部省としては受入れの可能性の大体の目安を掴みたいと思って行ったものであって、この回答を基にして各大学に受入れ方をお願いするものではないので、この点

誤解のないように理解して頂きたい。

留学生の資格については、従来国費留学生と私費留学生とがあるが（そのほか昭和36年～40年には賠償留学生というのがあった）、今度の中国からの留学生は、中国側の計画に基づいて派遣されるという特別のケースであるので、俗称公費留学生として国費留学生に準じて取り扱いたいと思っている。なお、これの具体的なことについては、12月中に大学局、学術国際局の関係者が訪中して打合せをすることになっており、そこで詳細が分ると思うので、帰国したら各大学と個別に相談のうえ処置することにしたと考えている。その他、この中国の留学生が来ることになると、これの宿舎の問題が生じてくると思うので、その点について先方の意向を確かめておきたいと考えている。

なお、この研究生、進修生の受入れは来年4月から行われることになっており、学部留学生の方は55年4月からの予定である。そのほか学術交流の面については、学術振興会を、その窓口として進めるとというのが文部省の基本的な考え方である。

(2) 学術審議会からの建議について

今回学術審議会から次の二つの建議があったのでご紹介しておく。

① 海洋科学研究の推進について

これについては、お手許の配付資料を通覧して頂きたい。

② 大学等の研究機関における組み換え DNA 実験の進め方について

この問題は、生物系あるいは理学系の研究所、大学院等で関心を呼んでいる事項で、DNA実験に関わる安全確保の体制整備を提言しているものである。なお、詳細については、後ほど関係課長より説明を行う予定である。

(3) 外国人のための宿舎の問題について

留学生あるいは研究者の国際交流が盛んになってきたので、今後は留学生および研究者に対する大学側の対応が必要となってくる。これに関連した事項として宿泊施設が極めて少ないという状況があるので、大学側でもこの問題を前向きな姿勢で考えてほしい。文部省もこれに協力し、具体的な計画があれば積極的に取り上げて、その予算等の措置を講じたい所存であるので、よろしくご配慮願いたい。

これに続いて、各関係課長より連絡事項として、次のような説明があった。

まず西崎会計課長より次の諸点について説明があった。

(1) 昭和54年度予算編成の見通しについて

54年度予算編成は、年内はその大綱に止め、新年初頭に大蔵省より各省庁へ予算の内示がある予定である。ところで、予算歳入の問題としては、公債依存度が形式で32%、実質で37%というのが53年度の状況である。このような財政事情から考えられることは、国立学校特別会計についても投資的経費は若干伸びるであろうが、一般経常的経費は押さえざるを得ない状況になるということである。そこで、このようなミニマム予算で54年度予算は考えなければならぬという情勢であるが、文部省としては予算獲得のため全力を尽くしたい。

(2) 予算執行の問題について

本年の会計検査院の検査結果が来る12月10日前後に国会で報告されるが、その中に国立学校関係の事項があるので、参考までにお伝えしておきたい。

① その一つは、国有財産管理の問題である。これには、学生、職員等による大学施

設の占拠、火災等のことがあり、国有財産の有効利用が行われていないということが指摘されている。

② その二は、大学の移転統合に当たって、これが計画どおり進行されないことからくる土地、建物の遊休化の問題である。

③ その三は、薬品の購入価格の問題である。これにはむずかしい問題もあるようであるが、各大学間で情報提供の連絡を密にするという態勢をつくることも有効な方法と考えられる。

④ その四は、一般物品の購入に関することであるが、去る11月10日付で会計課長名をもって各大学へ通知文書を送付したので、ご覧の上よろしくご留意願いたい。

(3) 中小企業に対する受注機会の増大について

この問題は国会でもよく取り上げられる問題であるが、中小企業の保護という立場から、大学にあってもよろしくご配慮を願いたい。

ついで滝沢大学課長より次のような説明があった。

(1) 共通第1次学力試験の実施について

今回初の共通第1次学力試験が実施されるが、これの実施に当たっては万全を期して無事に終了するように努力して頂きたい。

なお、受験票発送について、先般一部にミスがあったが、これについては大学入試センターにおいて的確迅速な是正措置が講じられ、全体のスケジュールには何ら支障はない。また、採点業務については、このようなミスは生じないシステムになっているのでご承知頂きたい。いずれにしろ、この共通第1次学力試験は最初の試みでもあるので、その過程においては、いろ

いろなこともあろうが、これを定着させるためにも、この第1回目の実施が大過なく終了することが大事である。この共通入試は文部省を挙げての大事業であるので、各大学におかれても最善の努力を払って頂きたい。

(2) 第2次試験の募集要項に関連する問題について

これについては、極めて稀ではあるが、一、二問題になる事例もあるので、もしも問題になりそうな点があるとすれば事前に文部省へご相談して頂きたい。

次に石井学生課長より次のような説明があった。

文部省大学局学生課編集の「厚生補導」を定期的に刊行しているが、この雑誌はお手許の配付資料にも記してあるように、学生の問題を中心に、広い分野から学生問題、大学管理運営問題等を取り上げているので、特に大学の先生方にも読んでもらえるようご配慮をお願いしたい。

最後に大門研究助成課長より、先程学術国際局長より説明のあった「組み換えDNA実験に関する問題」について、配付資料①「大学等の研究機関における組み換えDNA実験の進め方について（建議案）の概要」、②「大学等の研究機関における組み換えDNA実験の進め方について」（建議案）、③「組み換えDNA実験指針案」に基づき、組み換えDNA実験における安全措置についての説明があった。

以上で文部省からの事務連絡事項についての説明を終了し、ついで次のような質疑応答が行われた。

- 今度の中国留学生に関する問題であるが、学部留学生については、中国の学制の違いによってその修業年限に2年間のギャップがあるため、これを予備教育期間を設けて埋めるということであるが、このようなことが可能であれば、これと似通った事情にある香港、あるいはフィリピン、その他アセアン諸国においても、予備教育をしてくれとの反響が出てくるのではなからうか。
- 外国の教育制度とのつながりということについては、原則として12年間の課程を必要とするということである。ところで、現在中国が考えている予備教育1年半ということでは、この資格に該当しないわけである。そこで、このためには何等かの制度的な手当が必要になってくるであろうという前提が考えられることになると思われる。いずれにしろ、これを契機として、従来の留学生受入れの対応については、あまりにも弾力性がなさ過ぎるのではないかということで、現在大学設置審議会基準分科会に相談をしているところである。
- 大学院の留学生についても同じように考えているのであろうか。
- 現在考えられている中国からの大学院留学生の受入れは、正規でないものが大半である。進修生というのは、日本で言えば研究生と同じような性格のものであるから問題はないと思う。しかし、正規の大学院留学生の場合については同じような問題があると考えられる。
- 実際には、大学院で年数に制限があつて問題になる相手国は中国、フィリピン、モンゴルである。このうち中国からの大学院留学生は学位を望んでいるわけではないので研究生

として扱えばよい。残るその他の国については、具体的に、そのような事態が生ずれば、その場合において考えることにしてはどうであらうか、と考えている。

次に、大学の施設に関する問題について野村教育施設部長との間で次のような質疑応答があつた。

- 地震に関連する問題であるが、施設の補強策を講ずるうえで、既定経費では賄い切れないという問題がある。これについては、特別な経費を各大学に積算してもらいたい。
- これについては、各大学で施設等をよく点検されたいと必要であるというものをまとめて申し出てもらいたい。そのうえで会計課とも相談してできるだけのことはしたいと考えている。
- 53年度の工事状況について知らせてもらいたい。
- 施設整備の費用は、公共事業関係で不況対策ということも考えて、補正予算はかなり多く組まれたわけである。このような関係もあっていわゆる「0,100」というものについては、3月一杯で発注しなければならぬという事情もあるのでよろしくご配慮せられたい。以上をもって、文部省からの事務連絡を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

田保橋管理部長より次の点について説明があつた。

- ① 受験票発行ミスの問題について、その経緯とこれに対する事後措置について説明があつた。

- ② 高等学校側の志願書類の提出忘却ミスの問題について、その事情とこれに伴う志願書類の追加受理のことについて説明があった。
- ③ 試験問題の輸送については事故のないよう万全を期しているが、これの到着後における各大学の保管について慎重な配慮をしてほしい旨要望があった。
- ④ 身障者の試験場に関しては、点字で受験する受験者の試験場の設定は、既に試験場一覧表によって通知済みであるが、これ以外の身障者（車椅子使用者等別室で受験する必要のあるもの）については、自動的に各大学へ割り振っているため、当該大学において適切な措置を講じられたい旨依頼があった。

III 会務報告

まず事務局より配付資料の細目について説明があった。

次に、石塚事務局長から別紙資料「第63回総会概況」ならびに「国立大学協会事業報告書」に基づき、総会における会務報告について、次のように説明があった。

- (1) 前総会以後における学長の交代ならびに委員長・教員委員の交代について
別紙資料4および5により報告があった。
- (2) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の諸事項について報告があった（詳細は総会議事要録参照）。

- 1) 要望書の提出について
 - (イ) 昭和54年度予算に関する要望書
 - (ロ) 大学図書館の昭和54年度予算に関する

要望書

- (イ) 俸給の調整額に関する要望書

以上の要望書については、それぞれ関係方面に、会長および副会長、関係常置委員長がこれを持参して提出し要望した。

- 2) 国立大学附置研究所長会議との懇談について

去る6月21日、同会議と国大協両者の会長、副会長が参集して第1回の懇談会を開催し、附置研究所に関する当面の諸問題について意見の交換を行った。

- 3) 共通入試に関する問題について

- (イ) 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について
- (ロ) 私立医科大学の共通第1次学力試験参加申入れについて

以上の二つの問題の経過について報告があった。

- 4) フィリピン国大学学長の招待について

学長団一行3名は去る10月12日に来日し、2週間にわたり、国内各地の国立、私立の各大学をはじめ関係機関、諸施設等を訪問視察し、去る10月26日無事帰国した（資料12参照）。

- 5) 諸団体との会見について

- (イ) 「大学関係7団体」との会見について
- (ロ) 「留学生問題を考えるグループ」との会見について
- (ハ) 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見について

以上の3件の状況について報告があった。

- 6) 放送教育開発センターの評議員の推薦依頼について

国立大学協会からは、第1常置委員長である北村四郎新潟大学長を評議員として推薦した。

IV 議事概要

石塚事務局長から、別紙資料「第63回総会概況」ならびに「国立大学協会事業報告書」に基づき、総会における議事の概要について次のように説明があった（詳細は総会議事要録参照）。

(1) 上越教育大学ほか4大学の加入関連事項について

1) 当協会加入について（総会当初に承認された）

2) 上越教育大学ほか4大学の加入に伴う諸規則の改正について

「資料8」に基づき事務局より説明があり、異議なく承認された。

(2) 国立大学協会会費の基準の改正について

1) 会費基準の改正について

最近における物価高による事業運営費の不意な点と、国大協が招集する会議の一部の旅費支給を考へて、「資料9」に基づき会費基準の改正を提案した。これは会費の第3号「決算額による負担額」に示されている0.04%の率を0.01%引上げるというもので、この改正案については、過般各地区の事務局長会議に当協会の事務局職員が参上して趣旨説明をしてご了承を得た。総会においても格別の異議なく承認されたが、一部の大学から会費の第1号「会費基本額」（1大学当り4万円）が第2号「学部数による負担額」（1学部当り6万円）より低額であるのは不合理であるとの意見があった。それで、この点については検討のうえ55年度において手直ししたいと考えている。

2) 会費基準の改正に伴う規則の制定ならびに改正について

「資料10」に基づき事務局より説明があり、異議なく承認された。

(3) 各委員会の委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長より説明があり、また、提案の専門官制度新設に関する要望書については審議の結果採択された（詳細は総会議事要録参照）。

(4) その他

1) 国立大学協会創立30周年記念行事について

昭和55年7月13日をもって、当協会は創立30周年を迎えるので、これを記念する行事を行いたいと考え、これの企画と準備に当たるための「準備委員会」を設けることを諮り、異議なく承認された。

2) 第64回総会の日時・場所等について

第64回総会の日時・場所等については「資料15」のとおり決定した。

以上で1日半にわたる総会の議事を終了し、2日目午後は文部省首脳を迎え「学長懇談会」が開催された。

学長懇談会では文部大臣挨拶（配付資料）ならびに事務次官の挨拶があり、懇談の題目としては、①留学生問題（主として中国留学生の問題）、②授業料問題、③大学院問題、④一般教育の問題、⑤学生の厚生補導の問題、⑥大学施設の地震対策、⑦新設医大の病院ベッド数の整備、⑧学寮問題、⑨光熱水料の問題（特に水道料金値上げ対策）等が取り上げられ、これについて文部省の担当官からそれぞれ説明があった。

なお、大学入試センター加藤所長から入試センターの所管事項について説明があった。

以上で第63回総会の全日程を終え、ついで午後4時半より会長、副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項

に対する報告を終了した。

なお、これに引き続き、今回初めての試みとして、この「事務連絡会議」の機会に各大学相互のコミュニケーションの緊密化を図るため各ブロックの事務局長会議における話題、問題点等の披露を行うこととし、吉田東京大学事務局長司会の下に議事が進められた。

各ブロックから披露された主なる事項は次のようなものであった。

- (1) 共通第1次学力試験に関連する問題について
- (2) 「学園における秩序の維持等について」

(依命通知)の対応について

- (3) 大学院の改善についての情報交換について
- (4) 事務系、技術系職員の人事交流について
- (5) 国有財産管理の問題について
- (6) 一般教育のあり方の問題について
- (7) 中国留学生の受入れに関する問題について

以上のほか関連して、①事務系職員の待遇改善、②事務系専門家の委員会への参加等の問題を、国大協において考慮されたい旨の要望があった。

第1常置委員会

日時 昭和53年10月16日(月) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 岡本副会長
北村委員長
竹内、金勝、川上、館、橋爪、脇坂、須田、小坂、
平木、井上、蟹江各委員
下沢、白田、福与各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日は、①大学院問題について、②助手問題について、③研究技術専門官(俸給表新設)の構想試案について、の3つの議案をお諮りすることにしてはいるが、まず助手問題から入ることにしてほしいと述べられた。

議 事

1. 助手問題について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この問題については「助手問題に関する小委員会」において二回程検討した。助手の待遇改善問題を検討するに当たって、第1常置側としては前回検討の結論に立って教授、助教授、講師、助手という現在の教官組織については、これを崩さないことを前提にするという姿勢で対応したのであるが、第6常置側委員の考えとは意見が噛み合わず、物別れの状況になった。その状況について同小委員会のメンバーである小坂委員より補足説明をお願いしたい。

ついで、小坂委員から次のとおり報告があっ

た。

第1回の合同小委員会(7.18)のあと、その状況を第1常置に報告してこの問題に対処する態度を一応決めて第2回(9.14)の会議に臨んだが、結着がつかなかった。この問題について第6常置側委員は、現在の職階制の手直しをしないかぎり助手の待遇改善は無理であるという考え方に立っているが、話し合いをすすめていくうちに他の優れた知恵もできるかもしれないので、論議を軌道に乗せるため小委員長を決めて進行させてはどうかとの意向も示された。しかし、第1常置側の結論からすればこのまま論議をすすめることには疑義があった。それは、第1常置側としては、当面助手の待遇改善については助手を講師に昇任させる途を開く方法による外ないと考えているわけであるが、それを講師および助教授の位置づけの問題にまで発展させるとなるとむずかしい問題になってくる。現に、文部省の54年概算要求にも助手は助手として取扱われており、また、各大学でも助教授と講師の間にはおのずから職務に多少の差が付けられているという現況もあるので、教官を教授に一本化するとかつての第6常置の意見のような方向で論議をすすめることには問題がある。その辺のことを話し合ってみたが、結局結論は得られなかった。そこで、もう一度この問題を第1常置に持ち帰り検討したうえ、助手問題小委員会に臨む第1常置側委員のとるべき態度を明らかにして協議に入りたいということを知り、9月14日の助手問題小委員会は解散したわけである。

ついで、同小委員会のメンバーである金勝委員から更に次のような補足説明があった。

現在の教官の職階制を崩せという第6常置側

委員の主張には、現在の社会通説としてどうしても同調しがたいものがある。そうなれば、考えられることは助手の号俸をふやすことと、助手に関する規程の明確化に努力するというところが、妥当の線ではなからうかと考えている。

以上をもって助手問題に関する小委員会の情況報告を終り、これについて委員長から次の提言があった。

この助手の待遇改善の問題には、恒久的な問題と当面の問題の2つがある。恒久的な問題としては、現行の教授・助教授・講師・助手という組織制度について根本的に検討するということであり、これについては、先に第1常置の合意が得られているが、これには相当長期の期間を要する。

一方、農学部長会議からは助手の一部を講師にする要望、工学部長会議からは助手をふやす要望がそれぞれ国大協に出されているという状況がある。このような状況を勘案すれば、この問題について端的に結論を出すことは容易でない。

このように両面の問題の絡み合いがあるが、第1常置としてはどのように対応すればよいのであろうか。

以上の提言に関して次の意見が交された。

- 助手のもっている機能的な職分としての職階の問題と給与の問題とは別に考えたい。助手という身分が職階上必要であるならば、それは当然置くべきである。その問題と給与の問題と絡ませてすすめようとするのは、問題の本質をすり替えている。第6常置側委員の視点は給与面だけから光を当てて、大学全体の組織や教官のあり方というような、職階制

の問題を考えていないように思われる。教官組織に関する問題はむしろ第1常置の方の問題である。

ところで、第6常置が48年に作成した「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について、全大学に対して行ったアンケート調査の結果を、第1常置の立場で見直しをしたことがある。その結果は、必ずしも現在の大学の実情では、職階制にメスを入れてよいという結論にはならなかったと思う。なお、このときの教官等の給与改善案には、任期制の問題も絡ませてあった。それから今日まで、まだそれ程の年月が経っているわけではないので、各大学の基本的な考えは変わっていないと思う。

- 第6常置の方では、助手の給与を上げる「渡り号俸」ができないので、職階制を変えなければならないという考えがあり、これは第1常置の方で検討すべき問題であるという考えがあるようである。
- この問題は、48年～50年段階に第6常置が提案した待遇改善案について、第1常置のみでなく、大学運営協議会の第1および第2研究部会においても検討し、この改善案には多くの問題が含まれているので、にわかに賛成しがたいという結論が出されている。これは国大協の全組織としての結論である。したがって、第1常置の態度だけを責めるのは適当でないと思う。第1常置としても教官の待遇を改善することに異議はない。しかし、制度の抜本的改革は慎重にすべきであり、第1常置だけで処理できる問題ではないというところが結論になろう。そこで、当面の問題として、研究助手については、各大学が講師振替えをすすめれば、技術・実験助手の方は、

「専門官」として救済する途が開かれることになるので、助手問題は一応の解決ができるのではなかろうか。

以上をもって助手問題に関する意見交換を終り、研究助手については講師の枠をふやしてこれに切り替えることによって昇進の途を開く、技術、実験助手については専門官に移行することによって待遇の改善を図る、ということを経第1常置の結論とし、この結論を具体案として第6常置側委員に提示することにした。

2. 専門官制度問題について

初めに委員長から、これについては前田委員(専門官制度問題小委員会委員長)が報告することになっていたが、本日欠席されたので、事務局の方からおおよその経過説明を聞くことにしたい旨が述べられた。

ついで竹下事務局次長から、去る9月27日開催された専門官制度問題小委員会の審議経過について次のとおり報告があった。

- ① 前回(7.31)の小委員会に提出された「研究技術専門官の構想試案に関するアンケート集計結果」では各項目について「保留」に分類されたものが多かった点が問題になったが、これは分類の仕方に問題があるということで(意見なしも含めた)、これを整理し直した資料が今回提出された。その結果「保留」に属するものは大きく減少した。
- ② アンケートの集計結果では、いずれの項目についても過半数の賛成意見があったので、この構想の実現を推進する方向で詰めを行うことにした。
- ③ ただ、アンケートの際に送付した「研究技術専門官の構想試案」には若干表現に不適切な個所があり、これが誤解を生じている節も

みられるので、その文章表現を修正することになった。

- ④ それに関連して「移行措置」の点とそれに関わる講座定員——助手定員への影響のことが論議されたが、これについては俸給表の振替えて措置されるだけで講座定員の変動には関係ないことが明らかにされた。
- ⑤ 上述の「構想試案の表現修正」は小委員の許で行われ、それによって修正されたものが本日提出の資料である。
- ⑥ これを第1常置と第6常置で審議してもらい、その意見を下に来る11月6日に小委員会を開いて最終案をまとめ、来る11月29日の総会にこれを提出する段取りとしている。
- ⑦ この「構想試案」についての文部省側との折衝経過については、文部省側はこの試案について関係グループでの検討を2回行っており、国大協から成案の提出があれば綿密な検討に入るとのことである。なお、人事院は、これについて文部省から申入れがあれば検討するということである。

このような報告に続いて委員長から次の提言があった。

この構想試案は、要するに、大学特有の専門職である研究教育を補助する技術系職員に、相応しい俸給表を新設して優遇の途を開きたいという趣旨のものである。

その給与体系は、資料の別紙にもあるように1等級（技監）、2等級（主任専門官）、3等級（専門官）、4等級（専門官補）からなり、1等級は助教授と講師の中間、4等級は助手に近い給与額になっている。そして、現在の身分からの移行措置についても、別表に細かな制約を付けて示されているが、これによって従来の技術

系職員の給与の行き詰りを打開する途が開かれることになる。

なお、この構想試案については、文部省は前向きな姿勢を示しており、また、人事院の方も好意的な姿勢であるということである。そこで、第1常置でこの構想試案を了承すれば、専門官制度問題小委員会は、11月6日に最終的な詰めを行って、その成案を来る秋の総会に提案したいということである。については、これについて意見を伺いたい。

この提言に関して、専門官への移行は本人の意思によるものであるもので、現実には助手に大きく作動するものではなく、技術系職員は新たな希望がもてることになるので、その意味においてメリットはある。具体的な移行措置の段取りについてはこれから詰めの作業が始まることになろう等のことについて若干の意見が交されたが否定的な意見はなく、この構想試案の総会提案を専門官制度問題小委員会がすすめることを了承した。

3. 大学院問題について（大学院問題懇談会の報告書の検討に基づく要望書の作成）

初めに委員長から次のとおり述べられた。

これについては、去る8月に大学院問題懇談会（以下懇談会）が出した答申（大学院の改善・充実について）を、前以て各委員に送付しひととおり読んでもらっておいたので、早速検討に入ることにする。そうして、その後で第1常置として、この問題に対してどのような態度で臨むかについて協議することにしたい。

なお、本日は大学院問題懇談会の委員である岡本副会長も出席されているので、この答申に記載されている以外のことについてもお話しを伺うことができると思う。

ところで、第1常置として、この答申の中で最も関係のある問題点としては、「Ⅲ大学院の新設・拡充に関する今後の方向について」のところであろう。そこには、「(5)国立大学における博士課程の新設・拡充については、……次のような方針により、十分慎重に、かつ漸進的に（これが新たに取り入れられた）対処する必要がある」として、総合大学に博士課程の新設、連合大学院（博士課程）の構想の具体化、更に適切な定員設定について検討が必要であると述べられているので、この辺のところから意見を伺いたい。

これに対し、岡本副会長から懇談会のこれまでの経過について概ね次のように述べられた。

この懇談会は、発足以来すでに数年を経ている。初めの間は総会において、大学院の一般的な現状把握が行われた。その後二つの部会に分れ、第1部会では主として一般的な大学院の整備充実に関する問題を、第二部会では独立大学院に関する問題をそれぞれ討議してきた。二つの部会の答申が出揃ったところで、数回の総会が開かれ、この答申がまとめられた。答申の内容は、部会の答申に対応して、大学院の現状と課題について、大学院における教育研究の改善について、大学院の新設・拡充に関する今後の方向について、そして独立大学院について、で構成されている。このなかで、第1常置に最も関係が深いと思われるところは、大学院の新設・拡充に関する今後の方向についてであろう。

次に、最後の独立大学院についてであるが、これには、まず数理科学研究センター試案というのがある。これについては相当詳細な検討が行われ、これだけは実現したいという考えがあった。また、これに関連して物理学共同利用研

究所連合、核物理総合研究機構、核融合理工学、加速機科学の大学院試案が考えられていたと聞いている。

ところで今回の答申の趣旨は、独立大学院構想は別として、大学院の現状は必ずしも社会の要請に対応していないので、対応できる方向で改革しなければならないと同時に、大学院問題は日本の学問レベルを維持する立場で前向きに考えなければならない、という二本の柱で現状をふまえ、今後どのように対処していくかということが基本になっている。

なお、国大協の要望は十分とはいえないまでも取り入れて、随所に、十分慎重にかつ前向きに対処していくという姿勢であることは確かである。

以上の経過説明に続いて次の意見交換が行われた。

○ この答申のなかでの「まえがき」と「Ⅰ大学院の現状と課題について」の問題のとらえ方は、国大協の要望の線に沿っているように感じられるが、「Ⅱ大学院における教育研究の改善について」のところは必ずしもその線にマッチしているとは思えない。それは、まえがきに、「もとより大学院の整備充実を図るに当っては、……高等教育全体の今後のあり方や学術研究全般の水準の維持向上の方策等と併せて広い視点から展望する……」という観点がうたわれているが、国大協の視点は、現在日本の大学の研究・教育というものが旧制からの大学（以下、古い大学）と新制の大学（以下、新しい大学）との間に格差があって、それが博士課程において著しくでている。新制大学院発足以来今日まで、国立の新設大学への博士課程設置は医科系のみで、

その他のものについては20年間も放置されてきた。その事実がこの報告書では隠されている。また、博士課程については、社会の現実に即応するあり方があるべきであり、現在古い大学の博士課程は狭い視野の専門に限定されている。これに対して、新しい大学がこれからやろうとしている新しい博士課程のあり方について検討しているが、その意欲を汲み取っていくという姿勢がここにはみられないように思われる。

また、オーバードクターの問題にしても、国大協がもっている立場は、現在のようなドクターとは異質のドクターが出ることによって、ドクターそのものが変質していくという形をとっているわけである。この点は世界的視野をふまえてみても、日本のドクターのパーセントが低いという視点の取扱い方自身がI章のところで指摘されている問題意識と、II章、III章で言われている措置とが必ずしも一致していないという状況がある。

次に、修士課程についてであるが、これについては、考慮するあるいは検討する、というような言葉の使い方をして、具体化について積極的に検討するということであるが、修士自身の格差の現状の改善というものは問題として取り上げられていない。

もうひとつは、国立大学における博士課程の新設・拡充について「地域的な視点に立った配置を勘案する」という問題である。これは地域とは何かというように、地域の括り方の問題であって、この問題は博士課程を新設する場合にも中心としてでてくる問題である。したがって、地域概念の導入についても困難がないとは言えない。

結局、この答申の全体的性格としては、日

本の教育全体の視野からとらえるということを行いながら、しかも現在の博士課程がもつ問題性を意識しながら、第II章において言われているたじろいだ姿勢には問題があると思う。

- この答申の前段では、現在の博士課程の修了者の現状には憂慮すべき問題が多いと言っているが、本文のところを対照してみれば、必ずしもその対応がなされていない。
- この答申は、国立大学と公私立大学は意識しながら論じているけれども、国立大学のなかの新しい大学と古い大学との間の格差についての資料は挙げていない。例えば、国立大学の博士課程のパーセントはでているが、新しい大学のそれはでていない。それだから国立大学には相当数の博士課程があるではないかということになる。そして、博士課程は基準に合致すればイージーに設置を認めていたことに対する批判はでているが、新しい大学に博士課程を設置しなかった理由はでていない。しかも、この答申の結論を出すに至った大学院の現状分析をみるかぎりでは、国立大学の何処に博士課程が置かれているかについての分析はでていない。この点は、第1常置が問題にしている点との間に食い違いがある。その点で総論と各論とが十分対称し難い結論になっている。
- 懇談会の議論のなかでは、大学院の講座研究費の数値についての議論はでなかったのであろうか。このことは、例えばアメリカの例に比較してみれば、まだ数十分の一という遅れがある。これでは日本のビッグサイエンスの研究は無理ではなからうか。
- その問題は総会ではなかったが、部会レベルでは問題になったと思う。

○ 懇談会も、今回の答申をもって大学院問題のすべてが終わったと言っているわけではない。今後検討すべき幾つかの課題を提起し、それぞれ関係者の間で討議が深められることを期待している。そして、この答申は懇談会から文部省に対して出されたものであるの
で、文部省に対しては大学院に対する財政措置について一層の努力をすることを望む、という提言をしている。

○ そうだとすれば、国大協としては、今後は懇談会に対してではなく、文部省ないしは設置審に対して従来のあり方を問うとともに、大学の現状に応じた具体的な要望を出すことになる。

○ 先程指摘されたこの答申の総論と各論の不一致についての具体例を挙げれば、I章6ページの(5)に「……博士課程の整備に当たっては、……先駆的な分野……」とあって、新設・拡充についてこの点が重要視され、ある特殊のものが優先することを狙っている。ところが、II章7ページの(2)には「……博士課程修了者が……複雑高度化する社会の諸分野で状況の変化に適切に対処し、……活躍することが期待される」とある。このことは国大協としてオーバードクターの解消という問題で絶えず主張していることであるが、この二つの間に一致しないものがある。

もう一つは9ページのところで、博士論文の完成ということは、修士論文の作成ということには関連をもっていることが望ましいということ述べているが、その辺にも何か一貫性を欠いている点が見受けられる。

○ その点については、いわゆるオーバードクター問題が博士課程新設の障害になっている。そして、この問題に関連して、博士課程

を終えた者が大学等における研究教育者としてのみでなくて、複雑高度化する社会の諸分野にも滲透していくべきであるという考え方となっている。また、学位というものが旧制のものとは異なり、博士課程修了者に与えるという考え方もって、現在の博士課程に対する反省として述べているのである。

もう一つ博士課程の新設ということについては、文部省に絶えず「慎重に」という態度があるので、新設に当たっては「先駆的な分野」という考慮が働くことになる。この背景には修士課程は60%の稼働があるが、博士課程の方は40%の稼働に止まっているという事実があるので、それが新設についてのブレーキになっているわけである。しかし、先駆的なあるいは学術研究の推進に不可欠な分野については、現状の稼働性は無視して設置しなければならないという意味である。

○ 博士課程は充足率が低いから、新設は見合わせるということは納得し難い。充足していないのは古い大学である。その責任を新しい大学に転嫁するのはおかしい。

○ 新しい大学の博士課程については12ページに示されているように、三つの原則が立てられている。それは、優れた特色を持つこと、地域の中核となるというあり方、そして連合・総合大学院という軸である。けれども地域という問題と特色があるということとは問題が違うと思う。

○ 地域的な観点に立って、ということについても国大協は表現を改めてもらうことを強く要求しておきたい。懇談会の方の地域的な考えは変わらないのであろうか。

○ 懇談会に地域的な考えがあるのは、やはり現在の博士課程が定員を充たしていないとい

う現状があることが考えの背後にあるからだ
と思う。そして、この答申は、国公立を含
めた日本全体の大学の博士課程に対する答申
であるので、このような内容のものになっ
ている。なお、答申は設置審のあり方につ
いても問題がある、という批判もしている。

- いずれにしても懇談会の答申は、すで
に済んだわけである。しかし、博士課程の
具体的な設置は、文部省の運用の仕方にか
かっている。したがって、国大協としては今
後、第1常置で十分な検討を重ねて要望す
ることにしたい。

ところで、現実の問題として、神戸大に
総合大学院の形態で設置が認められた。当
初は7部門の要求であったが、2部門だけ
が認められた。このことは先程話題に出た
「特色を持つ」ということにかかっている
のではないと思う。

- 神戸大に認められた大学院は、先に、
この委員会にも説明したとおりの大学院構
想の要望によるものである。それは神戸大
学全体で構成する総合研究科であって、
かなりの数の人員要求もでているので3
年計画の充足要求になっている。したが
って、専攻課程も3年間になし、6専攻に
した。そして、教官の問題については、
設置審で認められる態勢をとること、教
官の実際の参加の仕方、研究費の付け
方の三つの問題を区切って、それぞれの
対応を考えるというすすめ方を執った。
そのほか設置審が納得しやすい構造と
して、まず、初めに各学部の上に博士課
程を置き、最後に全課程を総合するとい
う形をとることにした。

- 総合大学院の設置については、国大
協は学部の壁を取り外した考え方であ
ったが、神戸

大の場合は設置審の考えもあって、いま
説明のあったような構成になったと思
うが、いずれにしても実質的にはこれ
によって総合大学院設置の突破口が
できたことになる。

ところで、もう一方の連合大学院につ
いての状況であるが、これには教官と
学生の旅費の問題がある。もう一つ
の問題は、農学系では地域性が重要な
要素であると言いつつも、全国一本
の構成にして、ブロックに重点を置
くという考えがある。なお、連合大
学院構想に対しては、これをただ学
位審査権だけを認める大学院とする
という考え方がありはしないかとい
う懸念もある。

次に学生定員の問題と教官当積算校
費の問題がある。それは大講座とい
うものを、古い大学の1講座と同じ
単位で積算されることのないよう
に留意しなければならない。

- 教官当積算校費は、神戸大の場合
(学部改組の場合も同じ)は大講座を1
単位としてではなく、一つのパッケ
ージとして積算するという形をと
っている。したがって、講座の構
成員を基礎にした積算である。そ
して、この場合は ④ は関係なしに積
算している。なお、神戸大の場合
の地域性ということは、大学院
が設置された後で周辺の大学の博
士課程と連合し、あるいは単位互
換をしていくという考えである。こ
の考え方はいわば大学院連合とい
う構想になろう。次に施設の充
実はこれから要求していく考え
である。
- 施設の充実ということは、総合
大学院の場合には問題がないが、
連合大学院については問題があ
る。例えば農学系の教官は8年
という任期制限があるので、講
座ないしは大学単位で設けるこ
とはむずかしい。もし、ブロッ
クを重点とするというなら、ゼ
ミナールセンタ

一などを設置して充実を図る必要がある。そのようにしないと参加大学の整備には繋がらないという危険性がある。

○ ところで、懇談会の答申が出たということ、国大協の意見ということとは別の問題だと思う。国大協の意見のなかにてている予算上に格差があるという問題や新しい大学ということについては、答申自身では何等区別することなく、現在の大学院の状況からみて改善すべき点、新しい職域の問題、そして学位の問題についての反省を考えたうえで、新しく大学院を設置する場合には、先駆的な分野その他を考慮しながら慎重に設置していくということになっている。

○ そこで、国大協としてはどうしても改めて

もらわなければならない点は、単年度予算に基づく審査を、長期予算の展望で審査できるようにすることである。このことは、大学は年次計画を立てて概算要求をしても、設置審に出るのは初年次の計画だけである。だから、設置審は計画の全貌を掴むことができずに審査するという状況がある。

この他、中国からの留学生受入れの問題、教育系大学の大学院問題等が話題になった。

以上をもって意見交換を終り、今回は総合大学院ならびに連合大学院を設置する場合の、具体的な要望事項をまとめる方向で協議することになった。

第1常置委員会

日 時 昭和53年11月17日(金) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本、香月両副会長

北村委員長

竹内、前田、金勝、川上、館、山田、須田、小坂、

神田、井上、蟹江各委員

白田、坂井各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

委員長から開会の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 助手の待遇改善の問題について

初めに、この問題について委員長から次のような報告があった。

この問題についての第1常置の方針としては、①助手の待遇改善に絡めて教官組織についての改革は考えない。②ただ、現在の助手の給与体系にあっては、経験年数の古いものが不利な条件におかれているという状況があるので、これに対しては講師の定員の枠をふやして昇任を図るとかあるいは助手の何パーセントかを講師に振り替えるというような処置をとるということを考えてはどうか、というものであった。

そこで、この方針を前回（11月10日）の理事会で報告したところ、第6常置委員長より、第1常置の方針は分ったが、いま一度、助手問題に関する小委員会において第1常置の見解を述べ、その点をはっきりしてもらいたいという意向が申し述べられた。

このような状況であるので、もう一度助手問題に関する小委員会を開くということであるが、これについてご意見を承りたい。

以上の報告について、次のような意見が交された。

- 助手の一部を講師に振り替えると助手定員が減ることになる。もし大部分の助手が講師になると、従来第6常置が考えていた教授一本化と同じようなことになる。
- 理学部等では不完全講座が多いという関係から助手の数をふやすべきだという要望がある。そこで、講師の枠を別にふやすというのであれば問題はないが、ただ助手の一部の振替えということになると、それには問題がある。そこで、これを無制限に行うのではなく歯止めが必要であろう。
- 助手の問題に関連することであるが、講座の定員には現在の制度がありながら、これが完全に補填されていないという現実がある。そのような状況の中で助手を講師に昇任させるというような措置を考えても各大学の合意が得られるであろうか。一方では講師をふやせという要望があり、他方では助手をふやせという要望があるが、これを待遇改善の問題に結び付けられると、どうにもならないことになる。どういう姿が望ましいかとなるとむずかしいが、待遇改善の問題は給与体制での課題としないと話が進まない。
- 不完全講座の助手の充実と、助手の定員の一部（例えば20パーセントとか）を講師にするという両方を合せて進めていくことにしてはどうであろうか。
- そのような考え方では、各大学の合意は得られないのではなかろうか。
- 理学部長会議では、助手を講師に振り替えることについては一般的に否定的な空気が強く、検討するに値するという程度の受取り方である。
- このような問題は、給与の側面から捉えるような問題ではなくて、大学全体の教育・研究体制の中で講師とは何であるかという視点から考えるべきものであろう。助手の給与が低いから講師にするというのは本質から外れた議論である。
- 第1常置の立場としては、この問題に関して組織問題はいじらないということである。これに対して第6常置としては、助手には4種類のパターン（研究助手、実験助手、臨床実験助手、事務助手）があるが、これに対してどう考えるのかとの反問があった。実験助手については今回構想されている研究技術専門官への移行が考えられ、事務助手についてはこれは本来の助手ともいえないので問題はない。一番問題になるのは研究助手である。これの待遇改善については第1常置としても何らかの対応を考えなければならないであろう。
- この問題については、第6常置では給与の面からだけ扱っても限界があり、どうしても組織問題に関わってくるということで第1常置との合同審議を申し入れてきたのであるから、第1常置としても取り組まざるを得ないであろう。

- 助手の待遇改善の問題に手をつける前に、助手のあり方というものが現状の体制でよいのかどうかという本質的な問題を検討する必要がある。この点がまだ十分になされてはいないのではなかろうか。
- 前回出された「大学改革に関する調査研究報告書」には、教授、助教授、講師、助手の職階制については一応変えないが、今後これについて研究する意義はあるというようなことは述べられている。それで、この点については時間をかけて検討すべきであろう。
- もし組織問題に触れるなら、各大学の意見をきいて進めなければならない。

以上のような意見交換が行われたのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

助手のあり方という問題については、第1常置として、その機構の問題も含めて今後もう少し時間をかけて根本的に検討していくことにしたい。なお、このことについては「助手問題に関する小委員会」においても、第1常置の提言という形で述べておくことにしたい。

2. 大学院問題について（大学院問題懇談会の報告書の検討に基づく要望書の作成）

このことについて、委員長より次のような経過説明があった。

先般発表された大学院問題懇談会の報告によれば、既存の大学院博士課程は硬直化の傾向があり、また入学定員状況をみても、その定員が十分に充たされていない実情にある。このような状況の下で、更にいわゆる新制大学（以下新設大学）に博士課程を設けよということは、慎重に考えなければならないということが述べられている。

この意見に対し前回（10月16日）の委員会では、博士課程の入学定員の不充足という責任を現在博士課士を持たない新設大学に押しつけるということは当を得ていない、またこれから設置しようとしている博士課程は、社会への適応を考えて構想されていることを認識すべきである、という意見であった。

ところで、大学院問題懇談会は、独立大学院、連合大学院および総合大学院については、慎重かつ漸進的にその設置を進めるという方針のようである。現在既に神戸大学が概算要求によって、総合大学院実現の可能性があるということであり、これは新設大学における博士課程設置の突破口になるものである。それで、前回の委員会で神戸大学よりその内容説明を伺ったところ、ある大学から、それでは学部が少ない大学にあっても、学部の上ということではなく、それぞれの講座の上に立った一つの大学院（博士課程）というものを設けることができるという可能性があるのではないかという意見があった。

以上のような議論の結果、前回の委員会では、第1常置として今後連合大学院と総合大学院の設置について具体的にどのようなことを文部省へ要請すべきかを、次回から検討しようではないかということが、その結論であった。

以上のような経過説明に続いて、関東国立大学工学系連合大学院の構想案について、竹内委員長より配付資料「関東国立大学工学系連合大学院構想案の概要(案)」ならびに「工学系博士ならびに大学院博士課程に関するアンケート調査報告（日本工業教育協会大学院問題検討委員会）」に基づき、その要点の説明があった。

ついで次のような意見の交換が行われた。

- 連合大学院の場合には、その管理運営をどうするかという点が一番問題である。
 - 農林水産系連合大学院では教員の個人参加方式（8年任期）であるので、これが設置されても各大学自体の施設設備の充実につながらない心配がある。
 - 国大協として今後、連合大学院の設立についてサポートしていくには、どのようなことをすればよいのかということをもまず考えなければならないと思う。例えば、予算の面で考えるとすれば、予算を人につけるのか、施設につけるのかという問題がある。そこで7大学で5専攻あるとすれば、この中各大学が何か一つの専攻を受けもって、それに関するものはその受けもった大学に重点を置くというような形で、新設大学を強化するのであれば、これは非常にやり易いのではないかと思う。なお、大講座の人数は適当に決めておいて、実際にできた時これを動かせるようにする。人でなく講座全体の積算基準ユニットを決め、その大ききで決める。そうすればそこに金を入れて研究することが明確になる。このように金を入れて研究できる場をつくらないと連合大学院は成立しない。
 - 連合大学院について、中四国地区でも関東地区にあっても、教官の定員については明確にするということは考えているようであるが、施設については次のような考えのようである。連合大学院の参加大学の中、何れかの大学に本部を置き、そこに共同利用ができるような研究施設を設ける。そのほかいくつかのセミナーハウスを作るというような形を考えているようである。
 - 施設の問題については、一つは、本部のある大学に置き、そこを重点的に整備していくという考え方と、もう一つは、一つの専攻をそれぞれの大学が受けもって、その専攻に関するあらゆるものをその大学に置いて整備するという考え方があるようである。そのいずれの方がよいのかも検討しなければならない問題であろう。
 - 現在考えられている大学院は、新しい学位制度に則ったものということである。そこでは、業績主義というものは廃止して、能力主義を中心として学位を与えるということが明確になっている。そこで、それに対応するには、ある構造をもったスクーリングというものは必要であろうし、各人が卒業後の目的に合致した専攻を選ぶとすれば、それに応じたカリキュラムを設定するということになる。また、今後大講座制をとるとしても、教官組織は定めておいて、その中の人間は変わっても、組織には影響のないようにしておけば心配がないことであろう。
- 神戸大学の総合大学院にあっては、文部省へ概算要求の場合、定員は決めないで積算の単価を決めているのである。大講座制の教官定員ということは大学で定め、予算は文部省にまかせることにしている。特に⑤については、これは全く別の問題である。⑤というのは大学院設置の場合の条件として必要であるというものであろう。
- （ここで能力主義と業績主義に関して種々論議が交された。）
- 工学系の連合大学院の構想については、その内容においては異なるかもしれないが、総合大学院に似た形のものがある。しかし、農学系の連合大学院の方は、個人参加の形をとっているので、この方は形式としては新しいものであろう。現在連合大学院として問題で

あるのは、施設整備の問題と、教官および学生が移動しなければならぬ場合の旅費の問題である。

- そのほか、管理運営の面でも困難な面がある。連合大学院は参加大学の地域範囲が広過ぎるのではないかと思われる。
- 現在考えられている中四国地区の工学系連合大学院は5大学参加である。これは、それぞれの大学が責任をもつということからスタートしているので、管理運営の問題については一応その形はとられている。
- 農学系の連合大学院は個人参加であって大学参加でないので、文部省としても大学の施設増強はできない。中央センターを設けるにしてもそれは研究の場ではない。
- 管理運営という問題に伴うことであるが、事務組織ということについても考慮しておかなければ、設立された後になって非常に困るということになる。
- 最近設けられた大学院について、事務系職員の割当て状況を見ると、概して極めて少ない人数である。ただし、ある大学のように、学部段階で大講座制をとり、その延長とすることであれば案外多くの事務系職員が付くという場合もある。

(ここで新しい大学院が構想されるに至った経緯、その問題点、これの促進の仕方等について種々論議が交された。)

- いろいろと意見も出たようであるが、先般連合大学院の構想について、農学系、工学系それぞれの関係者から説明を伺ったが、あれから相当に時日も経過していることでもあるので、この辺でもう一度その後の状況について説明を聞くことにしたいと思う。そこで、まず農学系から行い、工学系についても第1

常置の意向を伝えて、懇談の日程を決めるということにしたい。

- ところで、連合大学院、総合大学院の問題の検討を進めるに当たって、いわゆる旧帝大のようなところで抱えている大学院の諸問題についても話し合ってみてはどうであろうか。
- 連合大学院構想の議論も必要であるが、これまでに本日の主題である要望書作成のための議論は何も出ていない。折角、前回の委員会で、既存の大学院の入学定員不充足問題やオーバードクター問題について検討したのであるから、大学院問題懇談会から指摘のあった点についての修正意見をまとめるべきではなかろうか。
- この問題は、あまり急ぐ問題でもないと思われるので、農学系、工学系の連合大学院の状況を伺ったうえで、文部省の方へ修正意見を出すというようなことではどうであろうか。
- 文部省へ要望するとしても、現在の大学院の問題について、その実情をよく把握してからでないかと、説得力がないのではなかろうか。
- 大学院問題については、いろいろ問題も多いので、いわゆる旧制大学、新制大学ということなく、一本の形で考えていかなければならないと思う。それには、いわゆる旧制大学からの意見もよく聞いておくということも必要であろう。
- 神戸大学の総合大学院構想の進展によって、非常に明るい希望が見えてきた。ところで、これを推進するに当たっては、いろいろと問題もあったと思われるので、それらの点について、率直に話をして頂き、委員会で検討したうえ文部省に要望するようにしてはど

うであろうか。

- 1つの大学の中で、一方では総合大学院構想を考えている学部があり、他方では連合大学院構想を考えている学部がある。このように学内で2つの方向が交差している状況を大学としてどう考えたらいいであろうか。
- 1つの大学の中で、大学院の方向に2つの違った形式のあるということもおかしなことではあるが、それぞれの特色を活かして、学部全体が一つのまとまった形をとるということであれば、それでよいのではないかと思っている。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

新しい大学院構想についてはなおいろいろ問題はありますが、国大協としては連合大学院、総合大学院ならびに独立大学院という構想について

は、いずれも軌道に乗るように推進することにした。単に学位審査権を目標とするのではなく、大学がより充実発展する方向に進むような形のものができるように努力したい。

そこで、今後は具体的な問題に触れて検討していくということにしたい。

以上のように述べられて本議題についての協議を終了した。

3. 研究技術専門官制度の問題について

この問題について、前田委員（専門官制度問題小委員会委員長）からその経過報告があり、今度の総会に「研究技術専門官制度の新設に関する要望書(案)」を提出する運びとなった旨の報告があった。なお、本要望書をまとめたことによって小委員会の任務も一段落したので、総会での報告を終った時点で小委員会を解散したいとの提言があり、了承された。

第2 常置委員会

日 時 昭和53年11月28日(火) 14:30~17:00

場 所 東京大学教育学部会議室

出席者 若槻委員長

伊藤、山田、帷子、大塚、秋田、福原、谷、久保村、

榊、深瀬、浅原各委員

肥田野、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員

若槻委員長主宰のもとに開会。

議 事

1. 共通第1次試験に関する二、三の問題について

初めに委員長から次のとおり報告があった。

- (1) 共通第1次試験の出願に当たり、高校側の手落ちから願書が期日までに届かなかったという事例が生じた。

これについて、大学入試センター（以下入試センター）でその対策を検討し、次のような措置を講ずることになった。

出願締切りの10月16日以前に受験料を納入

した者に限って受験票を発送する。また、12月10日までに受験票が届かない場合には、12月15日までに電話で入試センターに問い合わせ、その指示を待つことにする。追加受理はそれ以後になるが、その場合は志願票、出身高校長の志願票等追加受理申請書、志願票総括表等を取り揃え、12月20～22日の3日間のうちに、その高校の職員が直接これを持参して入試センターに提出する。以上のように措置することとしたが、この取扱いは今年限りの特例とするものである。なお、このような願書の未到着があったのは殆どが浪人受験生（うち1名は現役）であったので、来年度は浪人受験生は出身高校を通さずに直接出願とするか、あるいは願書を高校に届けたらその受取をもらっておく等のことが検討されている。

- (2) 一方、入試センターの方で受験票のパンチミスがあったため、受験票がセンターに返送された事例があった。これには住所と氏名が食い違っていたものと、試験場が本人の希望地と違っていたものがある。

このミスは、志願票に種々の項目があり、これをパンチして合成するときに誤りをおかしたものである。ただし、このパンチ作業は外注によるものであって、入試センターでは100枚に1枚の割合で抜き取り検査をしていたのであるが、発見できなかったということである。これについて入試センターは、11月25日までに全部の受験票を再発行することにした。なお、未発行の受験票については、その後30枚に1枚の割合で抜き取り検査を行い正確を期することにしたということである。

2. 履修課程の問題について

初めに委員長から次のとおり報告があった。

第2常置は、さきに「大学卒業（中退）者で入学する学生の既修科目の単位認定について（要望）」を文部省に提出した。これに対する文部省の考え方には次の二つのことがある。

その一つは、この履修課程の弾力化については、大学設置審基準分科会における最終結論がでたわけではないが、この要望の趣旨には異論はないということである。また大学課の検討結果は、これが修業年限を短縮するというのであれば、設置基準の改正ということになるが、この要望は学習内容を豊富にするだけのものであるので、設置基準を改正するまでもなく、各大学において学則を改正するだけで処置することができるのではないかということである。そして、この文部省の考え方に対する小委員会の意見は、特に異議はないということであった。

その二は、この問題は国公立のすべての大学にかかわることであるので、もし、国大協が学則の改正だけでよいという文部省の方の考え方に同意した場合には、文部省はどのような手続——例えば通達を出す——を執ることになるのかを聞きただしたところ、文部省としては、基準分科会がこの問題を正式に検討し、その結果やはり学則の改正だけで十分であるという最終結論になれば、設置基準の改正は必要ないという見解に落ち着くことになる、ということであった。

以上の報告に関して、他大学で履修した既修科目の単位を認定するということは、「学生はその大学において履修する」という設置基準の原則を変えることになるのではないかとの意見があった。これに対し、この単位認定は、いっ

たん大学を卒業または中途退学したのちに入学した学生について、その大学が教育上有益と認める場合に、30単位を越えない範囲で、その大学において単位を修得したものと認定することができるというのであって、その認定の仕方は大学の自主性に任せるものである。そして、免除を受けた学生はその分だけ、その大学で他の選択科目や専門科目の履修に充てることにするというのである、との意見が述べられた。

3. 中国からの留学生受入れについて

初めに委員長から次のとおり報告があった。

すでに新聞紙上でも報道されているように、中国からの留学生受入れの問題が日中両国の間ですすめられている。ところで、日本の大学の入学資格は、高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者となっている。ところが中国では大学入学までの課程が10年であるので、2年足りないわけである。そこで中国では1年半の準備教育（そのうち半年は日本語教育）を行うということである。この準備教育を2年間にすることができないのは、中国の学期が9月進学になっているからであるということである。それにしても通算で半年足りないわけである。これに類似の問題としてはこれまでもフィリピンの11年という例があり、この場合は1年間の準備期間において入学させている。そこで文部省では、半年程度の履修不足のため受入れないという問題ではないかと考えているようである。また、インターナショナル・バカロレア（IB）という国際的な制度があるので、このような資格認定制度を導入して、外国人留学生の受入れについて研究すべきではないかという考えがでてくる。このような事情からして中国からの学部留

学生受入れは、現時点ではペンディングの形になっている。したがって、この問題についてはもう少し研究がすすんだ段階で、第5常置と連携をとって検討をすすめることにしたい。

なお、中国では学部留学生のほかに研究生（日本の大学院生相当）と進修生（日本の助手・講師相当）を日本に留学させる計画がすすめられている。これは特に修士あるいは博士の学位を要求するものでもないので、従来の大学院研究生として受け入れてもらえば十分である。したがって、これの受入れについては各大学との協議によることになる。

（注）インターナショナル・バカロレア：これは国際的な大学入学資格の認定制度であり、スイスにその本部を置き、ここで認定されている国際学校は29カ国68校ある。そのレベルは日本の高校並で2年間学んだ後、共通入学試験に合格すればこの制度の加盟国の大学に無試験入学または受験資格ができるというものである。わが国は、学校教育法56条（大学の入学資格）があるので、まだこれに加盟していない。

以上の報告があったのち若干の意見が交され、インターナショナル・バカロレアについて、関係資料を専門委員の方で集め次回に紹介することになった。

4. 共通第1次入試に私立医科大学からの参加申入れについて

初めに委員長から次のとおり報告があった。

先般一部の私立医科大学から共通第1次入試に参加の申入れがあり、これについて会長から第2常置でその可否について検討してほしい旨の要請を受けた。そこで、前回（8月21日）にご検討願ったわけであるが、その結果は、①公立大学の場合と同様な「協力方式」とすることはできない。②これは将来私立の医科大学のみならず他の私立大学にも波及する可能性があ

る。③私立医科大学の共通第1次入試参加については、個別大学単独でなく私医大協全体としての意向をはっきりしてもらわなければならない。④共通入試は国公立大学だけでも大変な事業であり、しかもまだこれが定着したわけではないので、完全実施の経験を踏まえたうえで考えることにしたい、ということであった。それで、このような考え方を入試センター所長を通じて私立医科大学の方に伝えることになった。ところがその後、私立医科大学協会の方から入試センターに対し、更に受け入れる方向で前向きに検討してほしい旨の再度の申入れがあったということである。そこで、11月11日の小委員会で予備的な検討をした。その際に明らかになったことは、①私立医科大学協会の中の数大学は55年度、そのほかの大学は56年度から是非参加したいという熱意があること。②この申入れは私立医科大学協会として文部省に対する正式申入れであること。③私立医科大学は、医進課程が弱体であるので適切な入試問題を作るのに無理があり、この参加に大きなメリットがあること。④これは公立大学のように「協力方式」ではなく、入試センターから直接問題をもって試験を行い、解答紙も直接センターに送って採点してもらおうという方式にする。しかし、第2次試験は国公立とは試験期日をずらして、国公立を受験した者も受験できるようにすることで、完全な独立方式ではないということである。

このことについて、小委員会では親委員会の検討結果をまちたいということであった。また、11月10日の理事会にも報告したところ、理事会でも、この問題は第2常置で特に慎重に検討してほしいという意見であった。

以上の報告に関して次の意見交換が行われた。

- 私立医科大学が参加して行う共通第1次入試は、私立医科大学の受験者について行うということであろうか。
- その点は公立大学の場合とまったく同じで、国公立、私立を問わないということである。
- 現在のままの共通第1次入試であれば、入試センターは、私立医科大学にはその大学を志望する者の成績は知らせないのであろうか。
- 現在の共通第1次入試であれば国公立大学の入試であるから、その成績を私立大学に知らせることができないのは当然である。それ以外の共通入試の実施方法や研究結果の面で私立大学に協力することはできるということである。とにかく私立医科大学の申入れを無視することはできないが、そもそも共通第1次入試は、国立大学の入学試験の一部として、国立大学の連合でできる範囲のことをするという考えをもってスタートした。それに公立大学の参加申入れがあったが、公立大学はその数は少なく、また大学の性格も国立に近いということから「協力」という形で参加を認めたのである。しかし、これについても批判がないわけではない。したがって、国大協としてもこの数年間は現在の範囲で完全実施を目差し、内容的にも改善していかなければならない。そして、これに私立大学が参加するとすれば、共通第1次入試ならびに入試センターそのものの性格の変革ということを考えなければならなくなる。そこで、それらの周辺の問題を十分検討したうえでなければ私立医科大学の参加を認めることは無理であ

ろう。

- 私立医科大学協会は、共通第1次入試を、かつて行われていた進学適性検査あるいはインターナショナル・バカロレアのような資格試験であるというように理解しているのではなかろうか。

概ね以上の意見交換が行われ、この私立医科大学の共通第1次入試参加問題については、次のような結論となった。

共通第1次試験は、元来第2次試験と合わせて1本にした国立大学の入学試験であって、これはかつてのアチーブメント・テストではない。そこに国立大学全体の強力な協力態勢も確立しているわけである。したがって、今にわかには私立医科大学の申入れを受け入れることには難点がある。

5. 共通第1次入試出題委員の氏名について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

共通入試の出題委員の氏名は、入試センターの方から学長および学部長以外には公表しないでほしい旨が強調されている。ところが、これについては小規模の大学で出題委員も少ないと

ころではそれほど問題もないが、大規模の大学で出題委員の多い大学では、学部の運営に甚だしい支障が起きている。そこで、この秘密主義はどの範囲のものにすべきであるかについて第2常置で検討してほしい旨の要請がある。これについて、小委員会で検討したところ、学部教授会の運営のうえで困っているというのであれば、その教授会内に厳しく限定して知らせることにすれば、秘密は守られるのではないかという意見であった。

これについて若干の意見が交されたが、この問題については第2常置で検討したところ、以上のようにすべきであるという結論になったというのも適当でないので、このような意見であったということにすることになった。

6. その他

委員長から次の要望書について報告があった。

- ① 共通1次テスト受け付け方法改善について
(東京都高等学校教職員組合)
- ② 海外より帰国する子女の大学入学問題について
(ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会)

第3常置委員会

日時 昭和53年11月28日(火) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池, 木下, 坂本, 福井, 古屋, 加藤, 豊田, 桑原,

水野, 三谷, 山田, 大賀, 永松各委員

栗冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新委員である木下明委員(筑波大)の紹介があり、ついで次の3つの事項について報告があった。

(1) 第4常置委員会との合同会議について

第4常置委員会では目下福利厚生施設の基準面積の改定について審議しているが、この問題は第3常置が現在検討している課外活動施設の整備充実の問題とも絡む点があるため、過日第4常置委員長より、もし第3常置で異議がなければ本日の委員会の後で、両委員会合同の意見交換を行うことにしてはどうであろうかという申入れがあった。ついては、そのように取り計らいたいと思うのでよろしくご了承頂きたい。

(2) 学生の就職に関する問題について

去る11月6日に中央雇用対策協議会の小委員会が開催され、高校卒業予定者の採用選考時期の問題が協議された。この問題は大学卒業予定者の採用選考時期とも関連があるため、各大学団体もオブザーバーとして出席したが、当日は小委員会の意見がまとまらず次回に持ち越しとなった。

(3) 大学関係7団体からの要請書について

この要請書の内容は、現在における教育研究の危機を打開して、教職員、学生、院生の生活を守るために幾つかの要求事項を掲げて

要請しているものであって、本日第4常置委員長と第6常置委員長がこの団体の代表者と会見することになっている。

以上のことが述べられて、議事に入った。

議事

1. 課外活動施設について

初めに委員長から次のように述べられた。

この問題に関しては、当委員会では既に45年と46年にサークル部室の整備充実に関する要望書を提出している。その後課外活動施設の整備は徐々に進展しつつあるが、未だ微々たるものである。また、条件が揃わなければ採択されないという問題が残されている。前回(9月18日)の委員会でも、この問題について議論したわけであるが、本日も引き続きこの問題について検討することにしたい。ついては、水野委員より資料により説明を伺ったうえで討議していくことにしたい。

ついで、水野委員から配付資料に基づいて詳細な説明があった。

これに対して、次のような意見の交換が行われた。

- この資料にある課外活動施設には、自治会活動のための施設も含めて考えられているの

であろうか。

- それにはいろいろな意見もあろうが、私としては意識的に自治会活動のための施設ということは考えているわけではない。
- 現在、文部省が考えている課外活動施設に対する考えはどのようなものなのか、また何かこれに対する基準のようなものでもあるのであろうか。
- 合宿・研修施設等の校外施設および学生会館については基準面積を定めて認めているということがある。そのほかの課外活動施設でも共通使用の目的であれば、一応認めてよろしいのではないかということであるが、特定の1サークルについて1部室を設けるということについては認めていない。
- この課題については、何か文部省から出されている青写真のようなものでもあれば、今後検討していくうえでの目安となるのではなかろうか。
- これについては、昭和40年2月に文部省から出されている「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」という資料がある。
- 私のところでは部室を設けたが、これは同窓会の寄付によって設けたものである。国費で賄える課外活動施設としては具体的にどのようなものがあるのであろうか。
- それについては、課外活動施設が実現される方向で最近相当に作業が進められている大学があるので、その大学の例について説明を伺うことにしたい。
これについて当該大学より次のような説明があった。
施設として設けられるのは、文科系サークルの共用施設である。この施設を設けるについて

は、学内において福利厚生施設についての委員会（委員は教官・学生からなるもの）を設け、そこで使用規則、運用規則についての原案を作成した。申請については、この原案を評議会ですべての内容を記録として確認したという形を取って申請し、ようやく実現可能などころまでに至っている。なお、これには軽音楽、その他の楽器等も使用できるように防音装置を施したものが計画されている。また、この概算要求をするに当たって、実現可能となるには、大学内の要求順位を高めて提出するということが大切なポイントである。

そのほかの問題に次のような例がある。

課外活動サークルの一つである空手部の部室が古い建物を利用して設けられていたが、今度この建物が撤去されることになり、その代替として何処かこれに代るものを与えなくてはならないことになった。そこで、小体育館を建ててこれを空手部に使用させることにした。しかし、これは建前としては体育の授業を行うのに使用するものであるというのがその名目である。茶道部も同じような条件で新設することができたという例がある。このように現在文部省は、条件さえ揃えて要求すれば、従前とは違った形で前向きで取り組むという姿勢がうかがえる。

- これらの施設を設けるについて、規定を作るとすれば問題点は何であろうか。
- それには、学生会館規則に準ずる規定をもって定めればよいと思う。ただし、学生との合意は十分に得ておくことが重要な条件である。
- 学生の体育の部屋も認めないということはどうも理解できない。体育の部室は、更衣のためとか体育器具の収納というようなことで

どうしても必要であろうと思う。

- 体育系の部室については、体育が正課としてあるために、これとの関連で扱い易いということも考えられる。

現実には、体育系の部室はあいている施設を見つけて、それぞれに利用しているというのが実情のようである。

- 体育系サークルの編成については、ある程度の人数を必要とするもので自ずと制限があるわけであるが、文科系サークルになると2、3人でもできるわけである。そこで、これは無制限にできるという要素がある。このような事情から、大学が施設を要求する場合においてもある程度の規制は必要であると思う。

- 私の大学では次のようにやっている。課外活動団体を大きく3つに分けて文化系、芸術系、体育系とする。そして、各系にあっては自分達の意思決定、あるいは内部の調整というものが諮れるような機関を設置する。

また、課外活動全体に関わる問題については、この3つの系が一緒になって全体会議がもてるような組織を置く。

なお、サークル会館の運営については、大学の運営委員会がこれに当たる。この運営委員会の中には学生に対する担当教官がいて、学生との接触に当たるという仕組みである。これで大体スムーズに運営ができていように思う。

- 学生団体というものの取扱いについてはどうなっているのであろうか。
- 大学は学生全般について、学生の団体についての取扱い方を学内規則によって定めている。そこで、目的の如何を問わず学生が団体を作った場合は学生の団体として呼び、これに対する規制を一方で行うわけである。学生

団体の大半を占めるのは課外活動のためのものであるが、この課外活動の団体に対しても一年毎の更新によって届けを出させ、どのような団体が存在しているかをキャッチしている。

- その3つの系については、文部省から予算がついて施設が設置されているものであろうか。

- 共用施設という形で文化系サークル会館というので現在既にできている。体育系についても体育系サークル会館がある。そのほか、これは寄付に基づいたものであるが、開学記念会館という建物があって、茶道とか坐禅のためのサークル活動に利用している。

- 現実として各大学で従来から困っている問題は、古い建物に部室があり、これが既得権利となっているという場合である。これを大学が公式に認めることのできないところに問題がある。

- 部室というものがいずれの大学でも一番問題があるように思われるが、これについては、この委員会として文部省に対し、大学側で認めた部室についてはその予算化に努力するよう強く要請すべきではなかろうか。

- 部室として利用する方法としては、現在共用施設であっても、これを時間帯で分けて使うということも一つの方法ではなかろうか。

- 課外活動施設ということでこれを検討する前に、課外活動というものが学生に対してどのような価値があるものであるかという基本的なことをまず論ずる必要があるのではなかろうか。課外活動が教育の一部であるとストレートに考えるまでもないかもしれないが、少なくとも学生が大学で学生生活をする中では、学生が学門を学ぶと同じように課外にお

ける自主的活動も人間が成長する過程においては非常に大切なものである。そこで、各大学では顧問教官という形で各サークルに教官を位置づけて、このように大学では課外活動を重視しているのであるということを示すことが、文部省を納得させる一つの途ではなかろうか。

- 体育系のサークルについてはまず問題がないと思われるが、文化系の部屋については問題はある。しかし、これもセクトに使用されるのではないかという懸念はあるものの、例えば音楽とか美術とかいうようなサークルについては部屋を認めてやってもよいのではなかろうか。実際にこれらのサークルは、使用道具の置き場に困ることであろう。
- 文部省が示している基準面積についてであるが、この基準面積も既に現在の要求には適合しないものであると思われる。そこで改めて検討する必要があるのではなかろうか。
- 現在までに、いろいろ意見も述べられているが、今後この問題を検討していくうえで、やはり現状調査をすとか、あるいはまた意見等を各大学から聴取するという必要があるのではなかろうか。
- もしも、現状調査をするということであれば、第3常置と第6常置との合同小委員会が、過般専門官制度に関するアンケート調査を行った場合のように、第3常置と第4常置の合同小委員会を設けて、そこでアンケート調査原案の作成を検討することにしてはどうであろうか。また、原案の作成に当たっては、事務的なことも関わることであろうから、大学の学生課職員の1名くらいを専門委員に委嘱

することも一つの方法であろう。

- アンケート調査を直ちに行うことの是非についてであるが、現在共用施設については、一応文部省も前向きの姿勢であるのでこれは問題がない。しかし、部室については、アンケート調査を行う前の問題として、部室を認めるべきものであるかどうかというそのフィロソフィーについて基本的なことを検討する必要があると思う。そうしてその結果、例えば、認める必要があるということになれば、第二段階として、認めるためにはどのような条件づくりが必要であるかということを検討していかなければならないのではなかろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

今後の作業のすすめ方についてであるが、その第1点は、まず本日の意見を踏まえて、その問題点を整理する必要があると考えられる。

第2点は、部室設置のフィロソフィーについて、もう少しこの委員会で議論する必要があると思われる。

第3点は、アンケート調査を行うかどうかについては、その後において、必要があるということになれば、その場合に考えるということにしたい。

以上をもって、本日の議事を終了し、次のことを決めて閉会した。

次回委員会が開かれる日の午前中に、教員委員、専門委員が参集して、本日の意見を基に問題点を整理する作業を行う。

第4常置委員会

日時 昭和53年10月11日(水) 14:00~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 山岡委員長
岡路, 大池, 渡辺, 吉田(久), 市古, 林, 鈴木, 吉利,
吉田(徳), 百々各委員
井上臨時委員

山岡委員長主宰のもとに開会。

議事

1. 学寮問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回(6月21日)の委員会で、これまで第3常置と合同で検討してきた学寮問題の審議は一応打ち切ることにし、今後の新たな検討課題として福利厚生施設の基準面積の問題を取り上げることが取り決められた。

なお、学寮問題に関して、過日広根委員長より、学寮問題小委員会が取りまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」を、合同委員会の一応の検討成果として「会報」に掲載することについての了承を求めてきた。「参考資料」段階の資料を公表するについては、理事会および総会に了承を求めなければならないが、「まえがき」にこれを公表する趣旨を付したうえ「会報」に掲載するというで諮ることにした方がいいかであろうか。

次に、同じく学寮に関することであるが、過日ある大学から、学寮問題を抱えている大学の便益を図るため、各大学間の情報交換ができる体制を考えてほしいとの要望があった。その一つの方法として、情報交換を申し出た大学があ

った場合には、事務局はその必要とする情報事項をリストによって調べ、参考となるであろう大学の大学名だけを申し入れてきた大学に返答し、あとは当該大学間の折衝に任ず、という提案である。

以上の学寮に関する2つの問題についてご審議をお願いしたい。

これについて協議の結果、第1の「学寮のあり方」を「会報」に公表することを理事会に諮ることは異議なく了承され、第2の問題については、次のような意見が交された。

- 新々寮(筑波大学の学生寮等)について、その良いところや問題点などについての情報を得ることができれば、参考になるのではないかと思われる。
- そのように目的のはっきりしている場合は、直接当該大学相互間で情報交換を行えばよいと思う。

ところが、この提案の場合は、はっきりしない問題で何処へ問い合わせればよいかわからないかという提案であろう。しかし、これには事務局が情報を判断するうえで困難性が伴うものと思われる。

- 学寮の問題は、各大学で特殊な事情があり

複雑である。このような複雑な問題を、収集整理してリストを作るという作業は大変なことである。

- この問題については、情報を集めることにも問題があり、またその情報を判断することにも困難性が伴うので、実行はむずかしいのではなかろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から、この問題については種々問題があるので、一応棚上げにしたいと述べられた。

2. 福利厚生施設の基準面積について

このことについて委員長から次のように述べられた。

この福利厚生施設の基準面積の問題を検討するに当たっては、まず福利厚生施設とは何かということを明らかにする必要があると思われる。第3常置委員会では、昭和45年と46年に文化系サークルと体育系サークルの部室の整備について要望書を出しているが、このような経緯を考えると、本委員会で取り上げる福利厚生施設というのはかなり制限されたものになるのではないかと思われる。例えば学生会館や保健管理センターなどは純粋な厚生施設であろうが、その他の学生生活に関わる施設については、第3常置の所管である課外活動施設と関わり合う面が多い。

そこで、第3常置委員長の意見を伺ったところ、取りあえず第4常置だけで検討してみ、その議論の過程において、第3常置と合同で討議すべきであるという段階に至れば、その場合はまた合同の委員会を設けて検討していくことにしてはどうであろうか、という意見であった。

なお、この福利厚生施設の基準面積の問題については、東海・北陸地区の学生部課長会議で討議されたとのことであるので、その会議に出席された鈴木委員からその状況を紹介して頂くことにしたい。

ついで鈴木委員から次のような説明があった。

この問題は、東海・北陸地区の学生部課長会議において、昨年あたりから具体的に提起され毎回議題となっているものである。

前回の委員会には欠席したので、そのテーマだけを文書にして委員長にお渡ししたが、議事録によると当日はこの問題についてかなり論議があったようである。先ほども委員長が述べられたように、この問題については福利厚生施設とは何かという問題もあるが、広い意味では、学生寄宿舍とか、あるいは保健管理センター、共同利用合宿研修施設等というものがこれに含まれる。これをもっと広げるとサークル部室（文化系、体育系）というような課外活動施設も含まれることになる。

ところで、その区分の手掛りとして、毎年各大学が概算要求をする場合、文部省管理局教育施設部の方から出されている「国立学校施設実態調査実施要領ならびにその基準表」というのがある。それにより、各大学は学生数を基にした基準面積を出し、それに見合った枠内で概算要求をすることになっている。

その実施要領によると、広い部分としては大学福利厚生施設という項目があり、この中身に次のように3つに区分されている。

- ① 大学福利施設（食堂、売店、大学会館、職員会館）
- ② 大学保健管理施設（保健管理センター）

③ 大学課外活動施設（学生サークル部室、
合宿研修施設、海の家、山の家）

このようなことであるが、東海・北陸地区の学生部部課長会議で具体的な問題として提起されているのは、かなり狭い意味の福利厚生施設である。そこで、一番これに関連のあるものとしては、大学会館（学生会館といっているところもあるが、以下大学会館とする）の基準面積の改訂ということである。

大学会館を設ける場合、この中にどのような施設を含ませるかということについては、必ずしもこの基準表に定められているものだけに限定されていない。そこで、大学の事情によって、大学に福利厚生施設の余分の資格面積があれば、これも含めて大学会館の面積に充て、狭い意味での大学会館本来の機能が発揮できるような部屋を設けるとか、食堂、売店に大きな面積を取るといったような操作を行っている。

ところが現状では、各大学の大学会館は、売店や食堂にかなりの面積が取られていて、それがために本来の学生相互間あるいは学生と教職員との人間関係の場としての大学会館の機能が阻害されているという状況である。それは元をただせば、基準面積が非常に小さいということによるものである。これには、学生数を基に基準面積が計算されているというところに無理があるので、教職員の定数もこれに加えて計算されるべきである。

このようなことから、基準表そのものの再検討が必要であるということで、ここ2年くらい前から、東海・北陸地区学生部部課長会議においては、要望書を出すについてどのように具体的に進めればよいかということが検討され、現在も継続審議事項として扱われてきているという状況である。

また一方では、大学会館の運営協議会（東地区、西地区と2つに分れ毎年1回開催）でも、昨年、東地区の山梨での会議で大学会館の基準面積の改訂という議題が提起され本年の金沢の会議の際にも、大学会館の本来の機能が発揮できるように、そのスペースの不足という面からの問題が論議された。また西地区においても、これと同様に、大学会館の設置目標に十分沿えるような面積の確保ということが必要であるという議論がなされている。

このように、この問題は全国的な関心事となっているが、東海・北陸地区の学生部部課長会議での意見では、食堂や売店に広い面積を占有されるというような結果から、大学会館だけ別建てにして基準面積を出すことはできないものであろうかということが、一つの案として出されている。

以上の説明に関し次のような質疑および意見があった。

- 大学会館にはサークル部室は含まれるのであろうか。
- 大学会館には専用のサークル部室は含んでいない。せいぜいサークルの共同連絡室くらいのものが認められている。
- 最近ある大学では、既設の大学会館の中にあつた売店や食堂を、福利厚生センターという名目の新しい施設を設けてその方へこれらのものを移すことができ、そのため大学会館は本来の目的に沿えるように改修することができたという例がある。

以上のような意見が交されたのち、委員長より、この問題についての今後の進め方について次のような意見が述べられた。

福利厚生施設の問題となると、どうしても第3常置の分野とも絡んでくる問題が多いので、これをどう扱っていけばよいのかということを含頭において、然るべき進め方をしなければならぬと思う。また、これには文部省（教育施設部、学生課）から、現在の基準面積についての考え方を伺うことが必要であり、その機会を設けて説明を伺ったうえで、更に議論を重ね、どのような方向で改善すべきかということを示

分に詰めなければ、総会に提案しても問題にならないであろうと思われる。そこでこの問題については現状もふまえて、十分に詰めてから要望することにしたと考えている。

以上のような委員長の提言があったのち、各委員から所属大学の学生会館を中心とする福利厚生施設の実態について、それぞれ実状報告があり、本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 昭和53年11月28日（火）14：00～15：30
場所 学生会分館3号室
出席者 山岡委員長
村尾、岡路、大池、吉田（久）、市古、鈴木、吉利、
吉田（徳）、百々、綾部、吉武、池田、具島、中村
各委員
井上臨時委員

山岡委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は前回（10月11日）に引き続き福利厚生施設の基準面積の問題についてご協議頂くわけであるが、この問題は第3常置委員会の所掌事項とも関連があり、相互に連携を取り合って進める必要があるため、本日午後3時半より第3常置との合同会議を開きたいと考えている。本日の合同会議においては、差し当たっての問題として両常置委員会合同の専門委員会設置のことで、その委員長の選任のことが討議されることになると思われる。

なお、本日のこの会議の直前に大学関係7団体というグループとの会見があり、今村第6常置委員長と私の両名がこれに出席し、約1時間

にわたり同団体の関係者6名と大学予算の問題、学生の厚生問題等について要望をきき懇談した。その際、同団体側より大学の厚生施設の整備充実をぜひ進めてほしいとの強い要望があったので、ご参考までにご報告する。

議事

1. 福利厚生施設の基準面積について

まず委員長より次のように述べられた。

学生の厚生補導に関する施設の整備充実に関しては、かつて第3常置委員会より「文化系サークル部室の新営」（45年2月）および「体育系サークル部室の新営」（46年6月）の二つの要望書を文部省に提出した経緯がある。しか

し、その後の経過は必ずしも順調に進展していないので、第3常置では今回この課外活動施設の整備充実の問題を改めて取り上げ、これの促進を図ることになった。

一方、本委員会でも、このたび学生の福利厚生施設の整備充実に関しその基準面積の改定の問題を取り上げることになったが、この福利厚生施設の中には課外活動施設と密接に絡み合っているものもあるので、本問題を審議するに当たっては第3常置と共同で作業を進める必要があると思われる。

なお、この問題に関し、過日文科省学生課を訪ね、ある程度問題点が煮詰った段階で文科省側の説明をききたい旨申し入れたが、その際学生課長の話では、学生課においても現在厚生補導施設の見直しを行っており、来年春頃には一応の成案がまとまるとのことであった。

以上のような次第であるが、これからの作業をどう進めていくかについてご意見を伺いたい。

以上の説明の後、次のような意見交換が行われた。

○ 国立十大学学長懇話会で大学会館の問題が協議されたのを契機として、同懇話会の当番大学である九州芸術工科大学が全国立大学に対し大学会館（学生会館）の実態調査を行い、これの分析結果を報告書にまとめられた（53.9.14）。これによると、大学会館を既に設置している36大学の「大学会館の学生1人当り建物面積」（建物面積÷学部学生総定員）は、最上位が1.65㎡、最下位が0.29㎡となっており、概して学生数の少ない単科大学が上位を占め、大規模大学が下位となっている結果がみられる。建物面積を学生数で割れば、

当然このような結果となるであろうが、これから福利厚生施設、特に大学会館の基準面積の問題を検討するに当たってこのデータは一つの参考になるであろう。

○ その学生1人当りの建物面積というのは、大学会館の何を指しているのであろうか。大学会館のうちには食堂が主体となっているものがあるが、この調査では食堂は別に扱っているのか、あるいは含めているのか。大学によっては、大学会館のほかに別に大食堂があって会館には小食堂を設けている場合があり、またこれと逆の場合もある。その辺の事情がはっきりしないと、大学会館が大きいとか小さいとか一概にいえないのではなかろうか。

以上の質疑に関連し、上述の「大学会館又は学生会館の実態調査結果分析」の全般的内容について、これをまとめられた九州芸術工科大学の吉武学長より詳細な説明が行われた。

ついで次のような意見交換が続けられた。

- 学生1人当りの建物面積の最低となっている0.29㎡という面積で、利用上差し支えは生じないのであるか。
- その辺のところまではアンケートでは尋ねなかった。
- どの程度の面積が適当であるかということが、これからの検討課題である。
- 厚生関係の施設と補導関係（課外活動）の施設を区別するかあるいは一括するかによって大分考えが変わってくる。文科省の現在の基準はどうなっているのであろうか。それが現状にマッチしているかどうかを検討してみる必要がある。
- その点については昭和40年2月に大学学術

局学生課から出された「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」というものがあり、それによると厚生補導に関する基準的な施設として学寮、学生会館、保健管理施設、文化系サークル共用施設、福利施設、体育施設、屋外運動場、合宿研修施設の8つが挙げられている。一方、管理局教育施設部の方から出されている「国立学校施設実態調査実施要領ならびにその基準表」によると、厚生補導関係の施設は「大学福利厚生施設」という項目となっており、その内訳は大学福利施設、大学保健施設、大学課外活動施設という三本建になっている。そして、大学福利施設の内容は、食堂、売店、大学会館、職員会館等となっている。そのためこの大学福利施設の面積は食堂に取られる部分が大きくなる。一方、学生課の基準では、学生会館と福利施設が別建となっているので、相互の制約はない。このように文部省内でも厚生補導に関する施設基準が統一されていない。それで、東海・北陸地区学生部課長会議では、「大学会館が教室外における学園生活の中心的施設という設置目的を担う施設であるためには、現行の三本建の枠内で計画するのではなく、会館独自の基準面積を設ける必要がある」との要望をしているわけである。

- この問題に対するアプローチの方法としては、厚生補導施設面積の基準拡大を端的に取り上げるのは難点がある。それで、教育施設部が示している基準面積を拡げる要求をするよりも、学生課が示している厚生補導に関する基準的施設の区分をはっきりさせてもらうように進めた方がよいと思われる。その意味で、こちらの考えをまとめる前に学生課の意見をきいた方がよい。

- そのことについては、先程も述べたように、過日学生課長に会って話をきいた。学生課では、この問題についてこれまでの考え方を見直す案を来年春頃までにまとめることとであった。それで、それまでの間、本委員会としてはどのような作業を進めていったらよいか。先程来の議論で、福利厚生施設の概念あるいは内容のこと、基準面積に関して教職員数を含めて考えること、大学会館と食堂との関係のこと、などが提起されたが、それらの問題をはっきりさせることも意味があると思われる。

- 福利厚生には広い意味と狭い意味とがある。大学会館をこの中に含める考え方もあり、これと分離する考え方もある。
- 学生課も厚生補導施設について見直しをしている時期なので、こちらから具体的な要望をすればそれに応えてくれるものと思う。それで、この問題は第3常置と共同して内容の詰めをして要望することにしたい。しかし、この問題をまとめるについては種々テクニックを要する面があるので、第3常置との合同専門委員会をつくって検討することにはどうかと考える。ところで、東海・北陸地区から提起された「大学会館独自の基準面積を設けてほしい」という要望と同じような考えが他の地区にもあるのであろうか。

これについて鈴木委員より、東海・北陸地区学生部課長会議の「大学会館の基準面積の別建て改定について(要望)」の紹介ならびに大学会館運営協議会の動向についての報告があり、ついで意見交換が続けられた。

- 先程も話があったように、大学会館についてのこちら側の意思統一がまだできていな

い。例えば、一方に大食堂を別個に持っている学生会館の基準面積を要求する場合と、大学会館内に大食堂を含めて要求する場合とでは事情が違ってくる。従って、大学会館の基準面積を考えるに当たっては、他の施設との関係をみなければならぬ。それで、まず大学会館とは一体何であるのか、その中には何を含めるのか、それらの点をはっきりさせる必要がある。その前提なしに大学会館の基準面積を云々しても意味がない。

- 大学によって大学会館内の施設は異なっている。福利施設、保健管理施設、課外活動施設についてはそれぞれ基準面積が示されているが、大学会館の場合にはその壁が取り払われ種々な施設が混在している。そして現実には食堂、売店等の占有率が高くなっている。しかし、大学会館は本来「教職員、学生間又は学生相互間の日常的人間関係を緊密にするとともに課外活動を増進し、かつ、学生、教職員の福利・厚生を増進するためのもの」として設けられたものである。これが大学会館の一般的目的であるが、実際には食堂、売店を中心とした生協会館みたいになり、その本来の機能を果していない。食堂、売店も必要ではあるが、それとは別に教職員と学生間、学生相互間の交流を図るための場を整備する必要がある。
- 食堂、売店等を除いて大学会館の基準面積を考えると分る。
- 課外活動施設の増設を要求しても仲々むずかしい現状なので、大学会館と食堂・売店を分離し、それによって生ずる余裕をこれに充てることも一つの方法である。
- 現在のままでは大学会館に余裕は出てこない。また、仮に食堂を外に出したとしても、

そのあとは別な用途に使われてしまう可能性がある。結局は大学全体の施設面積を拡げないと解決がむずかしいのではなからうか。そのような点も踏まえて検討して、本来の大学会館の基準面積を定めるべきであろう。

- 建築的な観点からすれば、大学会館はロビーとか食堂とかを含めた総合的な施設とした方がよいと思われる。ただ、その場合には管理上むずかしい問題があるかもしれない。しかし、基準面積の出し方については、個々の施設毎に出したものを積み上げる方法がよいと思われる。
- 機能的には総合的な建物の方がよいかもしれない。ただ課外活動施設（部室）は別にした方がよいと思う。
- 教育施設部の基準面積は学生数から割り出しているが、この方式を基にして面積の拡大を図ると学生数の少ない大学は余り恩恵に浴しない。基準面積の出し方については、学生数によるよりも何か共通の要素というものがあるのではなからうか。
- これまでの議論によって、この福利厚生施設の基準面積に関する現況や問題点が大分明らかになってきたが、今後の詰めを行うためには、第3常置と合同の専門委員会を設けて作業を進める必要があると思われる。これをまとめるには相当の時間を要するであろう。
- 大学福利施設（食堂、売店、大学会館、職員会館）、大学保健管理施設、大学課外活動施設（学生サークル部室、合宿研修施設、海の家、山の家）等を含めた大学全体の総坪数を決め、それをどう活用し融通するかは大学に任せるというようにして、大学会館の内容もその総和の坪数の中でつくられるようにするのがよいと思う。

- 大学会館独自の面積というとき、何をこれに含めるのか。それを具体的に挙げる必要がある。
- 最小限のものとして社交施設、課外活動施設、福利施設などを置くのが現状である。
- 従来の考え方にとらわれず、大学会館にはこのようなものが必要であるという統一見解を出す必要がある。何もかもコミにしまうと現在のようなものになってしまう。
- 統一してしまうと大学の自主性を生かす余地がなくなるが、ミニマムのものを定めることは必要であろう。
- ここではマキシマムのことを検討しているのではないか。
- 食堂、課外活動施設等を合わせたマキシマムの基準を考え、その範囲で大学の自主裁量に任せるのがよいのではないか。
- 食堂の基準は出しやすいが、集会室などの基準は出しにくい。
- 教育施設部の基準表では大学福利厚生施設という項目があり、その中身は大学福利施設、大学保健管理施設、大学課外活動施設の3種に分類されているが、これは相互融通ができる。
- その大枠を拡げるという考え方でよいか。
- この大学福利厚生施設の基準面積は、現在学生数に基づいて定められているが、この面積をいま変えることはむずかしい。それで、東海・北陸学生部課長会議では大学会館独自の基準面積を設定する方向で拡大を図ろうとしているわけである。
- 職員会館もこれに入るのか。
- そこまでは考えていない。
ここで関連して、教職員の厚生問題のことについて若干の論議が交され、本日の議事を終了した。

第3・第4常置合同会議

日 時 昭和53年11月28日(火) 15:30~16:00
 場 所 国立大学協会会議室
 出席者 (第3常置委員会) 広根委員長
 小池、木下、坂本、福井、古屋、加藤、豊田、桑原、
 水野、三谷、山田、大賀、永松各委員
 栗冠専門委員
 (第4常置委員会) 山岡委員長
 村尾、岡路、大池、吉田(久)、市古、林、鈴木、
 吉利、吉田(徳)、百々、綾部、吉武、池田、具島、
 中村各委員
 井上臨時委員

開会に当たり山岡第4常置委員長より次のとおり挨拶があった。

本委員会が目下取り上げている大学の福利厚生施設の基準面積の問題を検討するに当たっ

て、その作業の進め方について、今後どのようにして行けばよいのか、第3常置の意見を伺うことにしたいと思い、本日合同会議の開催をお願いした。については、第4常置の事情を説明し

て、もし第3常置の合意が得られれば、前回学寮の問題を検討した場合と同様に、合同の委員会を設けて検討していくことにしてはどうであろうかと考えている。

以上のような前置きののち次のような事情説明があった。

第4常置では、去る6月の総会の際に鈴木委員より「福利厚生施設の基準面積の改定について」という問題提起があり、その後10月11日の委員会において、この問題を今後の課題として取り上げて検討していくことを決めた。ところで、検討していく中に、この問題は第3常置の範疇である課外活動施設の問題とも関連があり、共通の問題点も多いということが分り、これは第4常置単独で検討することは適切ではないのではないかということになった。また、例えば、要望書をまとめるについても、広い意味での大学全体の福利厚生施設という立場からの要望の方が効果的であると思われる。そこで、このような意味からも今後この問題の検討を進めるに当たっては、第3・第4常置の合同委員会を設けて検討することが適切であるという意見に達したわけである。

ついで、広根第3常置委員長から次のような挨拶があった。

ただいま、第4常置委員長からご意見を伺ったわけであるが、第3常置においても現在課外活動施設の問題について種々審議中である。確かに、福利厚生施設の問題と課外活動施設の問題は、多くの点で絡むところのあることは私も同感である。そこで本日の委員会で、第4常置委員長からの両委員会合同の意見交換のご意向を伝えて、各委員の同意を得るに至っているのので、これからよろしくご協議を願いたい。

以上のような挨拶があったのち、次のような意見の交換があった。

- 第4常置では、学寮問題を扱ったときのよう
に、第4常置と合同の小委員会を設けて検討
することにしてはどうかという意見がある。
- 福利厚生施設の問題について、本日大学関
係7団体から要望があったようであるが、ど
のような趣旨のものであったのであろうか。
- この要望は、箇条書きのものであって、相
当に細かい点まで要求をしている。しかし、
要するところは福利厚生施設について十分に
整備充実してほしいというのがその主眼であ
る。
- 先日、九州芸術工科大学で国立十大学の会
合が行われ、その際大学会館の問題が討議さ
れ、それを契機として全国立大学を対象に大
学会館（学生会館）の実態調査が行われた。
その調査結果の分析によると、国立大学の
50%の大学には大学会館が設けられてい
るが、残りの半分の大学には、まだ大学会館が
設置されていないという状況にある。また一
方、東海・北陸地区で学生部の部課長会議が
あり、ここでは、大学会館の施設面積の別建
設定について要望書がまとめられ関係方面に
出されている。このような時期において、国
大協にあっては福利厚生施設の問題について
検討することになったのは時宜を得ていると
いってよい。
- 例えば、合同小委員会を設けるとして、そ
のスタートは何時頃を予定されているのであ
ろうか。
- この問題について、先般文部省に出向き学
生課長等と懇談をしたところ、文部省におい
ては現在福利厚生施設について見直しをして

いる最中であるということであった。そこで、こちらで合同委員会を開いて文部省の説明を伺うとしても来年の春頃になるものと思う。しかしそれまでに国大協としても、この問題について、例えば大学会館とは何か、あるいは基準面積はどうあるべきかというような基本の問題についても検討し、その辺をしっかりと固めておく必要がある。このような関係もあるので、合同委員会のスタートは事情の許す限り早い方がよいのではないかと思う。

- 第3常置では、合同小委員会がスタートする前に、委員会としてももう少し固めておきたい問題もあり、それを1月中に整理するつもりである。したがって、合同委員会をスタートさせるとしてもそれ以後にしてもらいたい。
- いずれにしろ、同じような問題をお互の委員会でやっているのであるから、学寮問題の場合のように合同小委員会を設けて一緒に考えるということで進めてよいのではなかろうか。
- もしも合同小委員会が設けられてスタートするのであれば、文部省側の腹案が固まらないうちに意見具申をした方がよいので、でき

るだけ早い方がよいのではなかろうか。

- 第4常置では、例えばサークル部室のようなものについても一緒に検討していこうというような考えでいるのであろうか。
- 大きな範囲の概念では、サークル部室も福利厚生施設の一部であるというように考えている。現在、各大学の実態を見ると、大学会館の管理運営については実にまちまちである。このような意味からも、大学会館を含めて福利厚生施設の問題は広い範囲の問題として取り組まざるを得ない。

概ね以上のような意見の交換があって本日の合同会議を終了した。

この後、学寮問題の中間報告書に関して第3常置委員長から次のような提言があり、了承された。

先に、学寮問題小委員会でまとめた「今後の学寮のあり方」(参考資料)についてであるが、この報告書を、今度の総会の了承を得て「会報」に掲載し各国立大学の参考に供したいと思うがいかがであろうか。これは前回の総会の際に提言するつもりであったが、若干説明が不十分であったので、今回の総会で改めて提案し、了承を得たいと考えるわけである。

第5常置委員会

日 時 昭和53年11月16日（木）13：30～15：30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

西川，加藤，平島，平松，丸山（代：根本），石塚，
伊地智，小林，筒井，芦田，西沢，岳中，宮城各委員
（文部省）篠沢学術国際局長，滝沢大学課長，光田
留学生課長，馬上国際教育文化課課長補佐，その他
3名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに，委員長から新たに委員に就任された筒井信定委員（和歌山大）の紹介があり，ついで次のような挨拶があった。

本日は議題にもあるように，①中国からの留学生受入れについて，②オーストラリア大学長招致について，の2件についてご協議頂くことにしているが，議事進行の関係で，②の議題から先議することとしたい。なお，本日は文部省から篠沢学術国際局長，滝沢大学課長，光田留学生課長，そのほか数名の担当官に出席を願っているので，まず文部省側からの説明を伺ったうえで，ご協議を願うことにしたい。

ついで，議事に先立ち，篠沢学術国際局長から次のような挨拶があった。

本日は次の2件のことについてお話し申し上げてご了解を得たいと思う。その第1は，オーストラリア大学長の招致についてであるが，このことについては以前から計画されており，具体的な案もほぼまとまりつつあるので，後ほどこれについて担当官の方から説明をすることにしたい。

第2は，中国からの留学生受入れについてで

ある。この問題については，日中友好条約が結ばれる前から非公式な話があったのであるが，条約締結後，中国より教育視察団一行が来日されたので2～3回ほど会合して懇談をした。その際，具体的な先方の要望としては400～500人の研究生（日本の大学院研究生相当）および進修生（中国の研究所の研究員，大学の助手・講師クラスのもの）の受入れを頼みたいということであった。

この申入れの趣旨は，中国ではいわゆる「四人組」の時代に学問研究に停滞が生じたため，これを取り返すために若手の研究者の再教育を急いで行うということにあるようであって，日本のみならず欧米先進国にも大量の留学生を派遣することを考えている。今回のこの申入れに対し，現時点では，一時に大量な受入れは困難ではないかとの懸念もあるが，周囲の事情や国際的な関係もあり，政府としては前向きに取り組まなければならないような情勢にある。それで文部省としても，この問題については慎重ながらも前向きに対処しなければならないと考えている。ついで，後ほど担当課長から現時点における文部省の基本的な考えについて説明申し上げるので，国大協においても事情ご了承の

うえ積極的なご協力をお願いしたい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. オーストラリア大学長招致について

このことについて、馬上国際教育文化課課長補佐より次のように説明があった。

オーストラリアからは本年5月末に3名の国立大学長の招待があったが、今回こちらから3名の副学長を招待することになった。これは本年度の事業計画であるが、その来日時期は先方の都合で来年春ということになっていた。その後、先方より来信があり、来日者の氏名と訪日日程を知らせてきた。それは別紙資料にあるとおりで、その滞在期間は来年の5月20日から6月12日までの3週間となっている。なお、来日者の略歴および見学等に関する希望については後日連絡があることになっているので、いずれ詳細がわかり次第またご報告することにした。

以上のような説明があったのち、委員長から次のように述べられた。

この10月にフィリピン国大学学長3名を招致したときの滞在期間は2週間であったが、今回は3週間であるのでそれに従ってスケジュールを考えなければならない。これまで数回行った学長招待は、いずれもハードスケジュールの観があったが、今回は期間も3週間であり、もう少しゆとりのあるスケジュールをたてたいと思っている。

なお、外国学長の招待に際しては、その都度「招待準備委員会」を設置してその受入れ準備や具体的な計画立案に当たることになっている

が、今回のオーストラリア国大学副学長の招待に関しては、既に春の総会の際にフィリピン国大学学長招待のための準備委員会設置と一括して了承を得ているので、委員のメンバーを一部更新して継続して作業を進めていきたいと考えている。

ついで馬上課長補佐より、まだ細かいスケジュール案を立てるまでに至っていないが、いずれ委員長と相談のうえこれを作成し、委員会に提出したい、と付言があった。

2. 中国からの留学生受入れについて

このことについて、光田留学生課長から、配付資料「1. 留学生問題に関する中国教育代表团との懇談会（10月7日、12日）議事概要」、 「2. 中国政府派遣留学生の受入れについて」を基に、詳細な説明があった。

ついで、篠沢学術国際局長から次のような補足説明があった。

ただいまの「中国教育代表团との懇談会」についての説明の中で、中国側の要望に対し、わが方としては「特に理工系については困難な面があると思われる」と言ったことが紹介されたが、これは慎重に対応をするというような意味合いを含んだうえで言ったものである。また、学部学生の留学生受入れについては、中国側では1年～1年半の準備教育をするので、実際には55年度から受け入れることになる。

なお、文部省の基本的な考え方としては、中国のために特に便宜を計らうことはせず、また原則として現行制度の中で処理していきたい考えである。

進修生、研究生の受入れについては、これを研究留学生として取り扱いたい。中国側の要望

は、今年の10月から来年4月にかけて400~500人を送りたいということであり、その専攻希望分野の内訳は理科系、工科系が大部分となっているが、これでは人数があまりにも多いこともあり、また専攻の内容もわからないので、理工系の受入れについては困難な面があるということと、詳細な専攻希望分野のデータが必要であることを述べた。なお、農林水産系、医学・環境保護系については、この程度の人数（13~29人）であれば受け入れられるということはあるのではないかと考えている。

なお、この話とは別に、今年になってから既に45名の進修生が来ているが、これは大使館が個別に大学と直接折衝して行ったものである。また、外務省関係では国際交流基金を通じて、現在23名の進修生の受入れを国立大学と折衝中である。このように中国留学生の問題についてはある程度話は進んでいるが、計画的な派遣ということであれば、今後はやはり文部省が窓口となることが建前であろうという態度である。

それから、今回の400~500人の進修生の留学先が旧帝大のような特定の大学を指定することでは困るということと、日本語を解しないと困るということは先方に伝えておいた。中国側の事情では、日本だけでなく欧米諸国ともこのような話を進めているので、何処からかこの話を決めていかないと計画が立たないという関係もあるらしく、非常に急いでいるようである。しかし、日本としてはまだ不明なところも多く、細かい点でも詰めなければならない問題もあるので、12月上旬に私をはじめ関係官が訪中して具体的な打合せを行い、それをふまえて視察団の派遣をしたいと考えている。

ついで、委員長より次のように述べられた。

学部留学生の受入れについては入学資格等の問題もあるが、差し当たっての問題は進修生、研究生の受入れの問題である。これについて文部省としては、昭和54年度に国立大学を中心に250名程度（身分は大学院研究科等の研究生等）を受け入れたいとの考えであり、これについて大学側がその受入れについて自主的に協力してほしいということであるので、よろしくご協議を願いたい。

このあと、フリートーキングの形で次のような意見の交換があった。

- 進修生の留学期間はどのようなことを望んでいるのであろうか。
- 先般話し合った際には、6カ月、1年、1年半という種類の段階に分けて希望している。それから、受入れの問題に関連することであるが、現在来ている45名については非常に簡単な資料（例えば、氏名、年齢、現在行っている研究、日本でやりたい研究について、1人1行）が出されているが、これでは選考資料としては十分でないので、今後はそのキャリアおよび具体的な研究計画等を詳しく書くように要望しておいた。

なお、今度中国へ出向いて話し合いをする場合、先方からの400~500人という希望に対して、当方から具体的な数字を示してやる必要があるのではないかとと思われる。そこで、配付資料「外国人留学生（研究留学生）の受入れについて（照会）」のとおり調査書を前もって各大学に送付して調査を依頼し、これを集計しておおよその目安を立てて出掛けることにしたいと考えている。目下のところ、54年度は国立大学を中心に250名くらいを考えている。

- 250人は一つの目安であるが、各大学が事情に応じて受け入れるという基本姿勢があるなら、人数の点は何とかこなせるようだが、専攻分野の点では問題がある。
- 中国で1年～1年半の準備教育をして、日本で1年半程度の勉強をするとのことであるが、その期間に具体的に何をやるのか。日本語ができないとフォローできないのではないか。この留学生は学部の聴講生みたいに特定のものについて勉強するのか。
- 今度受け入れる進修生、研究生というのは、中国の大学を出た者で、特定のテーマについて半年ないし1年半研究するというものである。問題となるのは日本語の能力のことである。
- 1年～1年半の準備教育をして日本に来るというのは、学部の留学生であって、これについては、これからの問題であるが、当面の問題は進修生、研究生の留学についての問題である。これには日本語を解することができないと非常に困るということは伝えてある。これについて先方から返事はないが、日本語ができる人を受け入れるつもりである。
- 進修生、研究生の留学期間が半年～1年半ということだと、大学院生として入学させることは不可能である。そうすると現在の制度では研究生ということになるが、そのように理解してよいか。
- 進修生、研究生については、その通りに考えて頂いてよい。
- 私の大学では、10月1日から日本語研究の中国留学生を入学させているが、日本語の能力は一般の国費留学生より優れている。
- 中国側としては、6カ月、1年、1年半という3種類の段階を設けて留学させるという

ことであるが、その期間にどのようなことをしたいというような目標でもあるのであろうか。

- これは推測ではあるが、理工系であれば実験と特定の講義を聴きたいということのようである。一般教育的なことは希望していない。

(篠沢学術国際局長退席)

- 予算に関連することであるが、そのような進修生を引き受けた場合、授業料納付や予算措置はどのようになるのであろうか。
- 予算については、従来の国費留学生や私費留学生と同じように積算をとって各大学に配分する。授業料は直接国庫に納入されるので大学には関係はない。

ここで委員長より、進修生、研究生の受入れについては大体以上でご了解頂けたと思うので、次に学部留学生の問題について協議したい、と述べられた。

ついで光田留学生課長より資料「中国政府派遣留学生の受入れについて」の「2. 学部学生の受入れ」に基づき詳細な説明があった。

これについて委員長より次のような提言があった。

学部留学生の場合、今度の中国からのものは東南アジア諸国のものとその取扱いに違う点がある。今度の中国からの場合には、あらかじめ渡日前に予備教育を1年半程度受け、留学生の選考は文部省が現地試験を行ったうえ、国公立大学関係者の意見をきいて各大学に配置することとされている。従来の東南アジア留学生の場合は日本に在留することが前提になっていたため、この点に若干問題はあつた。しかし、現地試験を受けて入学能力があると認定されれば、

それでよいということであれば格別問題はない。

このあと次のような意見交換が行われた。

- 今度の場合は中国で200名程度が受験するののか。
- 中国では、この現地試験を行う前に大学入学のための予備教育を行うことにしており、その段階で受験者を絞って200名程度受験するということであって、この200名程度の者は、ある程度のレベルのものであるというように考えてよいであろう。
- この学部留学生は正規の学生か。
- そのように考えている。
- 現在、留学生に対して共通1次試験を課するかどうかということが問題となっているが、今回の中国留学生に対しては、共通1次試験は関係がないのであろうか。そのことをあらかじめ決めておく必要があろう。
- その問題については、今度の中国の留学生の場合は、外国政府が計画をもって派遣する留学生というものであるので、特殊なケースとして考えたいと思う。
- 別紙4「中国政府派遣留学生の受入れ過程」によると、1年半の予備教育終了後2月に現地試験（渡日留学生の選考）を行うことになっているが、その後の手続は東南アジア等の留学生の場合と同様なのであろうか。
- 現地試験を行ったあとは、全く同じように取り扱われるが、中国の派遣留学生の場合は現地で一括して試験を行うので、今までの他の国の留学生の選考（各大学が行う）と違うところがある。
- 中国の留学生受入れについてはいろいろと困難な点があると思われるが、入学許可とい

うことについては、これは大学が行うものであるという建前は崩すわけにはいかない。入学に当たって、留学生に共通1次試験を課すかどうかについては、現在は約半数の大学はこれを課していないという状況である。今度の中国の留学生の場合は、政府の計画によって派遣されるものであるという点が一般の留学生と異なっており、これはいわば推薦入学のようなものである。これは全く新しいケースであるが、中国との関係なども考慮すると、共通1次試験を課さないで受け入れることができれば一番スムーズに事が進むのではないかと思われる。しかし、このことは国大協の方で考える問題である。

次に、中国からの学部留学生については入学資格上の問題がある。現行規程では、大学入学資格は12年間の課程を修了したものであるということになっているが、中国では10年となっている。留学生の受入れについての資格上の問題としては次の二点がある。すなわち、①高校まで含めて12年間の課程を充たしているかどうか。②正規の課程を経ているかどうか。以上のような問題点があるが、今までは年数の足りないものについては、大学入学までに足りない年数を大学で補ってからということで、年数を合わせてつじつまを合わせていたわけである。今度の中国の留学生についても、中国で1年半の予備教育を経てから来るということであるが、それにしてもなお半年の不足があるので、正規の課程を修了したのと同じく認められるかどうかという問題がある。これは今後の問題として残るわけであるが、形式的に年数を合わせることよりは実質的な能力をみることを考慮してもよいのではないかと思われる。これは、ただ今回の

中国の場合だけでなく、最近の国際情勢を考
えて、もう少し弾力的に前向きに対処しても
よいのではないかと考えられる。大学設置審
基準分科会でもこの点検討しているが、多様
な対応を考えてよいのではないかとの意向で
ある。

- 中国のためだけに特に別途の措置をしない
で、現在の制度の中で受け入れていこうとい
うことだが、今度の場合のように外国政府
の計画のもとに派遣するという留学生の場
合は、弾力的に考えなければならない場合も
あるというように理解してよいか。
- 中国と東南アジア諸国との留学生の取扱い
の相違をふまえて対応しなければならない。
- このような措置は中国だけの特例というこ
とでなく、政府派遣留学生についての一般
的なものにしたということである。
- 今度の中国の留学生についての受入れの形
としては、国費留学生と同じように扱って面
倒はみるが、奨学金等を出さない。学費、生
活費等は中国の政府が一切を国費でみるこ
とになる。
- 今度の中国の留学生については、これは定
員内として扱われるのか、あるいは定員外
として扱われるのか。

- 従来から留学生は定員外として扱われてい
る。なお、以上説明したことを取りまとめる
と資料「外国政府派遣の留学生の取扱いにつ
いて」のようなことになるが、これはまだ試
案の段階である。
- この学部留学生のことは来年から発足にな
るのか。
- 予備教育は来年から始まり、55年4月に入
学する予定である。

以上のような意見が交されたのち、委員長か
ら次のような提言があり、了承された。

学部留学生については、派遣留学生というこ
とで別枠で入学させるので、日本人入学者への
影響はない。それで、これの受入れの具体的
な点について両国間で相談して詰めを行うこ
とにしてはどうか。また、進修生、研究生の留
学については、現在大学で扱っている研究生
と同じく「研究留学生」という形で取扱い、
これの受入れに協力する、ということにして
はいかがであらうか。

以上で本議題についての協議を終り、この
あと国際研究集会へ出張人員の枠の拡大の
問題に関し論議が交された。

第6常置委員会

日 時 昭和53年11月10日（金）10：00～12：00
場 所 学士会分館6号室
出席者 今村委員長
和田，九嶋，畑，太田，蓼沼，武藤，三上，中塚各委員
高梨，吉田，平間，舟橋各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長から次のとおり新委員の紹介があった。

武藤 三郎 名古屋工業大学長

ついで、次のことの報告があった。

前回は承認を得た「昭和54年度予算に関する要望書」は、10月2日に会長，副会長と同道し，大蔵省，文部省に出向いて，これを提出し要望した。

なお，その際に重点事項についても前回の話し合いの線に沿って強調しておいた。

圖議 事

1. 定員問題について

これについて委員長から次のように述べられた。

本日佐藤専門委員は欠席であるが，佐藤専門委員がまとめられた「国立大学における定員削減の現状と問題点」が完成した。この報告書は，第6常置がこの前にまとめた報告書（第4次定員削減と国立大学の実態）に対して各大学から寄せられたいろいろな意見を取り入れ，前の報告書を補完することにしたものである。各委員にはその原稿をさきに送付してご検討頂き，また，この報告書の中に援用した関係の大

学にも意見を伺い，それらの意見が出揃ったところで前回まとめた意見交換をして，最終的に佐藤専門委員の許で完成されたものである。

そこで，これに関して本日特にお諮りしたいことは，この報告書の今後の取扱いについてである。国大協のこのような調査作業は，その結果をまとめたものを総会に配付し報告すればそれをもって終る場合もあるが，この調査に関しては，その調査の結果について第6常置としての希望も述べられている。それは「まえがき」のところで，「このような定員削減はもはや限界に達しており，これ以上の定員削減はきわめて困難であることを，いろいろな角度から訴え，関係者のご理解をうるための資料とするものである」と述べ，またこれを受けて「むすび」としては「したがって国大協としては，今後ともかねてから要望しているとおおり，この問題に対する抜本的な解決策が早急に検討されるよう望むものである」と結んでいる。したがって，この報告書を総会に配付しただけで定員問題が終ったことにはならない。そこで，今後の取扱いについて小委員会で話し合ってみた。そこで考えられたことは，この報告書を資料にして，「まえがき」や「むすび」にあるようなことを要望書の形にまとめて文部省，大蔵省，行政管理庁等に提出するというやり方もあるが，

しかし、これについては現在、54年度概算編成の段階でもあるので、慎重に対処することを考えないと、かえってマイナスの影響を受ける結果になるという心配の面もあるということである。そこで、一つの考え方としては、この報告書を総会に提出するとともに、文部省の方にも渡してよく読んでもらい、多少の時期をおいたのちに、この報告書を基にして今後の定員問題についてどのような対応をすることが目的の達成のうえに有効であるかについて、文部省側と話し合いをすすめるのが適当な方法ではないかと思われる。小委員会としては一応そのような結論となったが、これについてこの委員会の意見を伺って午後の理事会に報告し、了承を得ることにしたい。

以上のような提言に関して意見が交され、この問題の取扱いについては次のように措置することになった。

いま文部省は54年度概算編成のさ中であり、国大協の要求の実現にも総力を挙げて当たっているときであるので、現場の定員事情がすでに困難な事態にある状況をよく理解してもらうことが先決である。したがって、いま直ちに定員問題についての要望書を出すことは差し控え、概算編成が一段落したところで文部省との話し合いをすることにする。

2. 専門官制度について

これについて委員長から次のように述べられた。

専門官制度に関しては「専門官制度問題小委員会」の原案がまとまったので、これの実現を図るため高梨専門委員を中心に資料「研究技術専門官制度の新設に関する要望書(案)」をまとめて頂いた。ついては、これについて高梨専門

委員から説明を伺うことにしたい。

ついで高梨専門委員より次のとおり説明があった。

この要望書(案)は、去る11月6日の専門官制度問題小委員会においてまとめたものである。その際に併せて「研究技術専門官(俸給表新設)の構想試案」についても最終的なまとめをした。この文書は、前にも第6常置にお諮りし意見を伺った。それらの意見をもとにして若干の修正を施したものである。しかし、基本的なところが変っているわけではない。その主な修正箇所は、「3. 試案の考え方(別添「試案一覧」参照)」の部分である。この部分の「(1)「研究技術専門官俸給表」を新設する」というところが、前の文書では、助手の移行措置について理解しにくい表現になっていたので、講座定員を変更するものではないという基本的な考えを明確にして誤解を招かないように書き改めた。それは、俸給表の新設に当たっては、俸給表上の等級別定数の方は専門官等級別定数に移行していくので、そのことを「講座、学科目等の教官定員の変更はしない(ただし、定員の振替を伴わないで属人的な等級別定数=俸給表別定数の移行はありうる)」と、このようにわかりよい表現に改めた。そのほか細かな字句修正を行った。

次に「研究技術専門官(俸給表の新設)の構想試案に関するアンケート調査結果」を資料として配付しているが、これは「専門官制度の構想試案」について国立大学にアンケート調査を行ったので、その結果を分析しまとめたものである。これによって、大多数の大学の賛成が得られ、それだけ専門官制度の新設に対するニーズも高まっていることがわかる。そこで、了

承が得られるならこれを要望書に資料として添付することにしたい。

以上の説明に関して次の質疑が交された。

- 講座・学科目等の教官定員の変更はしない、とあるが、これは助手が専門官に移っても、助手定員は減らないということであろうか。
- 講座・学科目を構成する助手定員そのものが減るということではない。しかし、その助手定員（専門官に移行した定員）は、専門官がいる間は使うことができないということである。
- 「今後の新規採用者は、公務員試験合格者から採用できるポストについては、合格者から採用する。……」とあるが、これは従来とは異なる取扱いにしたいということであろうか。
- 行(一)職員であれば公務員試験合格者から採用しなければならないが、技術専門官は必ずしも試験対象職員になじまないで、選考採用ができるようにしたいということである。
- 試験対象職員になじむ、なじまないというのはどこでどのようにして区別するのであるうか。
- その点は、現在でも大学では技術系職員の希望者が少なく、また、試験合格者であっても、大学が求める業務内容に合わないということもあって、教室系技術職員には試験合格者は非常に少ない。なお、この問題は今後人事院・文部省と折衝を要する事項であるので、これから具体化してくる問題である。

ここで、高梨専門委員から構想試案に関するアンケート調査結果の概要の説明があり、これ

について若干の質疑が交されたのち、これを要望書の資料として添付することにした。

続いて、この要望書の取扱いについて意見が交され、今後次のように取り扱うことになった。

- (1) この要望書は総会には、第1・第6常置の合同で提案するとして、その説明は前田専門官制度問題小委員会委員長にお願いすることにする。
- (2) この要望書の提出先は差し当り文部省とする。そして、文部省の検討を経たうえで人事院に提出してもらうことにする。
- (3) 専門官制度問題小委員会は、この要望書が理事会の了承を経て総会に報告された時点で解散するとして、その後のアフターケアには第6常置が当たることにする。

3. 学費問題について

これについて畑学費問題小委員会委員長から次のように述べられた。

その後小委員会を開いていないが、先般シンポジウムを行った時の記録ができたので、委員長ならびに小委員会のメンバーに早速お配りした。ところで、これに基づいて今後どのようにすすめていくかという問題があるが、差し迫った状況にならないと仲々まとめにくい。理論的な問題となると具体的な手法の見当がつかないので、時間が許せばフリートーキングの形でご意見を伺いたい。要するに学費を上げさせないための理論づくりということである。

以上の提言に関し次のような意見が交された。

- シンポジウムでは、3人の講師は教育の機会均等という考えに重点を置かずに受益者負

担的な考え方で授業料問題を考えている傾向があった。しかし、受益者負担には個人的利益と社会的利益の二つがある。そして社会的利益は国が負担するのが当然というわけであるから、その線をどこに引くかの問題に帰着することになる。あの時の意見では国立大学も私立大学も同じように考えているようであった。

- 受益者負担についてはそのように考えるが、現実に学生に与える便宜供与には差異がある。例えば図書館のサービスにしても各大学で違う。それが受益者負担の中でどう消化されているのか。
- 大学には教育のための経費と研究のための経費があるが、それをどこで割り切るかはむ

ずかしい。

- 受益者負担という考えにも、大学や文部省レベルでの考えと、大蔵省レベルの考えとでは違いがある。大蔵省では納税者負担のことを考えるので、おのずとその内容に違いがでてくる。したがって国立大学だけの考えでは説得力は乏しいものになる。
- 一方では、国立大学と私立大学との違いは存在する。先般のシンポジウムのなかで出ている議論を幾つかの柱に分けて、フリートーキングしてみてもどうであろうか。シンポジウムにでた見解を整理して、それに基づいてフリートーキングをやるのも一つの考え方ではないかと思う。

以上をもって意見交換を終った。

医学教育に関する特別委員会拡大委員会

日 時 昭和53年10月17日(火) 13:30~16:00

場 所 学士会分館6号室

出席者 北海道(代)、旭川医科、弘前、東北(代)、秋田、山形、筑波(代)、群馬、東京医科歯科、新潟、富山医科薬科、岐阜、浜松医科、三重、滋賀医科、京都、神戸、鳥取、島根医科、岡山、広島(代)、徳島、愛媛(代)、高知医科、佐賀医科(代)、長崎、大分医科、鹿児島各大学長、尾島、中川各専門委員(医学教育に関する特別委員会)
(文部省)五十嵐医学教育課長、他1名
(厚生省)内藤医事課長、他1名

北村新潟大学長(医学教育に関する特別委員会委員長)司会のもとに開会。

初めに北村学長より次のように挨拶があった。

このたび、厚生省において、医師の卒後研修の改善を図るため臨床研修指導医等に対する研

修方法等に関する研究開発・研修・内外関係各機関との交流・啓発等を事業内容とする「財団法人医師研修研究開発センター」の設立が企画され、すでにこれに関する来年度概算要求が提出されたということである。そして、これに関連して文部省においても臨床研修の現状調査が

始められたという状況となっている。そのような経緯から、過日厚生省医事課長から国大協にもこの趣旨を説明して了承を得たいという申入れがあり、去る9月13日に医学教育に関する特別委員会を開催し、そこで厚生省の方から説明を伺い検討した。しかし、この問題は医学教育特別委員会だけでは国大協として対応できる結論が得られなかったので、本日、拡大委員会を開催してこの問題を諮り、各位のご意向を伺ったうえで対応の仕方をまとめたいと考えたわけである。

ところで、本日は文部省から医学教育課長も出席されているが、都合で早目に退席される予定であるので、まず文部省側から説明を伺った後に厚生省側の説明を伺うことにしたい。

議 事

1. 卒後研修の問題について

初めに文部省五十嵐医学教育課長より次のような説明があった。

卒後研修について、文部省ではどのような取り組み方をしているかということについてであるが、文部省としては、43年6月の医師法改正に伴うインターン制度の廃止、それに代る臨床研修制度の発足に対応して、大学基準分科会医学専門委員会から「大学病院における臨床研修について」の報告を出している。

他方、厚生省の方では医師研修審議会から、やはり43年の7月にほぼ同様の考えから臨床研修のあり方についての答申が出され、これによって、今日までの臨床研修が運営されてきた。

文部省としては43年6月の答申が出た以降、特別な行動をしていない。しかし、一方では医師研修審議会あるいは日本医学教育学会等から

幾つかの提言が出されており、また、他方では無医大県解消計画に基づく新しい課題も提起されている。それで、文部省においてもこの段階で、大学病院における臨床研修のあり方について検討すべきであるという意見が出てきたので、医学視学委員会制度を設け、ここで、これらの課題についての各方面の意見をまとめてもらうことになった。その際に「臨床研修のあり方に関する小委員会」において、大学病院における臨床研修の現状、臨床研修の目的あるいは内容・方式、研修指定病院（関連病院）等との役割分担、大学病院における研修体制について検討を始めることになっている。

このほか、大学附属病院（本院）における臨床研修実施状況の調査資料を配付しているが、文部省としてはこのような実態調査の結果を分析し、これをふまえたうえで大学病院における臨床研修のあり方についての検討に入ることにしている。

ついで厚生省内藤医事課長より次のような説明があった。

このたび厚生省においては、臨床研修指導医を対象とする研修を行い、それを通じて臨床研修内容のレベルを高めていきたいという考えから、「医師研修研究開発センター（財団法人）」を設立し、これにかかわる事業を行うことにしたいということになり、すでにこれに関する概算要求も出している。しかし、このセンターは、厚生省だけでなく臨床研修を行っている大学病院および指定病院（いわゆる関連病院）のすべてからあらゆる面での協力を得て設立し、かつ運営していきたいということである。したがって、この協力のなかには資金面での協力ということも含まれているわけである。

臨床研修は、現在各大学なりあるいは病院なりに于行われ、それぞれ改善の努力が払われているが、これらのものを結集する核センターという形でこのセンターを設立し、全体的なレベルアップに貢献したいと考えているわけである。

以上のような前置きののち、資料「財団法人医師研修研究開発センター設立趣意書」を基に、この法人の設立、事業内容、経費、組織等について詳細な説明があった。

以上の説明に対し、次のような意見が交された。

- このセンターの運営資金（1大学当り53年度30万円、来年度以降20万円）を、大学が拠出することについて、文部省はその支出を認めるのであろうか。
- 文部省としては、一般的には、財団法人の事業に対する拠出金を支出することはできない。具体的には法人の事業内容を十分審査したうえでなければ、支出の可否は決められないということである。
- 厚生省のこの提案に対して、国大協の決定は急がなければならないのであろうか。
- 厚生省だけの考えのスケジュールでは、遅くとも年内には設立を終える予定にしている。したがって、それまでに国大協の方で結論を得て、全国立大学の参加ということになるのが望ましい。けれども、これは強制的なものではないので、この趣旨に賛同された大学病院だけの参加ということもありうると思う。
- このような臨床研修指導医に対する研修は、これまで富士の裾野で行われている研修（以下富士の研修）と同じものであろうか。
- 富士の研修は、49年から年1回の割で行っているが、今回このセンターが設置されても、直ちにこれを解消するものではない。この研修の参加者は大学サイドと指定病院の指導医で、その数は20～40人である。経費は厚生省の予算と医学教育学会の資金をもって賄われている。主題は技法に関する研修であって、内容的には医学教育学会が協力しているものである。
- このセンター設立の趣意については、医学部長・病院長会議の方には、すでに説明があったのであろうか。
- 国立大学関係では、9月13日の医学教育特別委員会において初めて説明し、その後は本日のこの拡大委員会に説明しているという状況である。
- このような臨床教育のための研修機関ができて、より合理的、効果的な教育ができるようになることは望ましいし、原則的には趣旨に賛成できると思う。しかし、これに資金を出すということにはその出し方に問題がある。また、文部省においても医学視学委員会を設置し、卒後研修の課題についての検討を始めた。そこで、仮に同じような構想がでて、類似の研修機関が設立され、資金が投入されることになれば、そこには無駄な状況が出てくることが予想される。したがって、このセンター設立については、そのような状況もみて検討されるべきであろう。
- 現在の臨床研修の状況をみれば、研修医は日雇勤務でその待遇はきわめて低い。しかも、この期間は最も特訓を要するときである。このような基盤のうえでトレーニングをやっても、臨床の応用能力を現場で盛り上げることはむずかしい。この改革には、研修

を受ける側にも、施す側にもやりがいのある基盤を整備する必要がある。それには研修医の常勤化を考えるべきである。

もう一つは、大学病院は生涯教育の拠点でもあるので、臨床教育にはいろいろな努力をしている。そこで、このような研修センターが出来ても、地方の状況によっては、そこに出席して参加しなければならないという考えはなく、暫く静観するという考え方がある。このように各地方大学がその置かれている状況によって対応が異なる問題があるので、国大協がこのセンターへの参加を決議すべきではない。

- この案にあるように、問題を単に卒業研修だけに絞ってみても、現在の医療が抱えている矛盾を解決できるかどうかという問題がある。そして、現在われわれが抱えている大きな問題は、医療の歪を教育の場でどういうふうに直していけばよいかという問題である。その問題が解決されないうちにこのような計画を発足させてみても、文部省が金を出すという形のものにはなりえないであろう。
- 厚生省の方では、すでにこのような計画がすすめられているが、文部省の方はこれから検討に入ろうとするところであるので、現在のところ予算的措置がとれるかどうかのメドは立たない。このような状況のなかで国大協が態度決定をすることはむずかしい。また、それが決まらないうちは各大学がこれに参加することはむずかしい。そのような事情であるので、国立大学の参加についてはもう少し待ってもらえないか。
- 臨床研修のなかで大きなウェートを占めているのは国立大学であり、また、国立大学は研修そのものをリードする立場にあるので、

全国立大学の参加は無理としてもなるべく多くの参加が望ましいし、それを期待するものである。なお、この案は厚生省が医学教育学会と相談のうえで立案したものではない。医学教育学会のみならず、その他の機関から出されている意見を集約する形でまとめた計画である。したがって、これがいわゆるTTC（ティーチャー・トレーニング・センター）であるかどうかについては疑問がある。もう一つは、卒前・卒後を通じた考え方を出すのが理想的ではあるが、両者はその所管と内容が異なり、大学の自主性という問題もあるので、厚生省は臨床研修に限定した。

- 医学部に関係のある学長を突然ここに招集して、このような問題を提起されても、学長としては大学の見解を述べるということではできない。また、国大協のメンバーとしては、医学教育特別委員会があるので、この問題については医学教育特別委員会の方から各大学に意見を求め、それをもとに全大学の意見を集約して、国大協の見解をまとめるようにするのがよいのではないか。そのプロセスを踏まずして、いまここで早急に国大協の見解をまとめようとしても無理である。
- 国大協としては、51年に「医学教育の改革に関する調査研究報告書」を発表して、卒業教育のあり方については、しかるべき委員会を置いて検討されなければならないという意見を出した。けれども、文部省の方にはそれについて何等の動きもなかった。ところが、厚生省の方ではこの案のように計画が立案され、概算要求も出された。そこで文部省の方でも「臨床研修のあり方に関する小委員会」を設け、卒業教育の現状調査をすることになった。それで、国大協としては、卒業教育の

将来像として具体的な望ましいあり方を出して、文部省の委員会に反映できるように要望していくべきであると考えている。国大協のこの姿勢は文部省の方も了解している。そして、このようなことが進展していく段階で、厚生省と文部省の話し合いが行われ、厚生省が主体的にこの案のようなティーチャー・トレーニング・センターも設置していくということになれば、国大協としては抵抗なく参加できることになる。そこで、できれば厚生省の方に時間的余裕をおいてもらうことはできないものであろうか。

- 厚生省は、この夏の間文部省と相談し話をすすめてきたのであるが、文部省の方では大学の自主性という原則があるので、先に大学側の判断を得なければならない、という基本姿勢があった。そこで厚生省としては、まず国公立大学のしかるべき機関に説明し趣旨に賛同を得たいということで、このような機会を設けてもらって説明しているわけである。
- 卒後研修に対して、文部省は研修医の給与以外には特別の予算を出していない。厚生省の方は若干予算措置をしてはいるが、この予算を充実せずに、ティーチャーのトレーニングだけに力を注いでも、現場では研修医の研修はできない。厚生省が卒後研修の改善についてイニシアチブをとるなら、まず研修病院に相当額の予算を継続的に投入し施設の充実を図る必要がある。このような現実問題も含めて、今後の卒後研修のあり方を根本的に検討しなければ、この問題の対応の仕方ができるとは思えない。
- 厚生省としては予算の面と指導体制の整備についてそれなりの努力を続けてきている。
- 従来の富士の研修のワークショップでは希望者だけの自由参加であったが、この案では大学がこのセンターの会員になれば、研修に参加・不参加に関係なく会費を払わなければならないことになる。もう一つは、会員でない大学の者は研修に出席できないのか、ということも問題になると思う。もしそうであれば、大学は直ちに参加ということにはならないと思う。
- このセンターが仮に設立し稼働しても、年間300人の研修ということであれば、1大学の割合はごく僅かなものにすぎない。これでは大学は、広い範囲にわたる医療のそれぞれの専門分野で目に見える効果を期待することは無理だと思う。
- ワークショップで研修を受けた者が大学の中で研修医指導の技法について研究活動している例もあり、このような研修は改善のための緒にはなる。
- とにかく医学教育は、卒前・卒後を通じて一貫していなければならない。したがって、厚生省がこのように卒後教育のことを考えるのであれば、文部省は卒前教育の研究機関を設けて積極的に研究すべきである。本来は厚生省と文部省が協力して研究すべきであろう。
- その点についてであるが、実際には大学は卒後教育も80%受け持っている。したがって、国大協としてはこれを機会に卒前も含めて卒後教育の具体的なあり方を検討しなければならない。このことについては文部省の方からの要請もあるので、今後十分検討して要望を出していくことにしたいが、その点は了承して頂けるであろうか。ただ、この厚生省案についてはいま直ちに参加の結論を出すこ

とはむずかしいと思われる。

ところで、各大学の自由参加ということについては了解頂けるであろうか。

- 各大学の自由参加がここで了解されても、参加のための金が出せるかどうかは明らかでないで、その点について厚生省と文部省との間で話しを詰めて、できれば両者一本で金を出すことを考えてほしい。
- 厚生省と文部省が一体となって卒前・卒後を通じて医学教育の改善を図るという考えは重要なことであるが、現在のシステムではむずかしい点がある。
- かなり以前のことであるが、卒後教育の問題が医学部長・病院長会議に提起された。しかし、このようなセンター設立までの議論が煮詰ったとは思えない。大学における卒後教育はいかにあるべきかという問題は、まず医学部長・病院長会議で十分な検討が行われ、大学のなかの意見がまとまっていないかぎり、仮に金は厚生省あるいは文部省が出すから自由に参加せよと言われても、大学の外で行われる研修に、大学が勝手に参加できるというシステムは国立大学にはないはずである。いずれにしても、卒後教育の問題は、根本的なところから細かに検討された結果をみたうえでなければ、厚生省のこの案の趣旨を積極的に支持できるかどうかの態度を決めることはできないと思う。
- 卒後研修の本体は、最終的には厚生省の所管であるから、厚生省は将来像とともに、現実の受入れ態勢についての考えも出してもらいたい。なお、卒後研修は文部省の方にもやりたい肚があるので、厚生省と文部省のどちらが主体的にやるのかを、国大協は文部省を通じてはっきりさせていきたい。そのために

国大協が意見調整の場になってもよい。したがって、そのような方向でこの問題をすすめるとして、厚生省の方の計画のすすめを時間的に多少修正されることを要望する。

- この課題には、大学が金を出すことについての問題以外の問題もあるので、かなりの時間を要することになろう。
- 卒後研修のあり方全般については、厚生省、文部省、国大協のそれぞれの場で根本的に検討される必要がある。しかし、このセンター案は具体的に卑近なものであるので、この案についても検討され、もし国大協全体の参加の結論に時間がかかるのであれば、当面、各大学の任意参加は差し支えないという形での結論は得られないものであろうか。
- 仮に国大協の結論が、各大学の任意参加について意見の一致があったとしても、大学ないしは文部省として、金を出すことができるということにはならない。
- 各大学の任意参加ということは、大学の自主性にかかわる問題であるので、国大協がその可否を決めるべきものでもなく、また、それを認めるとか、認めないとか、ということと言える性質のものでもない。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、次の結論に至った。

- (1) 国大協は、卒前教育をも含めて臨床研修の具体的なあり方を、原則的な立場にたって検討していく。
- (2) (1)の検討をすすめる過程のなかで、卒後教育のあり方についての国大協の意見を、文部省の「臨床研修のあり方に関する小委員会」の方に反映させるよう要望していく。
- (3) (2)の進行過程のなかで、厚生省が計画をす

すめているこのセンターに、国大協は参加すべきか否かを検討していく。

(4) 医学教育特別委員会は、以上の問題をすす

めるうえで、必要によっては委員構成を拡充することにする。

以上をもって閉会した。

教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和53年10月17日(火) 14:00~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 武谷委員長

加藤、久保、福井各委員

鬼沢、柘植、中川、佐久間、緒方各専門委員

武谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、午前中小委員会を開催して、前からの懸案である報告書の内容について、最終的な詰め段階の検討を行った。

ところで、この報告書作成の作業は予定より若干遅れており、来る11月10日の理事会には、完全な形で提出することはできないので、報告書の目次ならびに摘要を提出して了解を求め、総会にも同様な手続によって処置し、印刷物が出来次第、各大学に配布するよう進めたいと考えている。

以上のような挨拶があって議事に入った。

議 事

1. 報告書のまとめについて

まず今後の作業の進め方について協議し、その結果次のような結論となった。

(1) 理事会、総会に対しては、先ほど委員長の挨拶にもあったような要領で取り計らうことにする。

(2) 個別のケースについては、小委員会に一任してまとめることにする。

(3) 第1章「国立大学の一般教育と教養課程の諸問題——はじめに——」、第2章「教養部組織の改編とその方向について——主として教官の研究教育条件の立場から——」および第12章「再び教養部組織の改編とその方向について——主として大学における一般教育改善の立場から——」の3つの章については、一応原案を各委員に送付し、意見があれば提出してもらうことにする。

(4) 以上の手順を経て報告書として完結する。ついで久保委員より、この報告書の摘要について説明があり、まとめについての考え方が述べられた。

以上について、フリートークの形で次のような意見の交換が行われた。

○ 岩手大学では教養部の改編に当たって広島大学と同じような新学部を設けられたのであるが、広島大学の場合と少し違う点は、広島大学では全学部が揃っているところでの新学

部設置であるが、岩手大学の場合はそうではない。そこで、広島大学のケースをそのまま岩手大学に当てはめることは無理である。ただ、岩手大学で理学系を設けるとなると、この辺の問題を考えなければならないことになるのではなからうか。

- 今後の問題として、広島大学の総合科学部のようなものはできないことであろうが、岩手大学のようなものは方にできる可能性はある。
- その場合は、学生数に対して、一般教育担当教官数をふやしてほしいという主張がストレートに言えるのではなからうか。それにしても、ただ単に理学系のものを設けるのだと言っても通りにくいであろうから、やはり「総合」ということに触れなければならないことになろう。
- 「総合」という言葉のもつ意味には相当に厳しいものがある。広島大学にしろ、岩手大学にしろ、「総合」とは何かということを十分に論じないままに、取りあえずスタートしたということであろう。
- ある意味では、あの当時として、それを決断してスタートしたから設けられたということは言えるのではなからうか。
- そのとおりで、あれから「総合」と言えば何んでもできるのではないかという総合流行を起しているという傾向はある。
- 東大の場合でも兼担講座が認められ、一応予算的には格差が解消したのであるが、今度はこのような状況の中でシニアを持ちたいという動きが出ている。ただし、このシニアの持ち方については、総合性というものが考えられている。しかし、総合性とは何かということについては、十分に議論は尽くされてい

ない。

- 九州大学の場合は一つの試みとして、健康科学センターというものを設けたのであるが、さて、「ヘルス・サイエンス」とは何かということになると本当にはわかっていない。それではわからないままに設けたのかということになるが、わからないから何んとなんこれを設けて詰めていこうという意識を持つことになる。いわば、目的指向である。「総合」という場合も同じことではなからうか。取りあえずスタートしているということは前進と言えることであろう。
- 今回の教養課程の問題についての検討は、教養部に関係のある専門委員の意見に基づいて進められたが、学長の意見となると、根本的に発想の違う場合がある。そこで、その辺はよく検討し調整しておかねばならないことであろう。

概ね、以上のような意見の交換があつて本議題の協議を終了した。

2. 次期委員長の選任について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

来る11月6日をもって私は学長の任期を満了することになるので、同時に国大協の委員を辞することになる。

ところで、この委員会の構成は、第2常置委員長（指定）を除いて、他の委員については、各常置委員会からそれぞれ1名の委員が選出されて成り立っている。私は第1常置からの選出委員としてこの委員会に参加したので、新任の九州大学長は、私の後任として、この委員会のメンバーに加わることになる。次期委員長はそれらのメンバーの中から選ばれることになる

が、一応次のようにしてはいかがであるうか。

一つは、この委員会でこれまでに行ったケーススタディは、比較的大きな古い大学における改革の問題を中心として取り上げてきたので、今後はそれ以外の大学の問題を究明する必要があると思われる。そのような関係から、次期委員長は大規模大学の学長でなく、その他の大学の学長委員にお願いすることもひとつの考え方であろう。しかしその際、単科の大学の学長委員よりは、複合大学の学長委員の方が適任ではないかと思われる。

また、現在他の委員会の委員長を兼ねておられる委員に委員長をお願いすることもご迷惑と

思う。そうなると、残る学長委員は、岳中（熊本大）、円藤（香川大）、加藤（岩手大）の各委員ということになる。

そこで、第1候補岳中委員、第2候補円藤委員、第3候補加藤委員ということにしてはいかがであろうか。

以上の提言について、異議なくこれを了承した。

なお、本日岳中委員が欠席のため、その就任交渉は委員長一任とし、その結果を事務局に連絡することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学格差問題特別委員会

日 時 昭和53年10月30日（月）13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

渡辺、畑、久保村、豊田、丸山各委員

下沢、白田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように挨拶があった。

格差是正に関する問題について討議するための資料として、先般本委員会委員が所属する大学を対象に修士課程の実情に関する調査を行い、その集計結果を過日委員各位にお送りしたが、本日の協議のための参考として、これまでの審議経過とその問題点の概要をまとめた資料をお配りした。

次に、今朝ほど北村第1常置委員長から私宛に次のような内容の速達が届いた。それは、第

1常置では大学院の拡充整備について強力に推進しようとしているが、その具体的実現には相当の時日を要するので、大学格差問題特別委員会の方として学科目制と講座制との間の格差、特に積算校費の格差是正に努力してほしいという内容のものである。

以上のようなことを踏まえたいよろしくご協議をお願いしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

議 事

1. 修士課程充実の問題について

まず委員長より、配付資料①「格差是正問題・修士課程充実の問題等」、②「昭和52年度大学院研究科（修士課程）定員等調」について詳細な説明があった。

これについて、次のような意見が交された。

- 学科目制、修士課程、博士課程等の教官研究費は、この資料にもあるように格差があるが、修士課程や博士課程に対する手当という名目はついていない。これについては、大学院の指導のための経費とかいうことをはっきりさせないとこの格差は解消されないように思われる。
- そのような点をはっきりさせる必要がある。大学院の研究教育のために要する経費は、積算校費とは別建てのものにした方がよい。
- この教官研究費の差というのは、例えば実験科目について言えば、修士課程では学科目制の場合より多く実験費用がかかるであろうし、博士課程になれば更に多く必要であろうということで、教官当積算校費の率が決められているものであろう。しかし、この率の根拠については明らかにされていない。

それで、51年6月に本委員会から出した「格差是正に関する中間報告」では、教官当積算校費の基準は大学院の有無にかかわらず、学部段階においては一律に現行の修士講座制教官当積算校費の基準とし、大学院の研究教育に要する経費については別途に定めるべきであると述べている。このように教官当積算校費の基準は、少なくとも学部段階ではどの大学でも一律にすべきものであると思

う。

- 教官当積算校費というものは、大学院段階であろうと学部段階であろうと同じ率であることが望ましい。現在の学科目制と講座制との教官当積算校費の格差は、むしろ学生当積算校費に差をつけることによって加算する措置をした方が、理論的にはすっきりするのはなかろうか。
- この配付資料によって初めて知ったことであるが、講座研究費総額とその実質総額との差額があまりにも大きい、これはどうしてであろうか。
- これは、大学の共通経費として差し引かれて中央部にプールされるからである。実質総額は、一般的には講座研究費総額の60%も残ればよい方ではなかろうか。
- この資料の中で客員教授というものに触れているが、客員教授というのは、どのような性格のものであろうか。
- これは、外部からの非常勤講師のような性格のものである。ただし、これには研究費がついている。このような制度は最近できたものであるが、客員教授の枠を得るには概算要求をしなければならない。
- この格差是正の問題については、現在第1常置でも大学院問題を中心にして全般的な検討をしている。格差解消という点からすると、大学側には、博士課程を設けることによってこの格差を是正しようという動きがある。ところが、53年8月に出された「大学院の改善・充実について」という大学院問題懇談会の答申では、博士課程の新設は慎重に考えるべきであるという結論となっている。しかし現実には、私立大学にはこれまで大学院の新設認可をどしどし与えている。それにも

かわらず、国立大学に対しては、新制大学院設置以来二十数年間、医学系を除いて博士課程の新設は認められていない。ところが最近になって、国立大学の数大学に博士課程が設けられ、その突破口が開けたようである。しかし、オーバードクターの問題があって、文部省は依然として博士課程の設置には慎重な態度をとっている。

このような点が第1常置で論議されているが、この特別委員会としては格差是正の問題を、修士課程の充実ということで博士課程と修士課程との差を無くすということに問題を絞っているのであろうか。

- 北村第1常置委員長からの手紙では、博士課程の新設については現在第1常置で検討中であるが、簡単にその結論の出るような問題ではないので、当面の格差是正の問題として、当委員会で教官当積算校費の格差是正に努力してほしいということが言われている。
- 51年6月の中間報告を持って文部省に行った時、格差是正の問題についてどのような意見が交されたのか。
- 格差是正に関する中間報告に対する文部省の受け取り方としては、まず「格差是正」という言葉自体にも若干抵抗があったようである。また、格差是正という問題は、なかなか困難なことであるというような感触であった。もう一点は、この中間報告が国大協の統一した意見であれば検討することも考えられるが、もし一部（旧設大学等）に違った意見があるとすれば、まず国大協内部で意見の一致をみてからにすべきではなからうかということであった。
- 教官研究費のギャップをなくすためとか、予算獲得のために博士課程を設置しようとい

うことは正しくはない。大学運営協議会で「大学改革に関する調査研究報告書」をまとめた時の大学院問題に対する考え方は、博士課程を設けるのは、充実した大学であれば、それに応じて何れの大学であろうと博士課程を設けるべきであるというものであったと思う。

- 博士課程を設けるということは、研究費だけの問題でなく、それによって大学全体の構造が変わるというものであり、学部学生の質にも関わるという問題がある。
- まず、修士課程を設けて各大学のレベルを平等にして、それからその上に博士課程を置くということであれば、博士課程の置かれた大学は、それだけ負担も多いことであるから予算上プラスアルファがあるのは当然のことである。
- この委員会で検討していることは、修士課程のない学科目制のところの教官研究費を修士課程並に上げるということであって、修士課程(1.2)、博士課程(2.0)の率の差を問題にしているのではないと思う。大学院の修士課程や博士課程の教官研究費については、別建てにして考えるというわけにはいかないのであろうか。
- 格差ということ、学科目制、修士課程、博士課程という対比から論じていくと、博士課程を設けなければ格差は是正されないということになる。そうであるとすれば、どの大学でも博士課程を持つということになる。このようなことは、果して国家的利益からみてどのようなことになるのであろうか。
- この委員会の名称について問題があるようであるが、変更しなければならぬのであろうか。
- 現在のところ、名称については従来のまま

にしておきたい。これまでに出了意見のものとしては、「整備充実に関する特別委員会」というものがあつた。しかし、このような名称であれば、他の常置委員会でもこれに関係した事項を検討しているところもあるので、特別委員会というものは必要でないということになる。また、格差も完全に解消したわけでもないで、簡単にその名称を変更するもどうかと思われる。

- 「格差問題特別委員会」の名称であるが、基本的な考え方としては学部の研究教育条件を平等にするということであろう。しかし、現在、修士課程の設置も大部分の大学に認められてきたので、今後は修士課程の充実ということが表面にでるような名称であれば、他の常置委員会とも関係しないし、目的も達することができるのではなからうか。
- いずれにしろ、他の常置委員会との関係を考えると、現在名称を変更することは困難である。
- 日本と欧米との研究費の比較のことであるが、最近科学白書として出されたものを見ると、研究費について欧米との比較が数字で示されている。これを見てもわかるように、その差が極めて大きい。日本の大学院の研究費は、欧米の一つの専攻に付く予算相当額にすぎない。
- 科学研究費は年々増加している傾向にあるが、地方の大学ではある特定の教官はこれをもってはいるが大部分の教官はもらっていない。このようなことは教官側にも責任があるようである。
- 格差と言えるかどうかかわからないが、現実としては、いわゆる旧帝大というところが科学研究費の大部分の率を占めている。

- 科学研究費を得るについても、大きな大学では研究者の層が厚いわけで、地方大学のよう小さいところでは研究者の層も薄く、科学研究費を得る条件が悪いということがいえる。
- 教養部が他の学部と格差があるということであるが、それはどのようなことであろうか。
- 教養部は課程制であつて、教官の定員が学科制のようにはりつけられていない。
- 教養部は人文系の学科制と比べればそう格差はない。ただ、専門学部に大学院が設けられると、その間に格差が生じてくる。
- 具体的には教官の授業担当時間のコマ数が設置基準によると異なっているということがある。
- 大きな旧帝大のようなところの助手には、すべて大学院手当がついているが、新設の大学院の場合は指導教官でも、ある単位数以上を受け持たなければ手当が付かないとか、また助手はその講座に学生が所属しなければ手当が付かないとかいうことがある。その辺にも問題がある。
- 実験科目と非実験科目では研究費が違っているが、実験科目と非実験科目をどこで区別しているのだろうか。
- 研究費をふやそうとすれば、実験科目をできるだけ多く設ければよいということになるが、実験科目と非実験科目との間に目立った研究費の差があるということは、今後検討しなければならない問題であろう。
- 今後この委員会が、格差の問題を検討していくうえで必要となるのは、各大学の教官研究費の実態であると思う。そこで、そのデータを一応現状解析の意味で提出することにし

てみたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ、閉会した。

本日は、結論めいた議論にはならなかった

が、次回は、ただいまの意見にもあったように、まず教官研究費の実態についてのデータを出してもらい、これを基に今後検討すべき問題を求めるということにしたい。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和53年10月13日（金）14：00～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 須田委員長

岡路、九嶋、太田、岡本、田浦、橋爪、三上、小林、

安藤、竹山、井上各委員

山田専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、前回お諮りした教員委員の欠員補充について、関東地区からは椎名万吉教授（千葉大）の推薦があった旨の報告があり、続いて次のように述べられた。

前回（9月9日）の委員会において、今後の検討課題として取り上げた「一般大学・学部における教員養成の問題」および「教育系大学院の問題」の二つの問題の作業の進め方について協議し、その結果、その検討の資とするため、この二つの問題に関するアンケート調査を行うということになった。そこで、昨日小委員会を開き、このアンケート調査を行うについて、その原案を検討した結果、ほぼその構想がまとまったので、これについて、その作案にあたった田浦、小林両委員からその説明を伺ったうえ審議することにしたい。

議 事

1. 一般大学・学部における教員養成の問題について

まず田浦委員から、配付資料「一般大学・学部における教員養成に関するアンケート(案)」に基づき以下の調査項目について説明があった。

- I-1 教職に関する専門科目の授業実施状況
- I-2 教職に関する専門科目の授業時間割
- I-3 教育実習の実施状況
- I-4 大学又は教育学部の附属学校の関与状況
- I-5 教職課程の事務機構について
- I-6 教員養成をめぐる問題点
- I-7 教職課程センターについて
- I-8 法令等の整備について

以上の説明について次のような意見の交換が行われた。

- 単科の教育系大学でない複合の大学の場合

に「大学の附属の学校」があるところがあるのであろうか。

- 殆どの大学では附属の学校は教育学部の所属であるが、筑波大学と広島大学にあっては、附属学校は大学の所属となっている。
- I-4の「大学又は教育学部の附属学校の関与状況」の質問のところで、回答の選択肢が、「附属をもっている」「附属をもっていない」というように簡単になっているが、これはもう少し具体的内容（小学校・中学校・高校の区別）に触れた回答が得られるようにしてはどうであろうか。それから、教育実習の問題については、その経費の負担のことにしても質問してみてもどうか。
- その質問事項は必要と思われるので追加したい。
- I-5の「教職課程の事務機構について」のところであるが、この質問内容だけで十分な答えが得られるであろうか。
- これでは少しわかりにくいかもしれないので、補足的な説明を例示しておくようにしたい。
- 教育実習の単位の認定をどこでやるのか、また、どういう方法でやるかというような点を一つの調査項目としてもよいのではなかろうか。
- その項目は必要であると思うので、新たに一項を設けて「実習の評価の方法」ということで質問することにしたい。
- 教育実習学校の研究協力ということであるが、このことについては、いろいろな形があるだろうが、一つの調査事項として取り上げてよいのではなかろうか。
- この問題は「I-3-6」のところで一項を入れて、「附属校（協力校）の研究協力」

という新しい項を設けることにしたい。

概ね、以上のような意見の交換があり、「一般大学・学部における教員養成についてのアンケート案」に対する検討を一応終了した。

2. 教育系大学院について

まず小林委員から、配付の「アンケート案」に基づき、以下の調査項目について説明があった。

- II 一般大学の大学院における教員養成（教師教育）について
- III 教育系大学・学部の大学院について
- IV 一般大学・学部および教育系大学・学部における専攻科について
- V 一般大学・学部および教育系大学・学部における研修生制度について

以上の説明について次のような意見の交換が行われた。

- 「II-1の(1)」のところで、「53年度修了者」と表示されているが、これははっきり「53年3月修了者」とした方が誤解がないと思う。
- 「II-2の(2)」のところで、「認定をうけた（うける）免許・教科」となっているが、これは修了して取得するものと在学中に取得するものがあるが、これでよいのであろうか。
- これでは、わかりにくい点もあるかもしれないので、もう少し明確にしてわかり易くしたい。
- 教育系の大学院の受験資格についてはどのように考えているのであろうか。例えば、理学部の卒業生で教育関係のことを研究したい人の場合、修了すれば大学の教官にはなれる

が、小・中・高の教師にはなることはできない。しかし、この案にもあるように、「学部水準では教育できない特殊な分野での教育」、あるいは「研究後継者の養成」というようなことが研究科の目的とされるならば、このような目的に沿うにも理学部等の卒業者を入学させて構わないのではないかと思われる。

- ここで教員という場合は、小・中・高の教員を対象とするもので、大学レベルの教員は考えないということである。しかし、研究後継者の養成ということは従来からも聞くことであり、当然そのようなことも考えられることであるから、その辺の実態がどのようなかということも拾い上げてみたいと思っている。

このⅡのところの一つの狙いは、教育という名前のない研究科で、教育関係のことをやっている大学院があるので、それらの実態も掴もうと考えた。例えば、東京芸術大学では音楽研究科の中で音楽教育という専攻科がある。そのほかの大学で、農業教育というような専攻科があるところもあるのではなかろうか。また、ある大学では、理学部研究科の中で理学教育という専攻科を設けて、高校教員の養成を行ってはどうかという声も出始めているようである。

- そのような状況もある程度わかればよいと思うので、「Ⅱ-1の(3)」のところの「教職志望のため、大学院（研究科）として特別な方策をとっていますか」という質問のところに新たに一項を加えてはどうであろうか。な

お、東京芸術大学の音楽教育の専攻科が教職教育であるかどうか文部省に確かめる必要があろう。

- 「Ⅲ-2の(3)」のところで、研究科の目的について幾つかの項目が並べられているが、どれもが同じようなウェートであるということと○印が付けられたのでは質問した意味がなくなるのではなかろうか。
- これについては、この中の3つに限定して◎印を付けるということにしたのであるが、それぞれにコメントを付けてもらうようにすることも一つの方法であろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より、「一般大学における教員養成の問題」と「教育系大学院の問題」に関する2つのアンケートを一連のものとして、この順序で一つのものとしてまとめてよろしいか、と諮られ、異議なく了承された。

ついで今後の作業の手順について協議し、今回は11月10日に小委員会を開催してアンケート案の整理を行い、これを親委員会（11.25開催）に諮ったうえ各大学にアンケートし、来春4月頃までに回答してもらい、6月総会には中間報告を行う予定とした。なお、必要に応じその過程で関係方面の意見の聞き取りも行うこととした。また、これに関連する設置基準の問題については今後の検討課題とした。

なお、この設置基準の問題に関し、太田委員より、教大協における検討の進行状況について報告があり、これに関し意見交換が行われた。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和53年11月25日(土) 10:30~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 須田委員長

九嶋, 岩下, 太田, 岡本(舜), 田浦, 三上, 小林,

井上, 大賀, 岡本(洋)各委員

山田, 片山各専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次の新委員の紹介があった。

椎名万吉委員(千葉大)——本日欠席。

岡本洋三委員(鹿児島大)

ついで次のような挨拶があった。

本日は前回(10月13日)に引続き「一般大学・学部における教員養成ならびに教育系大学院に関するアンケート案」について、これからご審議頂きたい。

議 事

1. 一般大学・学部における教員養成ならびに教育系大学院に関するアンケートについて

まず委員長より次のように述べられた。

前回の委員会のあと、11月10日に小委員会を開いてこのアンケート案の検討を行い、更に本日午前中にも継続して検討を行って、お手許に配付したような原案を取りまとめた。ついては、これの作案に当たった田浦、小林両委員より説明をお願いしたい。

ついで田浦委員より、同案の「Ⅰ一般大学・学部における教員養成について」の部分について、また小林委員より、同案の「Ⅱ一般大学の大学院における教員養成(教師教育)につい

て」および「Ⅲ教育系大学・学部の大学院について」の部分について、それぞれ詳細な説明が行われた。

以上の説明について、次のような質疑および意見交換が行われた。

- このアンケートは、大学の本部宛送るのか。これの記入は誰がするのか。
- 一応、大学本部宛に送るということを考えている。記入の担当者については本部の方で判断してもらうことにする。
- この案のⅠ-5-(6)に「一般学部教官の関与状況」とあるが、「一般学部」の「一般」という語の意味がはっきりしない。教養部もこれに含まれるのか。
- そのことについては、このアンケートの前文のところで、次のように定義している。「本アンケートで一般大学・学部といっているのは、教育系大学を除いた大学および教育系学部以外の学部をさす」この定義でわかるのではないかと思う。
- 大学院に関するアンケート案のⅢ-7-(3)の「学科目、授業科目、教官の増加」というところの表で専任教官の人数についてたずねているが、これは定員のことなのか、実員のことなのか。それから、この専任教官の人数

については、「国語」から「技術」までの科目に関しては、教科教育の専任教官数を内数として（ ）で併記するようにした方がよいのではないか。

- Ⅲ-7の表題が「大学院構想の前提としての大学・学部の充実について」という表現になっているが、大学の中では大学院設置を前提としないで学部の充実に努力しているところもある。その点を考慮して適当な表現に改めてはどうであろうか。

以上の意見に基づき、原案について所要の修正を行ってアンケート案の検討を終り、ついで、このアンケートを各大学に依頼する文書についての検討を行い、次のような意見交換があった。

- このアンケートのタイトルを「大学における教員養成に関するアンケート」としているが、これはそれでよいと思う。ただ、本委員会が目下取り組んでいる課題を紹介している部分については、原文のような抽象的な表現でなく、本アンケートにある大項目をそのまま列記した方がはつきりするのではなかろうか。
- 「一般大学・学部」という語についての注

釈として「教育系大学を除いた大学……」とあるが、この「教育系大学」の次に（ ）として「教員養成を主とするもの」を付け加えた方がよいのではないか。

このあと、このアンケートを大学一本として回答してもらう際に、学内のどの部局がまとめの主体となるかについて論議が交され、これについては依頼状に次の趣旨のことを付記する措置を講ずることとした。

「設問の中で大学で統一した答をしにくい場合には、学部又は研究科ごとに記入して頂いてください」

以上でアンケートの文案についての審議を終り、次のことを決定して本日の議事を終了した。

- (1) このアンケート案については、今度の総会において、委員長より内容説明をして了承を得ることとする。そうして事後にはなるが、理事会にこれを提出して承認を得ることにする。
- (2) アンケートの回答期日は、2月20日までとし、回答部数は10部とする。
- (3) このアンケートの各大学への発送期日は12月20日とする。

就職問題懇談会

日時 昭和53年12月7日(木) 10:30~12:30
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 国立大学協会, 公立大学協会, 日本私立大学連盟, 日本私立大学協会, 私立大学懇話会, 国立短期大学協議会, 全国公立短期大学協会, 日本私立短期大学協会, 国立高等専門学校協会, 公立高等専門学校協会, 私立高等専門学校協会
(文部省) 石井学生課長, 近藤課長補佐, 河野補導係長

開会に当たり石井学生課長より次のような挨拶があった。

本日は、例年この時期に行っている二つの事項についての協議のためにお集まり頂いた。その一つは昭和53年度大学・高専卒業予定者の就職状況についての情報交換であり、いま一つは昭和54年度の大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期に関することである。この就職事務開始時期のことについては、現在のところ労働省から意見を求められてはいないが、中央雇用対策協議会の幹事会が近く開かれるので、それまでに大学・高専側の考えを伺っておいて、意見を述べたいと思っている次第である。その他、時間が許す限り、就職に関する諸問題について意見交換をいたしたい。

ついで近藤課長補佐より次のように述べられた。

本日の議事の進行をさせて頂くのでよろしくお願ひしたい。まず、昭和54年3月卒業予定者の就職見通しについて、その求人状況、採用内定の状況、本年特に顕著にみられた傾向等について、各大学・高専団体よりご報告をお願いしたい。

議 事

1. 昭和53年度卒業予定者の就職見通しについて

このことについて各団体より概ね次のような報告があった。

国立大学協会：国立大学全般の状況は摺んでいないが、私の大学(山形大学)を例にとると、求人の量の上からは昨年同期より若干上向いているようである。ただ、これは専門分野によって多少相違があり、人文系の経済学科はよいようであるが、工・農系などは前年よりよくなっていない。教育学部や文学部の状況はよくわからないが、むずかしい点があるようである。

公立大学協会：最終的な数字は摺んでいないが、大体昨年並の求人状況と思われる。ただ、女子大特に4年制の女子学生の求人状況は悪く、年々悪化していく傾向がある。

私立大学連盟：昨年に比べると求人状況は1割から1割5分程度ふえているが、それは主に関東、近畿に集中している。この求人増は、これまで採用中止をしていた企業が採用を復活してきたことと、中小企業からの求人がふえてき

たためである。

現在における採用内定の状況は、各大学まちまちであるが、私の大学（法政大学）では、感触としては85%くらいと推測される。しかし、これは大学側から観測した数字であって、企業との合意に達したものでは60%~65%程度である。いまその整理をしている段階である。なお、女子学生の内定の進度は遅い。次に本年の特殊な傾向としては、内定速度が早まったことが挙げられる。

私立大学協会：当協会の加盟大学は201校で全国に亘っている。昨日までに各地区毎に11月末日現在の求人状況ならびに採用内定率の報告を求めたが、それによると次のような状況である。

首都圏は内定率が高く、現在80%~90%程度である。これまで理工系関係の成績が悪かったが、今年は活気を取り戻したようである。これに反して地方の大学では内定率が低く、近畿地区では65%~70%程度、中京地区では50%~70%程度である。九州地区では50%程度で、ここでは大企業からの求人は少なく、サービス関係からのものが多い。また公務員の求人も少ない。中国・四国地区も50%程度で、ここでも大企業からの求人は少なく、商事、卸売、スーパー等の関係が多い。東北地区は40%程度で、ここでは求人の出足が遅く、全般的に求人数が少ない。北海道地区は60%程度で、ここでは求人が早い、解禁前における大手企業からの求人がふえてきている。また、本州からのUターン就職者がふえ、現地の大学はその影響を受けているようである。

私立大学懇話会：この会議に私は初めての出席であり、本日このような報告を求められることを知らされていなかったので何の準備もして

いない。

国立短大協会：国立短大は一部の医療短大を除いて勤労学生が対象となっており、学生は何らかの定職ないしアルバイトに就労している。国立短大は本来地元の協力を主体として発足したものであるが、地元との協力関係は余り密接ではない。

本年度の就職の実情は余りはっきりしないが、就職希望者は少ないので就職開拓は特にせず、求人申込みのあったものだけを扱っている状況である。

公立短大協会：11月末日現在の就職状況調査をしているが、今朝までに49校中20校だけ報告があったので、その分について報告する。

公立短大49校全体の卒業予定者数は7,915人で、そのうち報告のあった20校の卒業予定者は3,249人である。その中の就職希望者数は2,732人(84.1%)で、その就職希望者中採用内定となった者は758人(27.7%)である。

以上の数字は20校の平均であるが、学校差があり、ある学校では11月末日現在で100%内定というものもあるが、大体は20%~30%くらいのものが多い。

公立短大は求人開拓を余りやらず、求人申込みの要求に応ずるといふやり方の所が多い。従って、以上の20校の内定者の数も、その求人申込みに応じあつた結果の数字である。現在はそのような状況であるが、最終的には、卒業までに100%就職決定するものとみている。

私立短大協会：当協会の加盟校は425校であり、その学生数は女子が8割、男子が2割というような割合になっている。当協会では、目下11月末日現在の就職状況調査を実施中なので、本日は大体の感触によって報告する。

求人状況は地方差があるが、大体昨年並ない

し多少上回っている状況のようである。業種によっては求人減もあり、特に教職関係（幼児、保育）は年々厳しくなっている。

選考関係のことについては、今年も11月初めに試験日が集中しており（8割以上）、その過程についてみると、10月段階で会社訪問や書類提出の際に面接を行って内定するという企業がふえてきた。

内定状況については地方差があり、首都圏では昨年度は年内内定が6割程度であったが、今年はそれを数%上回るものと思われる。しかし、地方では年内内定3～4割の所も出るのはないかと思われる。

今後の見通しについては、昨年は12月あるいは越年してからも二次募集、追加募集があり、就職希望者は大部分就職できたので、今年も多分そうなるのではないかと予想している。

国立高専協会：国立高専は49校あり、商船系の5校を除いては工業系である。商船系は海運不況のため就職状況はよくない。工業高専については12月15日現在で就職状況報告を求めているが、その中の8校を抽出して問合せを行ったところ、機械、電気、建築、化学等は90%～95%の内定状況である。出足の悪いのは土木（3校）で、現在60%程度の内定率である。これは、あるいは土木には地方公務員関係志望者が多いためかもしれない。

求人状況については、都会地は9倍程度の求人があるが、北海道等は低下している。全般に求人件数はほぼ昨年と同様である。

公立高専協会：公立高専全体についての現時点での調査資料はないので、都立高専の場合を参考までに申し上げる。今年は昭和50年以来最高の求人があったが、求人会社数がふえた割合には求人数の方はふえていない。企業側の傾向

としては、求人に当たって単に量の確保ということだけでなく生活力の旺盛な者を求めようとしている点が目立っている。なお、サービス業からの求人の増加も今年の特徴の一つである。内定率の方は95%くらいのところである。

私立高専協会：当協会の加盟校は6校で、そのうち2校は最後の学年の生徒だけである。現在の就職状況について、12月1日現在で各校の状況をまとめ、更に12月5日にその後の内定状況をきいた。それによると、電気、機械は100%、工業デザインは80%であるが、土木は70%と余り振わない。これは公務員関係の採用が未発表であるためかもしれない。

求人件数は大体昨年同様であるが、一部には好転したものもある。

なお、10月段階の会社説明会の際に、大手企業では試験を行っている所があり、11月1日以降の選考は形式的にやっている所が多いようである。

以上、各団体から求人状況、内定状況その他関連事項について報告があったのち、文部省側より次のような報告ならびに質問があった。

文部省側でも就職状況に関する調査を行っており、9月と10月には求人動向調査、11月以降は内定調査を実施しているが、内定状況についてはその結果はまだ出ていない。求人調査では、求人件数、求人数とも若干増加がみられており、労働省の調査でも採用が昨年より上回っているとの結果が出ている。

なお、先程の各団体からの報告の中で女子学生の就職難のこと、地方大学の採用内定の出足が遅いこと、地方では求人が少ないうえUターン就職の影響があること、などの問題が出されたが、これらのことについて対策等があればご

意見を伺いたい。

これについて、特に女子学生の就職問題について種々意見の交換があり、以上をもって本議題についての協議を終った。

2. 昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務開始期日について

このことについて近藤課長補佐より次のように述べられた。

来年度の大学・高専卒業予定者の就職協定については、現在のところ労働省側から意見を求められていないが、意見を求められた場合の参考として、各団体よりこれについてのご意見を承りたい。

ついで各団体より概ね次のような意見が述べられた。

国立大学協会：就職事務開始時期に関する53年度の申合せ—10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、11月1日選考開始—は、ここ数年この方針で実施されてきて一応の定着をみている感じである。この10月—11月の線をもう少し早めたいとの意見もあるが、諸般の事情を考えると、当面大きな情勢の変化がない限り、これを継続していくことも一つの方法ではないかと考えられる。

公立大学協会：この就職事務開始時期に関する協定については、本音と建前があり、各大学によって事情が違う。この協定をどうこう言うのではないが、地方大学では現実的に問題がある。協定があると思ってその時期までのんびりかまえていると、既に内定してしまっているというケースもあるので、学生は大学に関係なく就職活動を始める。そして、企業側の方も提出書類抜きで受験させるところがある。そのようなことで、事実上企業側はこの協定を余り尊重

していない。

私立大学連盟：当連盟の基本的な考えは6月—7月が適当ということであるが、社会情勢をみて柔軟な姿勢で対処している。現在の10月—11月の線(51年度より実施)は、漸次定着しつつある。ただ、この基本線を実質的に崩すようなことがあってはならない。

それよりもわれわれが当面問題としているのは「企業と大学との間の求人求職事務についての協定」の方である。現在、企業からの求人票等の大学への送付は8月16日以降となっており、これを学生に対して提示するのは9月16日以降となっている。しかし、実際には求人票は8月16日以前にもくる。また、学生への提示が9月16日以降とされているが、書類提出締切の早い企業もある。大学側としては、集中的に送られてくる求人票をさばく時間的な余裕があった方がよいので、この8月16日以降という制限はなくした方がよい。もし強いて規定するならば、もっとこれを繰り上げてほしい。また、学生に対する求人票等の提示が、会社訪問開始の2週間前というのでは期間が短かすぎる。少なくとも1カ月の余裕は必要と思われる。この協定についての企業側との昨年話し合いでは、もう1年間はこれでやろうとのことであったが、現在のこの協定は、大学側の実情にも、また企業側の事情にも合わないのではないと思われる。

私立大学協会：当協会では当初から9月—10月を主張しており、現行の10月—11月の協定には絶対反対の立場をとってきた。この考えは現在でも変わらない。特に本年は、10月の会社訪問の段階で大手企業は採用内定を行い、協定を破っている。これを9月—10月に改めれば、このような協定違反も防げるのではないか。なお、9月—10月とした場合には、企業

からの求人票等の送付は7月初めから、また求人票等の学生への提示は8月初めから、ということにしたい。このようにすれば学生は就職活動に夏休みを利用することができる。現在の10月—11月だと大学は卒論や入試関係の用務と重なって忙しい。これを1カ月早めて9月—10月とすることは、当協会加盟の各大学、特に地方大学の強い要求である。

私立大学懇話会：この問題については、いま何の準備もないので意見を申し上げられない。

国立短大協会：国立短大は勤労学生主体の学校であり、就職あっ旋はさして重要ではないので、この就職協定の問題については特に意見はない。

公立短大協会：従来と同様、現在の申合せでよいと考えている。しかし、多数意見がこれを改定するというならそれに従う。ただ、この協定に関しては、一度申合せをした以上これを厳守してほしい。学校側が折角議論して申合せをしても、企業側はこのルールを無視する所が多い。今年はそれが特にひどかったようである。文部省や労働省は、協定を決めた以上は企業や学校に対してこれを守らせることを徹底してほしい。

私立短大協会：当協会では毎年6月全国的研修会を行っているが、この研修会の際にいつもこの就職事務開始時期の問題が出る。最近2、3年は、現行の10月—11月の線が定着してきたことを認める空気が出てきている。ただ、これに伴ういわゆる事務協定—企業と大学との間の求人求職事務の開始時期についての取り決め—については、これをもう少し繰り上げてほしいと思う。学生に対する求人票等の提示が9月16日以降、会社訪問開始がその半月後の10月1日以降ということでは、学生は企業研究を

する暇がない。その辺のところをもう少し検討する必要がある。

次に短大にとっては高卒の採用選考時期（10月1日以降）との関係の問題がある。これは特に地方の短大から強く出ている意見である。今年の研修会ではこの意見は多少減少したが、これは中央雇用対策協議会（企業団体と労働省との雇用問題に関する協議機関）が、本年1月に高卒の採用選考時期を1カ月遅らせるという方針を打ち出したからである。これによれば、54年ないし55年には高卒も大卒と同様に選考開始が11月1日以降となり、短大生が高校生採用後の穴埋めとして採用されているというような現状は解消されることになろう。

この就職時期に関する協定は、学校側の教育上の理由と企業側の採用計画との接点ないしは妥協点として決められているものであるから、高校の場合にもこの原則は適用されるべきものと考ええる。

国立高専協会：高専関係の採用選考時期は、もともとは5月1日—5月15日ということであった。それが最近になって大学と一緒に扱われることになったため10月—11月ということになった。それから、この就職時期の問題については、高専は大学とは異なった特殊事情がある。それは、高専は殆ど工科系であるので、企業サイドの研究技術者が教官になることができ、そのためこの教官と学生とのつながりが生じ、それが就職に結びつくという特殊なケースがある。

現在の10月—11月という就職協定に関しては特に意見はないが、これを1カ月早めた方がよいとも思われる。ただ、技術科学大学が新設され、それへの編入試験の関係を考えると、現行の形の方が適当かもしれない。

公立高専協会：現在の協定のままでよいと思う。なお、参考までに求人、選考に関する実情について一言すると、今年は会社の求人票に説明会や選考日が記入されていなかったり不明のものがあつた。これは会社説明会や会社見学の際に随時面接を行っているのかもしれない。

私立高専協会：就職協定を10月—11月にするか9月—10月にするかについては、どちらでもよい。私立高専は学生数も少ないので、どちらになつても余り影響はない。ただ、技術科学大学の編入試験が9月だとすれば、現行の協定の方が都合がよいかもしれない。

各団体から概ね以上のような意見陳述があつたのち、去る11月6日労働省主催で開かれた「高校卒業予定者の採用選考開始期日検討のための小委員会」の状況に関する質疑応答ならびに「企業と大学・高専との間の求人求職事務の取り決め—いわゆる事務協定」の改定に関する意見交換があり、ついで石井学生課長より次

のように述べられ本日の会議を終了した。

この大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期（いわゆる就職協定）については、これを1カ月繰り上げて9月—10月とすべきとの一部の意見もあつたが、大方の意見は現行の10月—11月が定着しつつあるので差し支えない、ということのように了解した。ただ、企業と大学・高専との間の求人求職事務の取決め（いわゆる事務協定）については、これを改定すべきとの意見が多かつた。それで、第一の就職協定については大勢は10月—11月ということになるが、9月—10月という一部の意見があることも関係方面に伝えることにしたい。第二の事務協定については種々意見があるので、今後相談して取り決めることにしたい。

そのほか、高卒の採用選考時期を11月に繰り下げることについてのご意見もあつたので、機会があればこのことも関係方面に伝えたい。また、就職協定が企業側において守られていないという点については、業界側に強く訴えたい。

第63回総会国立大学協会事業報告書

(注) 第62回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (68回)

1. 第62回総会

53. 6.20 (火) 第1日

6.21 (水) 第2日

2. 事務連絡会議

53. 6.22 (木) 幹事会

6.23 (金) 第29回事務連絡会議

3. 理 事 会

53.11.10 (金)

4. 常置委員会 (32回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 大学院問題、特にいわゆる新設大学の大学院問題を主要議題として、51年7月以降約2年半に亘り、連合大学院、総合大学院の構想を基に大学院のあり方について検討し、その間3回に亘り修士課程の充実ならびに博士課程の拡充に関する意見、要望を大学院問題懇談会に提出した。ついで、今回(53年8月)同懇談会の報告書「大学院の改善・充実について」が公表されたので、更にその内容を検討したうえ、文部省に対し大学院の整備拡充に関する具体的な要望を行うことにしている。

また、医学・歯学修士課程新設の問題に関し、医学教育に関する特別委員会と連携して検討を行った(医学教育特別委員会の項参照)。

その他、技術系職員の待遇改善を図るための専門官制度新設の問題について、同問題を審議中の専門官制度問題小委員会(第1常置委員会と第6常置委員会の合同小委員会)より経過報告をきき協議した。また、助手の待遇改善を検討するために新たに設けられた助手問題に関する小委員会(第1、第6両常置委員会の合同小委員会)よりの経過報告に基づきこの問題への対応について協議した。

53. 6.21 (水) 常置委員会

7.24 (月) 常置委員会

- 7.24 (月) 医学教育特別委員会との合同会議
- 10.16 (月) 常置委員会
- 11.17 (金) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 大学の履修課程の弾力化の一環として「大学卒業(中退)者で入学する学生の既修科目の単位認定について」の要望を去る6月総会直後に文部省に提出したが、その後の経過を基に更に検討を行った。

また、共通第1次学力試験の実施に関し、「二段階選抜における共通第1次学力試験の成績の利用について」の問題および「共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担について」の問題等について審議し、その結果をそれぞれ各大学宛通知した。そのほか、私立医科大学の共通第1次学力試験参加の問題、留学生に対する入試方法の問題等についても協議した。

- 53. 6.21 (水) 常置委員会
- 7.27 (木) 常置委員会
- 8.21 (月) 常置委員会
- 11.11 (土) 小委員会
- 11.28 (火) 常置委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 50年暮以降第4常置委員会と合同で審議を続けてきた学寮問題については、52年11月に中間的にまとめた「今後の学寮のあり方(参考資料)」をもって一応終止符をうつこととしたが、学寮に関する個別的な問題については今後も随時検討することとした。

ついで学生の補導に関する今後の検討課題として、留年問題および課外活動施設の整備充実の問題を新たに取り上げることとし、その検討を進めている。

- 53. 6.21 (水) 常置委員会
- 9.18 (月) 常置委員会
- 11.28 (火) 常置委員会
- 11.28 (火) 第4常置との合同会議

(4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題については、第3常置委員会と連携して対応していくこととした。

また、従来から促進を図ってきた大学保健管理施設および国立大学共同利用研修施設の増

設・充実、奨学制度の拡充等の問題について協議し、これらに関する要望書を取りまとめ、去る6月総会直後それぞれ関係方面（文部省、大蔵省）に提出した。

ついで、学生の厚生に関する今後の検討課題として、福利厚生施設の基準面積の改正の問題を新たに取り上げることとし、その検討を進めている。

- 53. 6. 21（水） 常置委員会
- 10. 11（水） 常置委員会
- 11. 28（火） 常置委員会
- 11. 28（火） 第3常置との合同会議

(5) 第5常置委員会

（主要審議事項） 学長の国際交流について文部省とも協議し、本年度の実施計画に従い去る10月（12日～26日の2週間）フィリピンより3名の学長招待を実施した。なお、本年度の学長国際交流の事業として、このほか来春オーストラリアから3名の学長を招待することが予定されている。

また、外国人の国公立大学の教授への任用の途を開くことを目的とした「外国人教師招聘制度」の問題について、文部省より説明をきき協議した。

更に、中国からの留学生の受入れの問題について、文部省より説明をきき協議した。

- 53. 6. 21（水） 常置委員会
- 11. 16（木） 常置委員会

(6) 第6常置委員会

（主要審議事項） 昭和54年度予算に関する要望書を作成し、これを関係方面（文部省、大蔵省）に提出した（10月2日）。また、国立大学財政の問題について、過般取りまとめた報告書「国立大学の財政の現状と問題点」を基に今後の検討課題について協議した。

定員問題については、先にまとめた報告書「第4次定員削減と国立大学の現状」を更に補充して「国立大学における定員削減の現状と問題点」として取りまとめ、今後の定員問題検討のための基礎資料とすることにした。

給与問題については、国立大学教官等の待遇改善に関する要望書を去る6月総会直後、関係方面（文部省、大蔵省、人事院）に提出した。また、助手の待遇改善に関し、過般行った助手に関する実態調査の結果等を基に、第1常置委員会と連携して検討を始めた。

学費問題については、授業料問題について長期的展望の下に基本的検討をすることとし、過般（53. 5. 18）実施された「学費問題についてのシンポジウム」の結果等を基に検討を進めている。

そのほか、技術系職員の待遇改善を図るための「専門官制度」新設の問題について、この問題を検討している専門官制度問題小委員会（第1常置委員会と第6常置委員会の合同小委

員会)の報告を基に協議し、また研究休暇制新設の問題、非常勤職員の問題等についても検討を行った。

- 53. 6.21 (水) 常置委員会
- 7. 7 (金) 大学財政・給与・定員合同小委員会
- 8.29 (火) 大学財政・給与・定員合同小委員会
- 9.29 (金) 常置委員会
- 11. 9 (木) 定員問題小委員会
- 11.10 (金) 常置委員会
- 11.28 (火) 学費問題小委員会

(7) 専門官制度問題小委員会

(主要審議事項) 大学における研究教育の補助にあたる技術系職員の待遇改善を図るため、去る52年11月に第1常置委員会と第6常置委員会との合同小委員会を設けて検討を続け、別建俸給表新設による「研究技術専門官制度」の構想試案を取りまとめ、これを去る5月各大学にアンケートした。その集計結果を基に更に検討を行い、構想試案を整理のうえ来る11月総会にこれを提出することにした。

- 53. 7.31 (月) 小委員会
- 9.27 (水) 小委員会
- 11. 6 (月) 小委員会

(8) 助手問題に関する小委員会

(主要審議事項) 国立大学教官等の待遇改善に関し、特に助手の待遇改善を図ることが急務であることから、過般実施した助手に関する実態調査の結果等をふまえ、これの具体的検討を進めることになり、このため第1常置委員会と第6常置委員会の合同小委員会を設けて去る7月より検討を開始した。

- 53. 7.18 (火) 小委員会
- 9.14 (木) 小委員会

5. 特別委員会 (18回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の振興を図るため、大学図書館の整備充実に緊要な事項について検討し、これを「大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書」として取りまとめ、去る10月2日関係方面(文部省、大蔵省)に提出した。

- 53. 8. 9 (水) 小委員会
- 8.30 (水) 小委員会

(2) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 51年9月以降行ってきた教養課程問題に関するフリートーキングおよび既に教養部改革を実施した大学についてのケーススタディを基に、報告書「教養課程組織改編に関する実情報告書」をまとめることとし、52年12月以降、実地調査等も行いつつその作業を進め、その原案がまとまったので近くこれを刊行する予定としている。

53. 7. 18 (火) 特別委員会

10. 17 (火) 小委員会

10. 17 (火) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 52年11月、教員養成に関する報告書「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討」を公表して以後、今後の検討課題として次の2つのテーマを取り上げることにした。①予てから検討を行ってきた教育系大学・学部における大学院の問題について、新構想の教育大学の内容検討も含めそのあり方の具体的構想の研究およびこれの設置促進の方策について更に検討を進めること、②また同時に、「一般大学における教員養成の問題」について、その問題点と改善策について検討すること。以上の方針に基づき、当面の作業としてその検討に資するためのアンケート調査の立案を進めている。

53. 8. 4 (金) 特別委員会

9. 9 (土) 特別委員会

10. 12 (木) 小委員会

10. 13 (金) 特別委員会

11. 10 (金) 小委員会

11. 25 (土) 小委員会

11. 25 (土) 特別委員会

(4) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 大学設置審議会基準分科会で審議中の医学・歯学大学院修士課程新設の問題について、文部省より説明をきき、この問題について第1常置委員会とも連携をとりつつ協議した。

また医師の臨床研修の改善を図るため厚生省が立案した「財団法人医師研修研究開発センター」設立の問題について、厚生省ならびに文部省から説明をきき、この問題について拡大委員会（医学部を持つ各大学の学長を加えた拡大会議）をも開いて協議した。

53. 6. 20 (火) 特別委員会

6. 22 (木) 特別委員会

7. 24 (月) 第1常置との合同会議

9.13 (水) 特別委員会

10.17 (火) 拡大委員会

(5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の整備充実を推進するための方策について検討し、その結果、修士課程の設置が進展しつつある実情に鑑み、当面これの質的充実を促進することとし、このための検討資料とするため、同委員会委員の所属大学に対してこれの実情調査を行った(53.4.21)。その調査結果を基に問題点の検討を行い、新設大学の修士課程の具体的充実策について今後更に検討を進めることとした。

53.10.30 (月) 特別委員会

6. その他の諸会合(13回)

53. 6.21 (水) 国立大学附属研究所長会議との懇談

6.24 (土) 大学関係7団体との会見

7.13 (木) 公立大学協会との共通入試に関する連絡協議小委員会

8.11 (金) 大学入試センターとの連絡協議会

8.21 (月) フィリピン国大学長招待準備委員会

8.30 (水) 「留学生問題を考える会」との会見

9.13 (水) 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見

10.11 (水) 留学生問題に関する文部省との懇談

10.25 (水) フィリピン国大学長招待準備委員会

10.25 (水) フィリピン国大学長との懇談会

11. 6 (月) 中央雇用対策協議会小委員会(就職問題)

11. 9 (木) 大学院生協議会との会見

11.28 (火) 大学関係7団体との会見

II 要望書その他の諸活動(8件)

■対外的諸活動

53. 6.22 第62回総会において決議された各種要望書(大学の履修課程の弾力化, 学生部職員の待遇改善, 大学保健管理施設・国立大学共同利用研修施設の増設・充実, 奨学制度の拡充, 通学定期旅客運賃の改定, 国立大学教官等の待遇改善等)については, 向坊会長, 岡本・香月両副会長および関係各委員長が文部省, 人事院を訪問してこれを提出し, 要望懇談した(大蔵省, 日本育英会, 運輸省, 国鉄には石塚事務局長がこれを持参し提出した)。

53. 7.26 人事院は今年度の給与勧告にあたって, 俸給の調整額を低位に手直しすることを検討中の由きき及んだので, これが大学教職員の生活に及ぼす影響に鑑み, このような措置をとる

ことのないよう配慮を要請する趣旨の要望書を作成し、石塚事務局長がこれを携えて文部省および人事院を訪問してこれを提出し、要望懇談した。

53. 10. 2 昭和54年度予算に関する要望書ならびに大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書について、向坊会長、岡本・香月両副会長、今村第6常置兼図書館特別委員会委員長が文部省、大蔵省をそれぞれ訪問してこれを提出し、要望懇談した。

■各国立大学への意見等照会

今回はなし。

■資料・連絡強化等

53. 6. 24 共通第1次学力試験の実施に関し、二段階選抜を実施する場合の共通第1次学力試験の成績の利用方法について、若槻第2常置委員長より各国立大学長宛通知した。
53. 6. 28 第62回総会において決議された各要望書の処理について、会長名をもって各国立大学長宛報告した。
53. 7. 31 「俸給の調整額に関する要望書」を緊急に文部省および人事院に提出した経緯について、各国立大学長宛事務局長から事務連絡した。
53. 9. 12 共通第1次学力試験実施の際の国立大学と公立大学の責任分担に関し、国立大学協会と公立大学協会の連絡協議小委員会においてまとめられた案（不測の事態に対する措置）が理事会で承認されたので、この方針に従い措置されるよう会長より各国立大学長宛通知した。
53. 10. 5 昭和54年度予算に関する要望書ならびに大学図書館の昭和54年度予算に関する要望書に関係方面（文部省、大蔵省）に提出した状況について、会長名をもって各国立大学長宛報告した。

III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
53. 5. 25	大学問題検討委員会	国立大学共通一次テスト問題に関する意見	第2常置
6. 15	大学関係7団体	国立大学予算の大幅増額等11項目	第4常置 第6常置
7. 3	第28回国立大学工学部長会議総会	予算の増額、講座の設置・充実等6項目	第1常置 第6常置
7. 7	国立農水産関係大学学部長協議会	講師定員への振替えを含む助手の待遇改善等5項目	第1常置 第6常置
7. 10	国立大学院大学農学関係学部長協議会	専任講師の定員増（助手振替）、大学院講座費の増額等5項目	第1常置 第6常置
7. 25	日本教職員組合大学部	調整額改悪反対についての要望書	(会長)

8. 9	東京地区国公立大学厚生補導部 課長会議	厚生補導に関する部の部・課長の管理職 手当の不均衡是正について	第3常置 第4常置 第6常置
8.25	東京YWCA留学生の母親運動 —私費留学生の問題グループ	留学生に対する「共通一次試験」の取扱 いについて	第2常置
9. 8	第19回国立6大学長会議	薬学研究科博士課程設置について	第1常置
11.13	ユナイテッド・ワールド・カレ ッジ日本協会	海外より帰国する子女の大学入学問題	第2常置
11.16	日本教職員組合	定員・予算・生活条件等に関する要望	全学長

IV 刊 行 物

- (1) 53.11 国立大学における定員削減の現状と問題点
- (2) 53. 8 会報81号
- 53.11 会報82号

諸 会 合

(53年10月～12月)

- | | | |
|-----------|-------|----------------------|
| 10.11 (水) | 14:00 | 第4常置委員会 |
| 10.12 (木) | 14:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 10.13 (金) | 14:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| 10.16 (月) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 10.17 (火) | 11:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会拡大委員会 |
| | 14:00 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 10.25 (水) | 15:00 | フィリピン国大学長招待準備委員会 |
| | 16:00 | フィリピン国大学長との懇談会 |
| 10.30 (月) | 13:30 | 大学格差問題特別委員会 |
| | | |
| 11. 6 (月) | 13:30 | 専門官制度問題小委員会 |
| 11. 9 (木) | 15:00 | 第6常置委員会定員問題小委員会 |
| 11.10 (金) | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:00 | 第6常置委員会学費問題小委員会 |
| | 14:00 | 理事会 |
| 11.11 (土) | 10:00 | 第2常置委員会小委員会 |
| 11.16 (木) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 11.17 (金) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 11.25 (土) | 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 10:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 11.28 (火) | 13:00 | 大学関係7団体との会見 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 14:00 | 第4常置委員会 |
| | 14:00 | 学費問題小委員会 |
| | 14:30 | 第2常置委員会 |
| | 15:30 | 第3常置・第4常置委員会合同 |
| 11.29 (水) | 10:00 | 第63回総会(第1日目) |
| 11.30 (木) | 11:00 | 第63回総会(第2日目) |
| | 18:00 | 幹事会 |
| | | |
| 12. 1 (金) | 12:00 | 第30回事務連絡会議 |
| 12. 4 (月) | 10:30 | 日教組との会見 |
| 12. 7 (木) | 10:30 | 就職問題懇談会 |
| 12.12 (火) | 10:00 | 日教組との会見 |
| 12.18 (月) | 13:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 12.19 (火) | 10:00 | 第6常置委員会給与・定員問題小委員会合同 |

要 望 書

研究技術専門官制度の新設に関する要望書

昭和53年11月29日
国立大学協会
会長 向 坊 隆

当協会は、かねてより大学における研究教育補助職員の中、特に技術系職員の位置づけを明確にするとともに、その待遇を抜本的に改善するよう要望して参りましたが、今般、その具体的成案を得ましたので、この線に沿って早急に検討を加えられ、善処されることを要望する次第です。

これら職員の処遇に関する具体的な改善の内容は、別添資料の通りであります。この骨子は、大学におけるこれ等の職員を「研究技術専門官」として位置づけ、別建ての俸給表を新設することによって、抜本的な改善を図ろうとするものです。

別添資料目次

別添資料Ⅰ

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案

参考資料(1)

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案一覧

参考資料(2)

研究技術専門官俸給表（案）

参考資料(3)

研究技術専門官俸給曲線比較表………省略

別添資料Ⅱ

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案に関するアンケート調査結果 ……149ページ参照

別添資料Ⅲ

国立大学協会専門官制度問題小委員会名簿………省略

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案

1. 経緯

大学における研究教育を十分遂行するためには、大学特有の専門職である「研究教育補助職員」の果たす役割は大きい。とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これら職員の重要性がとみに増してきた。にもかかわらず、これら職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがある等のことから、有為の人材を確保することが困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、国大協は、人事院・文部省等に対し、数年来これらの職員を適用対象とした別建て俸給表を新設し、あわせて給与水準の大幅引き上げを強く要望してきたところである。

また、文部省直轄・国立大学附置研究所長会議においても同様の趣旨で、技術専門官制度の実現方について要望されている。

文部省においては、これら要望を考慮し、国立大学の専門官の要求を数年来、人事院・大蔵省に要求してきている。

これらの要望に対し、人事院は、現職者については属人的に優遇の措置が毎年若干とられているが、専門官制度については、大学内における位置付けと実態が明確でないことを理由に認めていない状況である。そこで、国大協においては、職員組織、給与に関連する問題であるので、第1常置委員会および第6常置委員会合同の小委員会として、昨年の52年11月専門官制度問題小委員会を設け、抜本的改善のため検討を行うことになったものである。

この小委員会においては、これらの経緯をふまえ、また、関係方面の意見も勘案し、数回の会合の結果一応の試案を得たので、これについて各大学のご意見を本年6月に伺ったところ、殆どの大学や学部から賛成意見がよせられた。この小委員会の試案については、説明が若干不十分であったため、誤解を受けたむきもあるので、説明の不備な箇所を若干改訂のうえ改定試案としてここに提示する。今後なお検討を要する点があることはいうまでもない。

2. 研究教育補助職員の処遇上の問題点

(1) 処遇が不明確であること

現在、これら職員は、採用時の定員・定数により、教育職(一)（助手の一部、教務職員）、行政職(一)（技術職員）、行政職(二)（技能職員の一部）に採用されている。これらについて一応の基準はあるが、必ずしも明確でないし、給与昇進等も確立していない。

また、採用後これら俸給表は、昇給曲線が複雑に交叉しており（参考資料③参照）、採用後適用俸給表により、有利不利が生ずる。このため在職中給与上の処遇を計るため適用俸給を変更せざるをえない実態がある。俸給表の変更は、必然的に身分上の変更を伴い、一部は助手等の教官

職にせざるをえないものもある。また、特に高度な技術者については、助手、講師等で採用せざるをえない実態がある。

(2) 給与上いわゆる「頭打ち」が生ずること

現在、給与上昇格の途がひらかれているという面で最高額が最も有利なものは、行(一)適用者であるが、これも4等級止りであり、その数は技術職員総数(約8,000人)に対し、僅かな数(約180人)であり、大部分のものは5等級止りである。これは、一般事務系職員が係長・補佐・事務長等への昇進の機会があるのに比し、職員の意欲を減退させる要因となりうるものである。その他の教育職(助手、教務職員)、行政職(二)(技能職員)の場合には、更に低水準でいわゆる「頭打ち」となる。

(3) 高度な技術者の確保が困難であること

このため、近来特に必要とされる高度な技術者を確保することが困難であるとともに、優秀な若手の技術者の転出をとめることができない。

(4) 在職者の不満が多いこと

昇進の見込みがなく、また、給与上頭打ちが生ずることは、在職者の意欲を減退させるだけでなく、関係団体・組合等からも改善すべき課題として表明されており、研究教育上重要な職務を分担するこれら職員の処遇改善は喫緊の事項であるといわなければならない。

3. 試案の考え方(参考資料(1)「試案一覧」参照)

この試案においては、これらの経緯、問題をふまえ、次のような考え方によって案を作成した。

なお、作成にあたっては、①いわゆる「教室系技術職員」及びこれに相当する職員に限った(図書系職員及び施設部系技術職員を除外したのは部課制がとられていること及び一般事務職員との交流が必要なためである)。②講座、学科目等の教官定員の変更はしない(ただし、定員の振替を伴わないで属人的な等級別定数＝俸給表別定数の移行はありうる)ことを前提とした。

(1) 「研究技術専門官俸給表」を新設する

大学におけるこれら職員のうち、助手、教務職員、教室系技術(技能)職員(行(一)(二))等で、研究技術専門官に相当する職種の職務内容を具体的に明らかにし、新俸給表を設け、明確な職群とする。身分は、文部技官であり、また、その能力・責任により、4等級制(技監、主任専門官、専門官、専門官補)の職階を設け、採用・昇任・昇給等の制度を確立する。

(2) 給与の大幅な引上げを図ること(参考資料(1)(2)参照)

1等級(技監)の最高額は、おおむね30万円としたこと。これは、現行の講師の最高をやや上廻り、助教授をやや下廻り、また行(一)2等級(大学の部長)にほぼ相当するものである。

なお、この等級は現在きわめて高度な知識・技術を有する者を移行するとともに、将来優秀な人材を確保するためのものでもある。

2等級(主任専門官)は、最高額が現行の行(一)3等級(大学の事務長・古参課長)にほぼ相当

する。

3等級（専門官）は、現行の行(一)4等級（補佐・新任課長）に相当する。

4等級（専門官補）の最高は、現行の行(一)5等級に相当する。初任給は、高校卒は現行初級合格者に、大学卒は現行の教務職員に相当するものである。

(3) 移行措置等について

現在の助手、教務職員及び教室系技術（技能）職員（行(一)(二)）で(1)の研究技術専門官に相当する者について、その職務内容・知識・技術・学歴・免許資格・経験年数等により各等級に切替えるものとする。当然、現給は保障する。

なお、今後の新規採用者は、公務員試験合格者から採用できるポストについては、合格者から採用する。該当者がいない場合、試験になじまないポストについては、選考採用または、試験対象外官職として取り扱うこととしたい（これは、今後人事院・文部省と折衝を要する事項である）。

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案一覧

注：表中の俸給月額額は昭和53年8月の人事院
勧告以前の俸給表を基に作成したものを。

等級(職名)	1等級(技監)	2等級(主任専門官)	3等級(専門官)	4等級(専門官補)	
俸給月額	300,000~211,000	288,500~175,000	263,500~145,600	227,100~74,900	
対応俸給表・等級	教(一) (俸給月額) 3等級(講師)・4等級(助手)の一部(講師292,300~138,400円)(助手245,800~102,400円)	4等級(助手)・5等級(教務職員) (教務職員212,300~84,600円)	5等級(教務職員)	5等級(教務職員)	
	行(一) (俸給月額) 2等級(部長)・3等級(古参課長・事務長)(2等級311,800~193,900円)(3等級287,100~172,100円)	3・4等級(事務長・課長・補佐・上級係長) (4等級262,300~145,600円)	4・5等級(係長) (5等級225,100~122,000円)	5・6等級(主任・上級係員) (6等級188,000~100,400円)	
	研究 (俸給月額) 3等級(研究員)一部(3等級229,200~90,700円)	3等級	4等級(補助研究員) (4等級185,800~79,500円)	5等級(補助研究員) (5等級110,000~72,900円)	
(イ)(ロ) 格職付務基準内容	(イ) 博士の学位又はそれと同等以上の知識・能力、高度の研究・技術に關し極めて高度の経験・技術を必要とする相当数の部下を有する工場長・技師長等の職務または程修了経験15年以上 (ロ) 相当数の部下を有する工場長・技師長等の職務または程修了経験15年以上	(イ) 〇大学卒15年以上・短大卒18年以上・高校卒21年以上の経験を有する者 (ロ) 〇教育研究の補助として、高度の実験・実習または演習を担当する職務 〇高度の機器等の操作・運転・保守等を行う職務	(イ) 〇大学卒10年以上・短大卒13年以上・高校卒16年以上の経験を有する者 (ロ) 〇教育研究の補助として、実験・実習または演習を担当する職務 〇機器等の操作・運転・保守等を行う職務	(イ) 高校卒四一(七四、九〇〇円) 現行行(一)八一三 短大卒四一四(八四、六〇〇円) 現行教(一)五一 大学卒四一七(九六、四〇〇円) 現行教(一)五一 四 技術職員初級合格相当	
移行措置	教(一)	3等級(講師)・4等級(助手)の一部	4等級(助手)・5等級(教務職員)の一部	同左	5等級(教務職員)
	行(一)技術	3等級の一部	4等級	5等級の一部	5等級以下
	行(二)技能			特1等級・1等級の一部	2等級以下
	研究	3等級の一部	3・4等級の一部	4等級・5等級	5等級以下
在職現員	・講師 4,300 ・教務職員 1,600 ・行(一)図書館職員 1,850 ・研究職 3,4等級 190 ・助手 16,000 ・行(一)技術職員 8,100 ・行(二)技能職員 6,400				

研究技術専門官俸給表（案）

注：表中の俸給月額額は昭和53年8月の人事院
勧告以前の俸給表を基に作成したもの。

	1 等 級	間差額	2 等 級	間差額	3 等 級	間差額	4 等 級	間差額
		百円		百円		百円		百円
1	211,000	80	175,000	65	145,600	59	74,900	30
2	219,000	85	181,500	70	151,500	55	77,900	30
3	227,500	90	188,500	70	157,000	55	80,900	37
4	236,500	80	195,500	75	162,500	60	84,600	38
5	244,500	80	203,000	70	168,500	60	88,400	40
6	252,500	75	210,000	65	174,500	60	92,400	40
7	259,000	70	216,500	65	180,500	58	96,400	50
8	266,000	60	223,000	60	186,300	58	101,400	55
9	272,000	55	229,000	60	192,100	57	105,900	55
10	277,500	55	235,000	60	197,800	56	111,700	55
11	283,000	53	241,000	55	203,400	56	117,500	55
12	288,300	47	246,500	55	209,000	56	123,300	55
13	293,000	40	252,000	55	214,600	55	129,100	55
14	297,000	30	257,500	55	220,100	54	134,600	55
15	300,000		263,000	55	225,500	49	140,100	55
16			268,500	50	230,400	49	145,600	55
17			273,500	45	235,300	47	151,100	55
18			278,000	35	240,000	45	156,600	55
19			281,500	35	244,500	45	162,100	55
20			285,000	35	249,000	45	167,600	55
21			288,500		253,500	35	173,100	55
22					257,000	35	178,600	50
23					260,500	30	183,600	50
24					263,500		188,600	50
25							193,600	50
26							198,600	40
27							202,600	40
28							206,600	40
29							210,600	35
30							214,100	30
31							217,100	25
32							219,600	25
33							222,100	25
34							224,600	25
35							227,100	

参考資料(3) 「研究技術専門官俸給曲線比較表」 ——省略——

別添資料Ⅱ 「研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案に関するアンケート調査結果」については資料
(149ページ) をご参照下さい。

別添資料Ⅲ 「国立大学協会専門官制度問題小委員会名簿」 ——省略——

資 料

上越教育大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

昭和53年11月10日
理 事 会
昭和53年11月29日
第 63 回 総 会

上越教育大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める(別表)理事地区別定員表のうち関東・甲信越地区の項、所属大学の欄中「長岡技術科学」の次に「上越教育」を、「山梨」の次に「山梨医科」を加え、中部地区の項、所属大学の欄中「福井」の次に「福井医科」を加え、近畿地区の項、所属大学の欄中「神戸商船」の次に「兵庫教育」を加え、また中国・四国地区の項、所属大学の欄中「香川」の次に「香川医科」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第1 14」を「第1 15」に、「第2 14」を「第2 15」に、「第3 14」を「第3 15」に、「第4 14」を「第4 15」に、「第5 14」を「第5 15」に、「計84」を「計89」に改める。

※ なお、上越教育大学は第1常置委員会、山梨医科大学は第2常置委員会、福井医科大学は第3常置委員会、兵庫教育大学は第4常置委員会および香川医科大学は第5常置委員会のそれぞれ所属とする。

(大学運営協議会規程の一部改正)

第3条 大学運営協議会規程第7条第3項に定める(別表)のうち関東・甲信越地区の項、所属国立大学名の欄中「長岡技術科学」の次に「上越教育」を、「山梨」の次に「山梨医科」を、中部地区の項、所属国立大学名の欄中「福井」の次に「福井医科」を、近畿地区の項、所属大学の欄中「神戸商船」の次に「兵庫教育」を、中国・四国地区の項、所属大学の欄中「香川」の次に「香川医科」をそれぞれ加える。

附 則

(施行期日)

この改正は昭和53年11月29日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

53.11.29 総会

理 由

昭和53年10月1日上越、兵庫2教育大学及び山梨、福井、香川3医科大学が創設され、何れも創設の日をもって当協会に加入のためこれに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

国立大学協会の会費基準改正に伴い、「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」の制定ならびにその他関係規則の一部改正について

国立大学協会の会費基準の改正に伴い、総会・事務連絡会議出席旅費支給基準を次のとおり制定する。

総会・事務連絡会議出席旅費支給基準

総会・事務連絡会議に出席する学長・事務局長については、次の区分により旅費を支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学（埼玉・千葉・横浜）以外の大学については、鉄道賃のほか日当宿泊料を支給する。

ただし、北海道・高知・九州・沖縄地区に所在する大学については航空賃・日当・宿泊料を支給する。

注：日当・宿泊の日数等の算定は別表のとおりとする。

2. 在京大学および東京近接大学（埼玉・千葉・横浜）については、会議1日につき、車賃として3,000円を支給する。この規定の運用については予算の都合等により、調整することができる。

国立大学協会の会費基準の改正に伴い、関係規則の一部を次のとおり改正する。

（国立大学協会会費の基準の一部改正）

同基準第3項に定める「決算額による負担額 前々年度における当該大学の 項）国立大学目）校費決算額の0.04%」とあるを、「目）校費決算額の0.05%」と改める。

（学長以外の委員の会議出席旅費支給基準の一部改正）

同基準第2項に定める「在京大学および東京近接大学（埼玉・千葉・横浜）の委員には、会議1日につき車賃として2,000円を支給する。」とあるを、「3,000円を支給する。」と改める。

附 則

（施行期日）

この制定ならびに改正は昭和53年11月29日より施行し、昭和54年度よりこれを適用する。（昭和53.11.29制定、改正）

今後の学寮のあり方（参考資料）

第3、第4両常置委員会はかねてより学寮問題検討のため合同会議を設け、その研究をすすめたが、そのため本会議は両委員会の教員委員並びに専門委員をもって学寮問題小委員会を組織し、種々の側面からのこの問題の検討を委嘱した。その結果、同小委員会は、本報告をまとめ、52年11月14日の本会議へ提出した。本会議においてこの報告を詳細に検討した結果、学寮の今後のあり方を考えるにあたり、重要な参考資料となると考え第61回総会に提出し、更に第63回総会の了承を得て会報第83号に掲載の手続をとった。大方の御参考となれば幸いと考える次第である。

第3・第4常置委員会合同会議

今後の学寮のあり方（参考資料）

昭和52.11.14

第3・第4常置委員会合同学寮問題小委員会

一般的にみて、わが国の国立大学の学寮の現状は決して好ましいものとは言えない。多くの大学がその管理運営に困難な問題をかかえ、その打開策に苦慮しているのが偽らざる実情である。こうした学寮問題を打開する一つの拠所として国大協の統一の見解を求める声もしばしば聞かれるところである。しかし、他方では、各大学の学寮の特殊事情を度外視して統一の見解を提示することについては、かえって紛糾を招くとする警戒論もある。言うまでもなく、各大学の学寮は、大学（学部）の種類、規模、立地条件等により、あるいはそれぞれの学寮の歴史的経緯や慣行等によって、その性格を異にし、またその具体的運営も一様ではない。学寮をめぐるこうした諸事情を考えると、一見学寮に共通する基本的問題であっても、これについて統一的な見解を提示することには自ら慎重たらざるを得ない。したがって、既存の学寮に関する限り、各大学がかかえる諸問題は個別的に各大学で処理し、その結果、学寮問題の対処において大学間に相違が生じることは事実上これを認めざるを得ないであろう。ただ、学寮が大学の付属施設である以上、その管理責任を負う大学としては、国有財産等の諸法規に違背することがあってはならないし、また寮生についても、市民社会に自明の私生活費個人負担の原則が適用されるべきことは疑問の余地はないところである。

1. 学寮イメージの転換の必要性

アンケート調査の結果によれば、各大学はその観点こそ異なれ、ほとんどが学寮の必要性を認めていると言える。その必要性の認識は、学生数の増大によって今後一層強まるであろう。こうした学寮の必要性が高いにも拘らず、現状では種々の理由により退寮者が多く、また入寮希望者が減少する傾向がみられる。こうした傾向は一体何を物語っているであろうか。学生の側における生活様式の変化、とりわけ住・食生活にみられる著しい変化もその一因であるが、それと関連して、戦後の学寮にまつわるイメージがマイナスに作用して、学生の意識状況の変化に即応して

いないことが挙げられるであろう。

戦後、各国立大学は、終戦直後の経済的困難と住宅難の中であって、しかも急増する学生の修学を可能ならしめるために、旧兵舎や旧校舎などを学寮に転用するなどして急場をしのいできた。こうして戦後の学寮は、学生とりわけ経済的困窮学生のための生活援護的性格を多分に帯びた施設として発足したのであるが、この発足時の事情が、その施設・設備の劣悪な条件と相俟って、戦後の学寮イメージを色濃く規定したといっても過言ではない。その後の日本経済の復興・成長と国民の生活水準の向上にも拘らず、また昭和34年頃から鉄筋寮が建築されはじめ、学寮の施設・設備も逐次改善されるようになって、学寮を生活援護的なものとみる感覚が一向に払拭されず、本来利用者が負担すべき私生活費に対して、国費援助を当然視するような風潮が形成蓄積されて今日に至っている。この点について、昭和37年の学徒厚生審議会の答申は、「現実には学生の経済生活に対する学寮の意義は重要である」としながらも、「学寮は貧困学生の収容施設であってはならない」と率直に指摘しており、更に「教育的機能をより有効ならしめるためには、施設の整備・奨学制度の充実によって、物的環境の改善と学生の経済的条件的向上に努める必要がある」との提言を行っている。15年前のこの提言は、今日でもそのまま通用するものであり、今後の学寮のあるべき姿を考えるにあたっては、先ず以て「貧困学生の収容施設」と結びついた学寮イメージの転換をはかることが何よりも必要である。このことは利用者たる学生については勿論、大学側にも、文部省当局にも言えることである。

2. 学寮の改善と充実

調査結果にみられるように、学寮を福利厚生施設とみる傾向が強くなっているが、この場合の福利厚生の内容は必ずしも一様ではないであろう。その中には、上述の如き終戦直後におけるような生活援護的なものではなく、むしろ、設備やサービスが行きとどき、快適な生活環境が確保されている状態をその内容とするものもあろう。一方、利用者たる学生の側には、意識状況や生活感覚に著しい変化が進んでおり、必ずしも「安価な下宿屋」としての学寮を求めるのではなく、快適な居住環境において、プライバシーが保障され、かつ修学の上においてもプラスとなる学寮を期待する者も多い。こうした利用者たる学生の意識状況の変化や期待に応えるためにも、学寮の規模、形態および構造の面について、欧米諸国の近代的な学寮や、その運営において評価されているわが国の私立大学その他の学寮を参考にし、その改善と充実を積極的に進めることが望まれる。この点については、文部省も老朽寮の改築にあたって部分的に取り入れているが、学寮のあるべき姿について明確な理念を早急に確立することを期待したい。

学寮の改善と充実にあたっては、画一性に流れず、大学・学部の種類や特殊性を考慮し、また当該大学の教育方針が充分活かされるよう設備その他の面におけるきめ細かな配慮が加えられるべきである。もしこうした新しい理念にもとづく学寮づくりが、依然として管理・運営の壁によって阻まれる場合には、大学の管理から外し、公団住宅や公務員宿舎に準じて、一般市民並みの入居・利用条件によって運営される新しい形態の学生宿舎も考えられる。その場合、学徒援護会

の管理下にあった旧学生会館の教訓や、現在一部国立大学で採用されている新しい方式等が参考になるであろう。また、今後外国人留学生の増加が予想されることを考えて、当該大学の学生が留学生と起居を共にするような学寮や、更に大学院学生や研修医等のための特別寮も考慮されて然るべきであろう。

次に、新しい学寮の建設に際しては、その利用者は少なくとも経常費の全額を含む費用を負担するという建前が貫かれる必要がある。それと同時に、旺盛な勉学の志をもちながら経済的事情のために、この負担に堪えられない学生に対しては、現行の育英奨学制度を抜本的に改善して、これをカバーし、等しく快適で修学に適した学寮生活が営みうるよう特別な配慮が必要である。

別添資料Ⅱ

「研究技術専門官」（俸給表の新設）の構想試案に関するアンケート調査結果

昭和53年11月6日
専門官制度問題小委員会

国立大学協会に設置された「専門官制度問題小委員会」は、本文記載の通り「研究技術専門官」という別建の俸給表を新設して待遇改善を図る「構想試案」を作成した。この「構想試案」の作成に当っては、多くの国立大学等の関係者の賛同を得るために、関係者の意向や意見を反映し、取り入れるよう努めた。

そのために、「構想試案」の第1次案を作成した段階で、「専門官制度問題小委員会」の委員の所属大学に対して、「予備調査」を実施した。このアンケート調査の結果、当小委員会の「構想試案」については大筋の賛成を得た。そこで、当初の「第1次案」については、考え方の骨子はそのままとし、表現上の不適切な箇所を若干修正して「第2次案」を作成した。この「第2次案」を、昭和53年5月に国立大学協会加盟の全部の大学に配付し、意見を求めた。そこで、当小委員会の作成にかかる「構想試案」に対する参考資料として、ここに、このアンケート調査の結果の概要を報告することにする。

Ⅰ 調査の対象と方法

- (1) 調査対象 全部の国立大学87大学
- (2) 調査票の回収状況 87大学中86大学
- (3) 調査時点 昭和53年6月、調査票の整理集計は、同年7月末日現在
- (4) 集計整理の方法 各大学からの回答の多くは、部局別回答であったため、部局別に回答した大学については、意見を同じくする部局数を当該大学の部局数で除した値を大学数として算出した。したがって、大学数について小数点以下の数値がでることになった。

II 調査結果の概要

1. 構想の基本的考え方に対する意見

この設問では構想試案に対する総括的意見を求めた。その結果は第1表にみる通り、「賛成」および「基本的賛成」と回答した比率が79%に達した。「意見なし」と回答した大学も、「この構想試案の適用対象者がいない」とかの消極的賛成が大部分で、これを賛成に含めれば、賛成大学は90%を超える。これに対して、「反対」の大学は僅かの2.9%で「保留」を「反対」に含めても6.7%にとどまる。

第1表 構想の基本的考え方に対する意見

	大学数	%
賛成	36.77	42.8
基本的賛成 (おおむね妥当, 適当, 問題なしを含む)	31.09	36.2
意見なし (とくになしを含む)	12.32	14.3
保留 (わからない, 更に検討を要すを含む)	3.29	3.8
反対 (困難, 無理である等も含む)	2.53	2.9
計	86	100.0

この「反対」意見の理由として挙げられているのは、たとえば、「給与上の待遇改善措置ならば、新俸給表を設けなくても現行俸給表の制度内で改善等が考えられる」、「教育職と行政職との二元的人事構成をとっている大学内に新たな職群を作ることになり、組織管理上、困難な問題を発生させることになる」などの意見である。

また、「賛成」の意見の中にも付帯意見をつける大学があった。その主なものは、この構想試案では差し当たり適用対象外とされている「図書館職員」や「人文・社会科学系の教室職員」にも適用拡大すべきだという意見と、これとは逆に「行(一)俸給表適用の技術職員にのみ限定すべきだ」という意見があった。

2. 新俸給表について

これについては三つの設問をだした。まず第1に、「新俸給表を創設する方がよいか」についてであるが、これは第2表一1にみるように、「賛成」および「基本的賛成」は66.1%で、ここでも「意見なし」を賛成に含めれば、87.1%に達する。但し、第1表に比べれば、「反対」および「保留」とする大学が若干多く、12.9%ある。この「反対」の理由の主なものは、「待遇改善ならば、行(一)俸給表で措置できる」というものであった。これについては、現行俸給表でこれらの職員の待遇改善を図れないところから研究技術専門官制度の構想ができたことを付記したい。

第2に、この新俸給表の等級構成は、技監、主任専門官、専門官、専門官補の4等級建てであるが、この可否について設問してみた。この結果は第2表一2にみる通りで、前問までに比べて

第2表-1 新俸給表を創設する方がよいか

	大学数	%
賛成	53.09	61.7
基本的に賛成	3.77	4.4
意見なし	18.03	21.0
保留	3.76	4.3
反対	7.35	8.6
計	86	100.0

賛成意見が少なく、「意見なし」および「保留」の比率が高くなっている。また、「適当」、「おおむね適当」とする回答の中にも修正意見が付記されたところもある。

修正意見としては、「特1等級を設ける」、「5～6等級にせよ」など等級数を増やせという意見と、逆に、「等級数はできるだけ少なくせよ」、「等級構成をなくし、通し号俸制とせよ」など等級数の縮減を主張する大学もあった。また、各等級への格付基準については、「学歴、経験年数のみとせず、技術を評価して格付けすることが望ましい」、「格付基準については、原則として一定の資格（たとえば国家試験等）をもった者に限ることがよい」などの意見が付されていた。

第2表-2 等級構成は適当か

	大学数	%
適当	31.10	36.2
おおむね適当	12.74	14.8
意見なし	22.19	25.8
保留	15.37	17.9
反対	4.60	5.3
計	86	100.0

次に第3に、この新俸給表の給与水準は適当か否かを設問してみた。この結果は、第2表-3に示す通り「反対」は僅かであるが、「保留」および「意見なし」が合わせて43.8%にも達する。この主なるものは、「全般的に有利すぎる」、「他職種とくに行(一)職員との均衡を考慮せよ」、「昇給間差額が大きすぎる」などである。また、これとは逆に、「技監については教授級水準にせよ」、「上限と下限を高める必要がある」などの意見もあった。

第2表-3 給与水準は適当か

	大学数	%
適当	32.16	37.4
おおむね適当	13.78	16.0
意見なし	22.95	26.7
保留	14.68	17.1
反対	2.43	2.8
計	86	100.0

3. 他職種との関係について

当小委員会の「構想試案」では、この適用対象の中心を技術職員におき、身分名称も、「文部

技官」として取り扱うこととしている。そして、図書館職員については、部課係制があり昇格・昇進にもとづく昇給の途がひらかれていること、施設部系の技術職員についても同様であり、かつその職務内容は、設計・製図等教室系の技術職員とは異なっていることなどから、試案では適用外としていた。また、人文・社会科学系の技術系以外の教室職員や教務職員も、その職務内容が若干異なることを配慮し、アンケート調査では適用外とし、今後の検討課題としていた。こうしたことから、この試案の構想でよいかどうか設問してみた。この結果が以下である。

まず第1に、図書館職員および施設部系技術職員を適用外したことが適当か否かの設問結果をみると第3表—1の通りである。これによれば、「試案でよい」および「基本的に試案でよい」が合せて60.0%で、消極的に賛成の内容である「意見なし」を含めると、90.0%を超え、「反対」は僅か4.9%にすぎない。

第3表—1 図書館職員・施設部系技術職員との関係

	大学数	%
試案でよい	31.03	36.1
基本的に試案でよい	20.57	23.9
意見なし	27.60	32.1
保 留	2.62	3.0
反 対	4.18	4.9
計	86	100.0

もちろん、この「試案でよい」という意見でも、図書館職員や施設部系技術職員の待遇が現状のままで良いとは回答していない。たとえば、「これらの職員に対しても、別途、待遇改善を考慮すべきである」、「図書館職員については、別途に専門官化の方向で検討すべきである」などである。

次に第2に、人文・社会科学系の教務職員および教室系職員については、どうであろうか。第3表—2でみるように、試案への賛成意見は52.2%にとどまり、「意見なし」が41.1%にも達している。「反対」が全くないところから明らかなように、この「意見なし」は「反対」を意味しない。この多くは、人文・社会科学系部局以外の自然科学系部局よりの回答である。したがって、この「構想試案」のように「適用については今後検討する」ことに賛成という意見が圧倒的多数であることになる。なおこれについては、「人文・社会科学系の職員についても、同一に取り扱うことが望ましい」とする意見が5大学から回答されただけであった。

第3表—2 人文・社会科学系の教務職員・教室系職員との関係

	大学数	%
試案でよい	29.21	34.0
基本的に試案でよい	15.93	18.5
意見なし	35.35	41.1
保 留	5.39	6.3
反 対	0.12	0.1
計	86	100.0

第3に、その他の職種との関係については、第3表—3にみるように、この「構想試案」に対

する「反対」は全くないが、かといって、「賛成」が多いわけではない。全体の61.8%が「意見なし」で占められる。これは、この技術専門官と類似する職種が、上記したもの以外にないことの結果であろうか。なお、意見としては、当然のことながら、「一般事務職員の優遇措置を併せ考えるべきである」とする回答があった。これ以外には、「医療職俸給表適用者も含めるべきである」とする意見が付されたにとどまる。

第3表-3 その他の職員との関係

	大学数	%
試案でよい	17.37	20.2
基本的に試案でよい	9.30	10.8
意見なし	53.17	61.8
保 留	6.03	7.0
反 対	0.13	0.2
計	86	100.0

4. 「構想試案」は実態に即しているかについて

この「構想試案」の作成に当っては、この新設俸給表の格付基準や適用が可能となるよう十分配慮し、「実態に即する」よう具体的に構想した。しかし、この「構想試案」の適用対象として予定している「職務内容」を遂行し、一定の資格要件を有する者を、果して明確に職務分類し、技術専門官として取り出すことができるかどうか、またこの技術専門官の中を、職務内容、学歴、経験年数等によって4等級に分類できるかどうか、現実に即して可能かどうかは確認してみる必要がある。そこで、これについて設問してみた。この結果が、以下の2表である。

第4表-1によれば、「基本的に可能」を含めると「可能」とする意見が58.4%と過半数を占め、消極的賛成とみなしうる「意見なし」をこれに加えると83.5%に達する。「不可能」とする意見は、8.8%にとどまった。

第4表-1 職務内容により技術専門官を明確に分離できるか

	大学数	%
可 能	39.31	45.7
基本的に可能	10.92	12.7
意見なし	21.62	25.1
保 留	6.60	7.7
不 可能	7.55	8.8
計	86	100.0

第4表-2 職務内容、学歴、経験年数等により4等級に分離できるか

	大学数	%
可 能	34.74	40.4
基本的に可能	12.12	14.1
意見なし	21.84	25.4
保 留	8.26	9.6
不 可能	9.04	10.5
計	86	100.0

次に、第4表—2の4等級への分離についても第4表—1とほぼ同様の結果である。

なお、これについては、「主任専門官、専門官、専門官補の3段階が実態に即している」という意見もあった。またなかには、「審査委員会を設け、審査せよ」とする厳しい意見もあった。これ以外に、「特殊な技術・技能を有するものについては、学歴、経験年数によらず優遇できる途を考慮せよ」とする意見が、とくに付置研からよせられている。

5. 「構想試案」への移行措置について

この「構想試案」の「技術専門官」に当る「職務を遂行している」ものは、現実には多様な身分で任用され在職している。そこで、果して新設俸給表への俸給表の適用変更が可能かどうか、設問してみた。これを整理したのが以下の第5表である。

第5表—1 助手の一部の移行は可能か

	大学数	%
可 能	32.20	37.4
基本的に可能	8.53	9.9
意見なし	22.95	26.7
保 留	17.36	20.2
不 可能	4.96	5.8
計	86	100.0

第5表—2 教務職員の移行は可能か

	大学数	%
可 能	41.79	48.6
基本的に可能	3.73	4.3
意見なし	24.53	28.5
保 留	15.44	18.0
不 可能	0.51	0.6
計	86	100.0

第5表—3 技術・技能職員の移行は可能か

	大学数	%
可 能	38.83	45.2
基本的に可能	8.19	9.5
意見なし	24.62	28.7
保 留	13.11	15.2
不 可能	1.25	1.4
計	86	100.0

これによれば、全体的にみて、「不可能」とする意見は殆ど僅かであるが、かといって、「可能」もしくは「基本的に可能」とする意見が圧倒的に高い比率を占めているわけではない。「意見なし」と「保留」の比率が上述してきた設問の結果より若干高めにてている。「意見なし」の内容は、ほぼ消極的に「可能」とみてよいが、「保留」については、俸給表が新設され実際に適用してみなければ判断できないという意味に受け取れる。これは、「構想試案」の「移行措置」

が「属人的」に大学や本人の希望、および資格要件等を加味して実施するということによると思われる。

6. 「構想試案」に対するその他の意見

以上の設問以外に問題点を指摘する回答が幾つか寄せられた。その主なるものを列記すれば、次のようなものであった。

第1は、適用対象を医療技術者、実験動物管理職員、薬用植物栽培員、宇宙開発観測職員、農場・演習林職員、有害実験廃棄物取扱者などへも拡大せよとする意見がだされている。

第2は、技術専門官については、教官に準じた研修、調査費用、旅費を積算してもらいたいとする意見がある。

第3は、技術専門官への新規採用者は、公務員試験対象外官職として任命権者に委ねる必要があるとの意見もよせられている。

第4は、技術専門官の俸給表の新設に当っては、俸給表上の等級別定数はもちろんのこと、定員措置を明確にしなければ混乱が生ずるとの意見もあった。

7. 以上の要約

以上当小委員会の「構想試案」について種々なる角度から設問をだし、国立大学関係者の賛否を聴いてきた。

もともと、この「構想試案」は、できるだけ具体的かつ実行可能なものとして立案するよう努めたが、細目にわたってまでリジットにはできていない面もある。

したがって、上述のように実施に当っては種々配慮すべき問題提起もあるが、これについては今後検討を要するとしても、結論としては、大筋において、これに「賛成」もしくは「可」とする意見が圧倒的多数を占めることになった。

昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

国・公・私立大学及び高等専門学校の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、当分の間、昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者については、卒業前年の10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。

昭和54年1月24日

国立大学協会会長	向坊 隆
公立大学協会会長	高木健太郎
日本私立大学連盟会長	村井 資長
日本私立大学協会会長	中原 実
私立大学懇話会会長	桜井 和市
国立短期大学協議会会長	畑 敏夫
全国公立短期大学協会会長	林 秀
日本私立短期大学協会会長	公江喜市郎
国立高等専門学校協会会長	岡野 澄
公立高等専門学校協会会長	高月 龍男
私立高等専門学校協会会長	竹内 重武

そ の 他

新規加入大学

(大学名)	(所在地・電話)	(学 長)	(事務局長)
上越教育	〒943 上越市西城町1-7-2 (新潟大学教育学部高田分校内) 0255-24-5013	辰野千壽	岩本一太
兵庫教育	〒673-14 兵庫県加東郡社町50 (社町庁舎内) 07954-2-3301 (代) 07954-2-3311 (直)	谷口澄夫	新井幸男
山梨医科	〒400 甲府市武田4-4-37 (山梨大学内) 0552-52-1111 (代)	高安久雄	杉林嘉一
福井医科	〒910 福井市文京3-9-1 (福井大学内) 0776-23-0500 (代) 0776-21-7085 (直)	高瀬武平	飯田光雄
香川医科	〒760 高松市幸町1-1 (香川大学内) 0878-61-4141 (代)	砂田輝武	深津良平

学長等の異動

○学長の交代

	(前 任)	(新 任)
宇都宮大学 (事務取扱)	金子 義久	(事務取扱)近藤 正巳
徳島大学	山田 憲吾	岡 芳包
お茶の水女子大学	市古 宙三	井上 茂

○委員の新任

第1 常置委員会	辰野 千壽 (上越大学)
第2 "	高安 久雄 (山梨医科大学)
第3 "	高瀬 武平 (福井医科大学)
第4 "	谷口 澄夫 (兵庫教育大学)
第5 "	砂田 輝武 (香川医科大学)

寄贈図書

教育と情報 12月号, 1月号 (文部省)

厚生補導 12月号, 1月号 (文部省)

産業と教育 11月号, 12月号, 1月号 (産業教育振興中央会)

I D E 12月号, 1月号 (民主教育協会)

E S P 12月号, 1月号 (経済企画協会)

青少年問題 12月号, 1月号 (青少年問題研究会)

アジアの友 9月号, 10・11月号 (アジア学生文化協会)

みんぱく 11月号, 12月号, 1月号 (国立民族学博物館)

学校基本調査速報 昭和53年度 (文部省)

国民のための大学 日教組大学部教研第9回集会報告 (日教組)

図書館再建50年 (東京大学)

CRESENT (関西学院大学)

thinking ahead (ユネスコ)

学生生活実態調査報告書 昭和52年度 (神戸大学)

研究報告 放送に関する技術の研究・開発 (放送文化基金)

 " 放送に関する法律・経済・社会・文化的研究・調査 (放送文化基金)

International Recruitment News 第47号 (外務省)

国際交流 No. 18 (国際交流基金)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 // (学科課程・入学試験等)
 - 第3 // (補導)
 - 第4 // (学生の厚生)
 - 第5 // (大学間の協力)
 - 第6 // (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

編集後記

- * “暖冬異変”と騒がれたこの冬も終わろうとしております。
その冬のさ中に、最初の共通第1次学力試験が実施されましたが、無事完了をみましたことはご同慶に堪えない次第であります。
- * 本号は前総会に関する事項や諸種の資料を掲載した関係で160ページにも及ぶ大部のものになりました。
今回の「特別寄稿」には、福原東京農工大学長の“戦後教育を顧みる”および佐々木東京水産大学長の“フィリピンの大学学長団の来日”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった両先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- * 「窓欄」には村越弘前大学教授の“縄文時代線刻絵画について”という考古学上の興味深い随筆を頂戴いたしました。ここに厚くお礼申し上げます。(R)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和54年2月26日 印刷 (非売品)
昭和54年2月28日 発行

会 報 第 83 号

(第29巻第1号 通巻第83号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

03 (813) 0647

印刷・製本 懶文唱堂